



伊勢崎市 都市計画 マスタープラン

令和3年8月



伊勢崎市

はじめに

伊勢崎市は、北関東自動車道や東毛広域幹線道路、国道17号上武道路などの恵まれた広域交通ネットワークのもと、県内有数の製造品出荷額等を誇る工業都市として、また優良な農地、豊かな自然環境、多くの歴史・文化遺産、住みやすい居住環境を有する都市として発展してまいりました。

近年、人口減少社会の到来や頻発する大規模な自然災害による安心・安全に対する意識の高まりに加え、地球環境問題の深刻化や情報通信技術の急速な進展など、社会経済情勢の変化に伴う課題も多様化、複雑化しております。こうした中、持続可能な伊勢崎市の実現に向けて、都市づくりの方針となる「伊勢崎市都市計画マスタープラン」を改定いたしました。

本マスタープランでは、『「便利な暮らし」「地域の活力」「豊かな自然、歴史・文化」を次の世代へ』を都市づくりの基本的な考え方として定め、市民の皆様と「共に創る、共に生きる」社会の実現を目指してまいります。

結びに、本マスタープランの策定にあたり、貴重なご意見を賜りました多くの市民の皆様をはじめ、熱心なご審議を賜りました伊勢崎市都市計画マスタープラン策定委員会委員の皆様、伊勢崎市都市計画審議会委員の皆様に、心から敬意と感謝を申し上げますとともに、今後とも、市政に対する一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。



令和3年8月

伊勢崎市長

阿 井 泰 雄

目 次

第1章 計画の概要

1. 都市計画マスタープランの位置付けと役割..... 1
2. 伊勢崎市都市計画マスタープランの概要 3

第2章 都市づくりの課題

1. 本市の概況..... 5
2. 都市づくりの課題 8

第3章 都市づくりの目標

1. 将来都市像..... 21
2. 都市づくりの基本目標..... 22
3. 将来目標人口 26
4. 将来都市構造 27

第4章 都市づくりの方針

1. 土地利用の方針 35
2. 都市施設の整備・管理方針..... 42
3. 住環境の形成方針..... 57
4. 自然環境の保全方針 61
5. 都市景観の形成方針 63
6. 都市防災の基本方針 67
7. 観光・レクリエーション環境の形成方針 70

第5章 地域づくりの方針

1. 地域区分の設定 75
2. 地域別の方針 78

第6章 都市計画の指定・見直し方策

1. 基本的な考え方 153
2. 都市計画の指定・見直し方策 155

第7章 計画を推進するために

1. 市民・事業者・行政の協働による都市づくりの推進 161
2. 効果的な都市づくりの推進..... 165
3. 計画の進行管理 167

■資料編

1. 策定の経過・体制..... 169
2. 伊勢崎市都市計画審議会への諮問及び答申..... 176
3. 都市づくり指標一覧 178
4. 用語の解説..... 179

第1章 計画の概要



1. 都市計画マスタープランの位置付けと役割

1-1. 計画改定の背景と目的

伊勢崎市（以下、本市）では、平成17年1月の合併後、旧市町村の都市計画マスタープランを統合する形で平成20年8月に、都市計画の総合的な指針となる「伊勢崎市都市計画マスタープラン」を策定し、平成26年8月に部分改訂を行い、都市づくりを進めてきました。

また、策定から約10年、部分改訂から約5年あまりが経過し、社会情勢においては将来の人口減少に対応するための立地適正化計画の推進や、緑豊かで魅力的な都市づくりを実現するための都市緑地法等の改正、低炭素まちづくり、我が国を含めた国際的な目標として策定された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：以下、「SDGs」という）に対応した持続可能なまちづくりの推進など、都市計画に求められる要素も変化・拡大しています。

これらの現在の社会情勢や本市の状況を踏まえて、将来に向けて持続的に発展していく伊勢崎市の将来像を示すものとして、伊勢崎市都市計画マスタープランを改定しました。

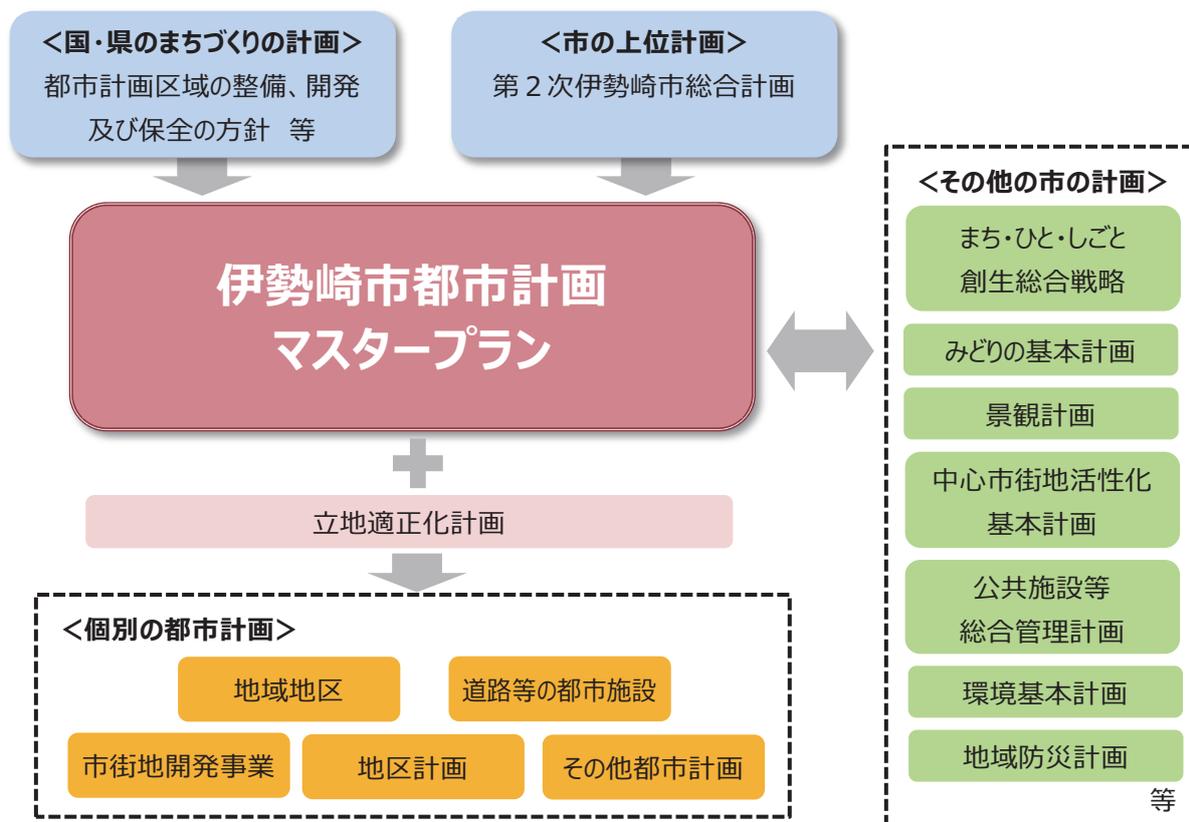
1-2. 都市計画マスタープランの位置付け

都市計画マスタープランとは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、都市計画法第18条の2に位置付けられている法定計画で、住民に最も近い立場にある市が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映して都市づくりの将来像を示し、その実現に向けた方針や施策を示すものです。

市が定める都市計画は、都市計画マスタープランに即したものでなければなりません（都計法第18条の2第4項）。

都市計画マスタープランは、上位計画である「第2次伊勢崎市総合計画」や県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即することとされています。また、関連する各分野の個別計画と連携して都市づくりの方針を示します。

図 都市計画マスタープランと関連計画の関係



1-3. 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランが果たす役割は以下のとおりです。

◆ 都市の将来像の明示

都市全体あるいは地域の将来像を明らかにし、多様な主体が共有する都市づくりの目標を示します。

◆ 市が定める都市計画の方針

将来像を実現する手段の一つである市の都市計画について、決定・変更の方針となる都市計画の方向性、必然性、根拠を示すものとなります。

◆ 都市計画の総合性・一体性の確保

個々の都市計画の相互関係を調整し、都市全体として総合的かつ一体的な都市づくりを可能にします。また、法定都市計画以外のまちづくり手法も含めた総合的な取組とすることも可能にします。

◆ 住民の理解、具体の都市計画の合意形成の円滑化

住民を含めた多様な主体が、都市の課題や方向性について合意することで、具体の都市計画の決定・実現が円滑に進むことが期待されます。

2. 伊勢崎市都市計画マスタープランの概要

2-1. 計画の期間

まちづくりは、その実現に至るまでに多くの時間を要することから、中長期的な視点による計画と、それに基づく取組が重要となります。本計画の計画期間は概ね20年間を見通したうえで、都市の具体的整備の目標年次を計画期間10年間として策定します。

ただし、計画策定後も、社会情勢や都市を取り巻く環境の変化などに合わせ、計画内容を適宜見直すものとします。

計画期間（計画の目標年次）： 令和12年度

2-2. 計画の対象範囲

都市計画マスタープランは、原則として都市計画区域を対象に策定する計画です。

本市は、伊勢崎都市計画区域、赤堀都市計画区域及び東都市計画区域の3つの都市計画区域が指定されており、一体的・総合的な都市を構築するため、伊勢崎市全域を対象範囲とします。

図 都市計画マスタープランの対象区域



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

2-3. 計画の構成

<都市づくりの目標>

市固有の自然、歴史・文化、地理的条件、産業などの特性を踏まえ、市全体の目指すべき将来都市像や基本目標、将来都市構造を示します。

<全体構想>

目指すべき将来像や目標、将来都市構造などをもとに、その実現に向けて、市全体の部門別の都市づくり方針を示します。

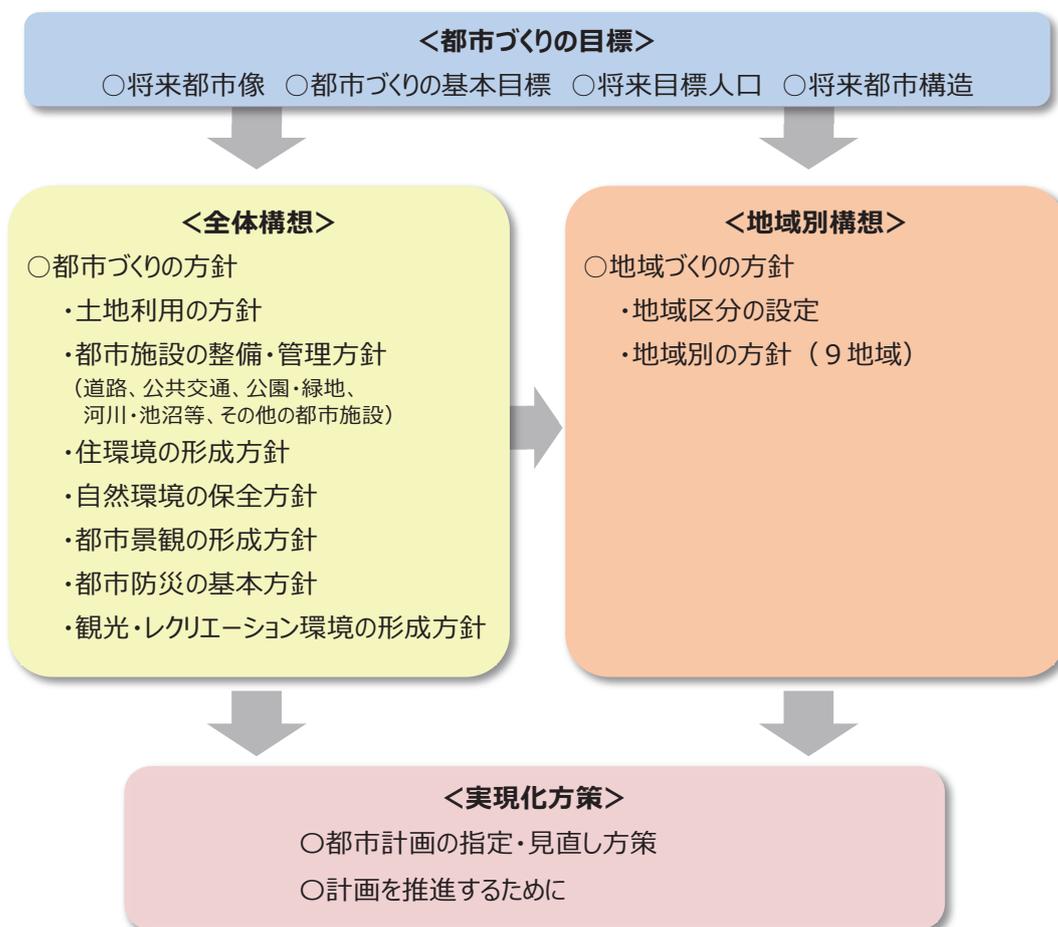
<地域別構想>

全体構想で示した市全体の都市づくり方針を受け、より身近な地域単位での課題や特性に応じた地域づくりの方針を示します。

<実現化方策>

全体構想と地域別構想で示した都市づくりを実現していくため、市民・事業者・行政それぞれの都市づくりにおける役割や協力体制、都市づくりの推進に向けた取組の方針などを示します。

図 伊勢崎市都市計画マスタープランの構成



第2章 都市づくりの課題



1-3. 気候

1年を通じての平均気温は約15度、年間降水量は約1,200ミリメートル、気候は県内では比較的温暖で、雨の日が少なく日照時間が長いという特徴があります。冬季は「上州のからっ風」と呼ばれる寒風が吹きます。

1-4. 人口・世帯数

本市の人口は堅調に増加しており、平成27年には208,814人となっており、平成7年からの20年間で約2.4万人、約13%の増加となっています。

世帯数も増加傾向で推移し、20年間で約2.1万世帯、約36%の増加となっています。

人口と比較して世帯数の伸びが大きいため、世帯人員は平成7年の3.12人から平成27年には2.61人まで少なくなっています。

図 人口・世帯数・世帯人員の推移

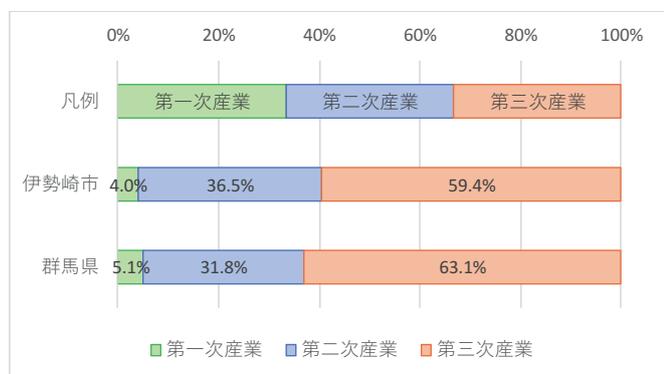


資料：国勢調査

1-5. 産業構造

平成27年の産業分類別の就業人口の構成比をみると、第三次産業が約59%、第二次産業が約37%、第一次産業が4%となっています。本市は、群馬県全体に比べて第二次産業就業者の割合が高くなっています。

図 産業分類別の就業人口の構成比



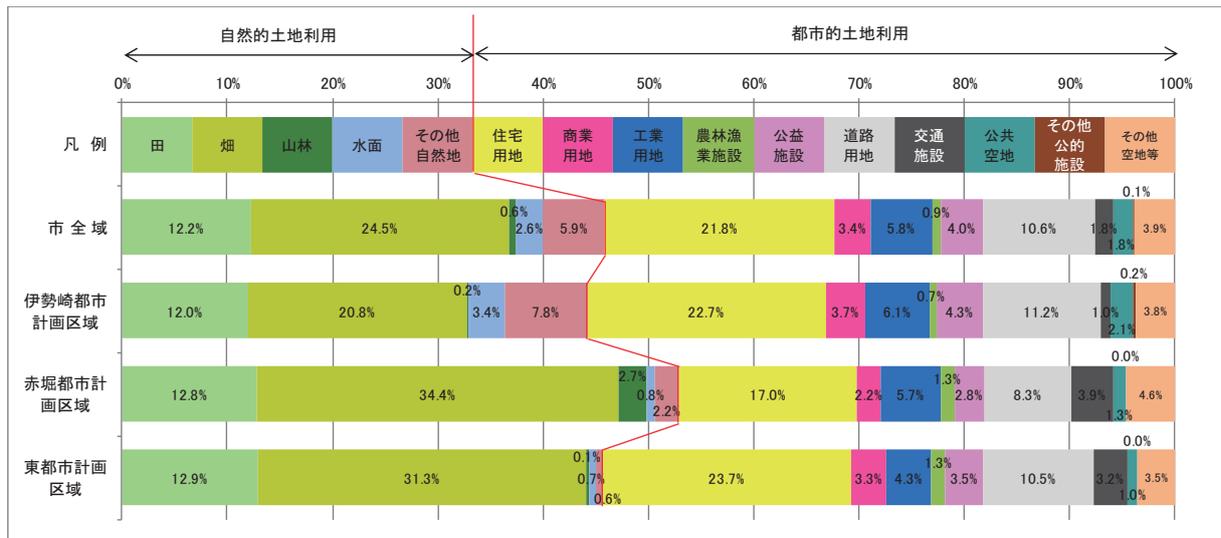
資料：平成27年国勢調査

1-6. 土地利用

本市の平成28年の都市的土地利用は約54%と過半を占めています。都市的土地利用の中では住宅用地が最も高い割合で市全体の約22%を占めています。自然的土地利用は約46%を占め、田畑がその大部分を占めています。

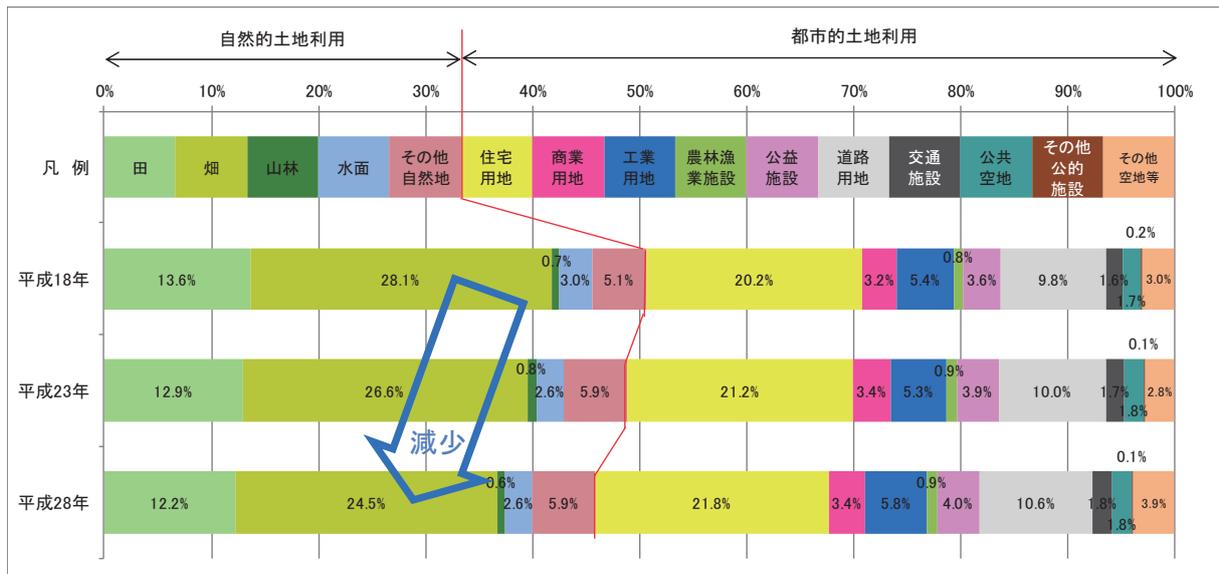
土地利用の推移をみると、平成18年から平成28年にかけて自然的土地利用の割合が約5ポイント減少しており、中でも畑が減少しています。

図 土地利用の構成（平成28年）



資料：平成28年都市計画基礎調査

図 土地利用の推移（市全域）



資料：平成28年都市計画基礎調査

2. 都市づくりの課題

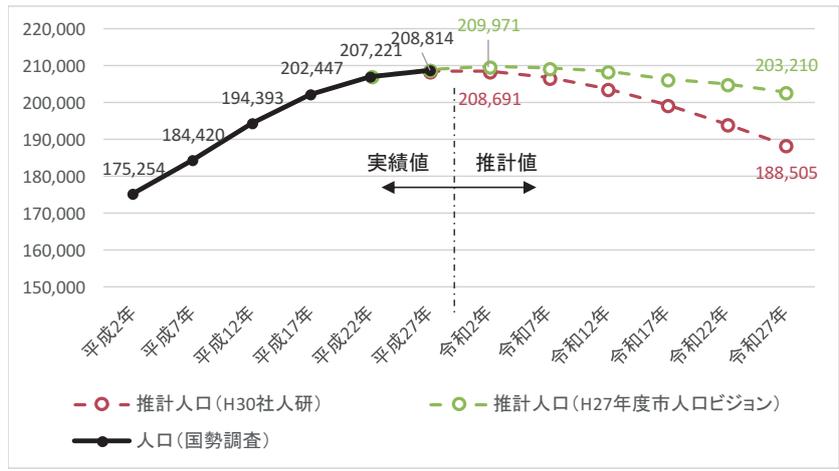
2-1. 社会環境の変化に対応した都市づくりの課題

● 人口減少社会を見据えた都市づくりへの転換

本市の将来人口は、平成27年度に策定した「伊勢崎市人口ビジョン」で令和2年にピークを迎える推計となっています。平成27年国勢調査に基づく国立社会保障・人口問題研究所の最新の推計人口（平成30年3月公表）では、平成27年をピークに減少に転ずることが見込まれています。

日本全体の人口がすでに減少に転じている中で、これまで人口が増加していた本市においても人口減少へ転換することを踏まえ、人口減少社会を見据えた都市づくりを実践していく必要があります。

図 将来人口の見通し



資料：国勢調査、日本の地域別将来推計人口

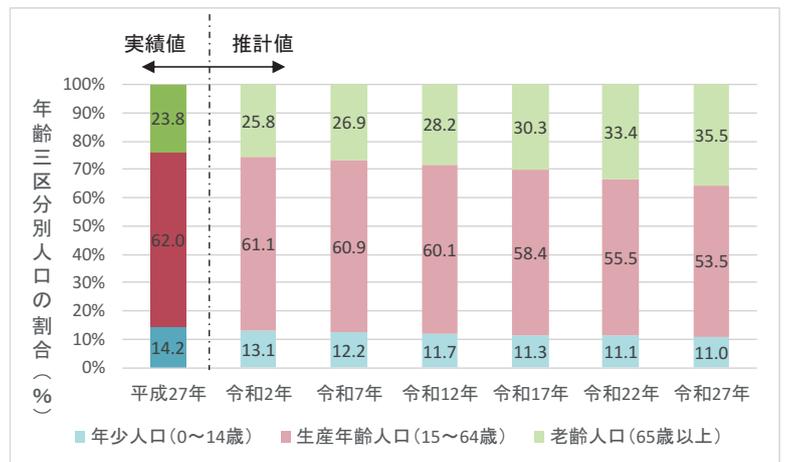
(平成30(2018)年推計 国立社会保障・人口問題研究所)

● 少子高齢化に対応した都市づくり

本市の平成27年の年齢三区分別人口の割合は、全国・群馬県と比べて年少人口の割合が高く、高齢人口の割合が低い傾向にあります。今後は少子高齢化が進行することが見込まれます。

増え続ける高齢者の日々の暮らしの利便性の確保、高齢者にとって利便性の高い移動手段の確保、子育て世代の流入促進に向けた魅力的な居住環境の確保などに対応した都市づくりが必要です。

図 将来の年齢三区分別人口の割合



資料：平成27年国勢調査、日本の地域別将来推計人口

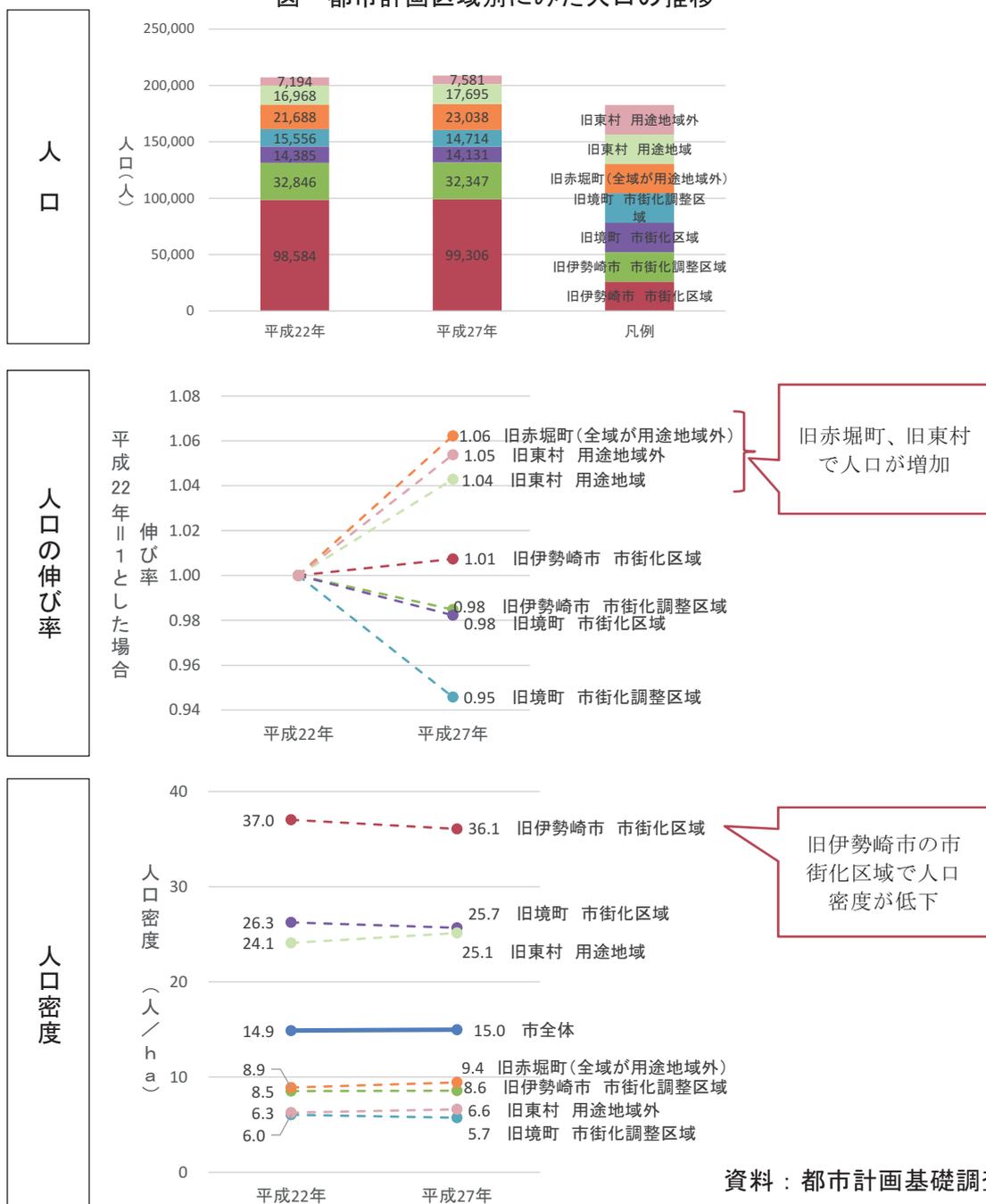
(平成30(2018)年推計 国立社会保障・人口問題研究所)

● 既存の都市基盤を活かした集約型都市構造の形成

本市は、都市計画の規制が緩やかな赤堀都市計画区域（旧赤堀町）や東都市計画区域（旧東村）で人口増加が進んでいます。一方、人口密度をみると、都市基盤が整った伊勢崎都市計画区域の市街化区域で人口密度の低下が進んでおり、市全体では低密度な市街地が郊外に拡散しています。

都市基盤が整った市街化区域での人口密度の低下や、都市基盤が不足した郊外部の人口増加に伴い、今後、公共投資と都市機能、居住機能の配置にバランスを欠いた都市構造となることが懸念されるため、無秩序な開発や建物の混在化を抑制するとともに、既存の都市基盤を活かした土地利用の誘導が必要です。

図 都市計画区域別にみた人口の推移



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

● 持続可能な開発目標（SDGs）に対応した都市づくり

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものとされています。

本市のこれからの都市づくりは、このSDGsが掲げる開発目標への貢献も念頭に取り組むことが求められます。

図 持続可能な開発目標 17のゴール



資料：国際連合広報センター

● 環境負荷の小さい都市づくり

地球温暖化や環境汚染など、環境問題が世界的に深刻化する中で、環境保全に向けた循環型社会への転換が求められています。本市は、第2次伊勢崎市環境基本計画(平成27年3月)に基づき、自然環境の保全、ごみの減量化・適正処理、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの普及、都市の低炭素化などに取り組んでいますが、都市計画の面から環境負荷の小さい都市づくりを推進することが必要です。

● 最新の技術革新を活用した都市づくり

I o T (Internet of Things)、ロボット、人工知能 (A I)、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の開発が進んできており、これらの技術をまちづくりに取り込み、都市の抱える課題の解決を図っていくことが求められています。

このようなICT等の新技術を活用した都市政策や制度・技術革新の動向を注視しつつ、長期的な視点で本市での展開も念頭におきながら、これからの本市の都市づくりを検討することが必要です。

2-2. 都市の活力となる産業を支える都市づくりの課題

● 多様なニーズに対応した商業環境の確保

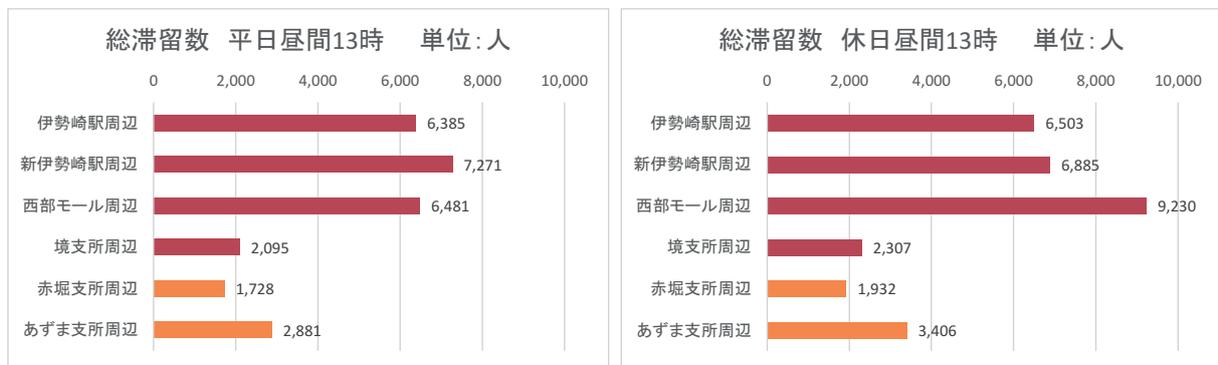
本市は、大規模な店舗が幹線道路沿いや伊勢崎駅周辺などに立地しており、市民の日常的な買物需要を支えています。その一方で、地域に密着した小規模な店舗が衰退するなど、商業環境の変化が進行しています。

このことから、賑わいの核となる商業集積の維持や、高齢者や免許を持たない市民の生活利便性の維持・確保を図るため、地域ごとでの一定の商業機能の充足や、商業集積地への自家用車以外の移動手段の維持・確保など、多様なニーズに対応した商業環境の確保が必要です。

● 伊勢崎駅周辺の中心市街地の活性化

伊勢崎駅周辺は、古くから発達してきた本市の中心市街地です。しかしながら、人口減少や商業衰退などの問題を抱えていることから、引き続き、伊勢崎駅周辺の総合開発を推進することにより、中心市街地の再生や活性化を図り、便利で快適な街なかを創造し、居住の促進と定住人口の増加による賑わい創出に取り組む必要があります。

図 主要な施設周辺の昼間13時の滞留数（平日・休日）



<使用データ>

○モバイル空間統計 国内人口分布 ○500mメッシュ内の時間帯別滞留数（単位：人／時）

○2018年1月～12月を対象とした平日・休日別の平均値

<拠点周辺における平日・休日の昼間（13時）の滞留数 集計方法>

○拠点を代表する施設がある500mメッシュ及びその周辺メッシュ（計9メッシュ）の時間帯別滞留数を合計して算出

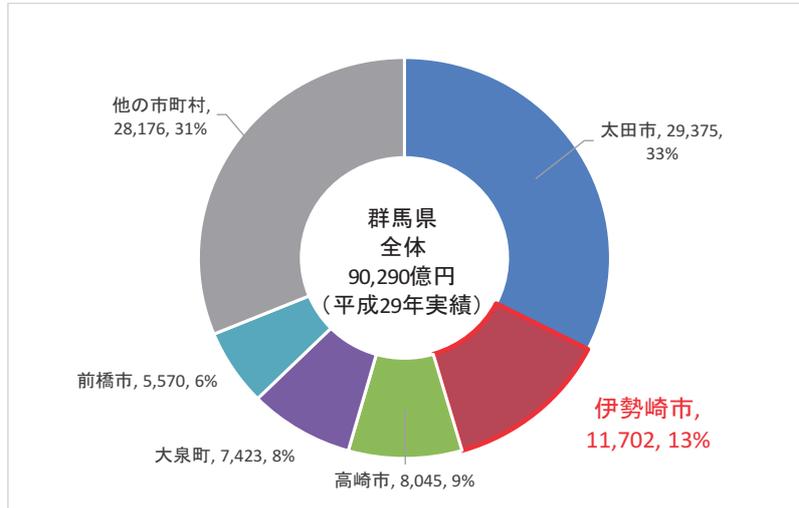
● 工業都市としてのさらなる発展

本市は、製造品出荷額等が県内第2位（平成30年工業統計調査）の工業都市で、県内の総製造品出荷額等の約13%を占めています。市内には17の工業団地等が整備され、幹線道路沿いを中心に市内各地に立地しているものの、現存する工業団地等には、分譲できる用地がない状態となっています。

このことから、企業誘致の受け皿となる用地の不足を解消するため、新たな産業用地の確保が必要です。

また、企業から選ばれる都市となるため、円滑な企業活動を支える交通ネットワークのさらなる充実、職と住が近接する暮らしやすい居住空間の形成などに総合的に取り組むことが必要です。

図 県内の市町村別の製造品出荷額等



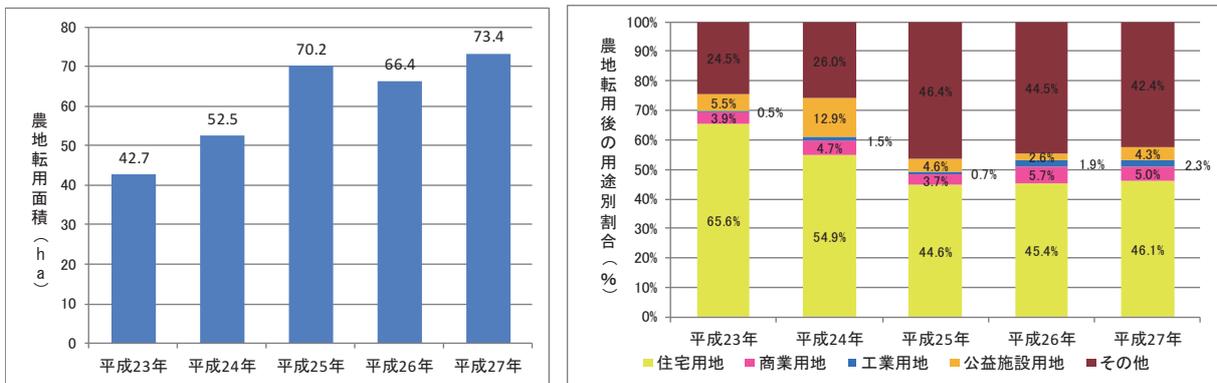
資料：平成30年工業統計調査結果（平成29年実績・確報）（群馬県）

● 多面的な機能を有する農地の保全と活用

本市では、平均61ha/年（平成23～27年）の農地が他用途に転用されており、その概ね半分が住宅用地に転換されています。

農地は、農作物を生産する場であるだけでなく、浸水被害を防止するための保水や延焼防止、ヒートアイランドの防止に寄与するほか、都市間交流や都市住民のレクリエーション機能、自然や農業を通じた環境教育などの教育・学習・体験機能など、多面的な機能を有していることから、引き続き優良な農地の保全や活用に取り組むことが必要です。

図 農地転用面積、転用後の用途別割合の推移
（農地転用面積） （転用後の用途別割合）



資料：都市計画基礎調査

2-3. 多様な交流に関わる課題

● 市内の外国人住民との共生

市内の外国人住民は、近年微増傾向にあり、市の総人口の約6%を占めています。また、外国人住民の割合は、群馬県全体と比べて約1ポイント高い水準となっています。

外国人住民が地域社会の一員として安心して生活でき、共に地域を支え合う多文化共生社会の実現に向けて、都市計画の面からも取り組む必要があります。

図 総人口及び外国人住民の推移



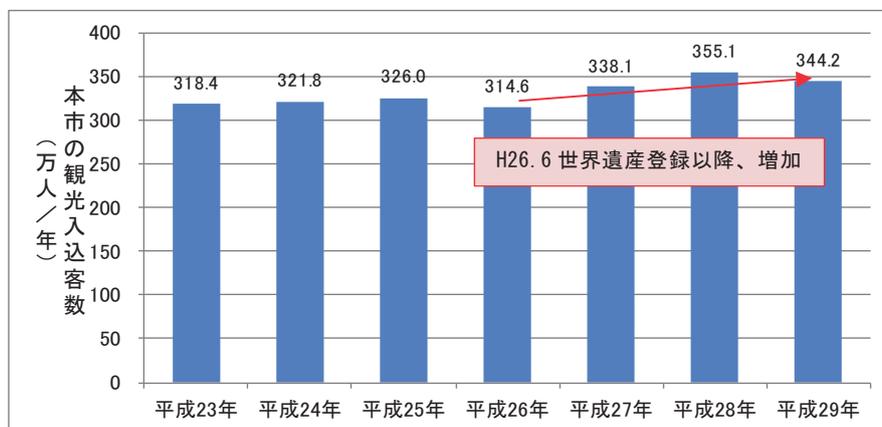
資料：住民基本台帳（各年1月1日時点）

● 地域資源を活かした観光交流の促進

市内には、華蔵寺公園やいせさき市民のもり公園などの公園、世界遺産である「富岡製糸場と絹産業遺産群」に含まれる田島弥平旧宅、いせさき明治館などの歴史・文化的資源、利根川沿いや広瀬川沿いの自転車道・サイクリングロードなどの様々な地域資源があり、観光交流が行われています。

人口減少下における都市の活力の維持・向上を図るため、これらの地域資源を活かした観光交流の促進に取り組む必要があります。

図 本市の観光入込者数の推移



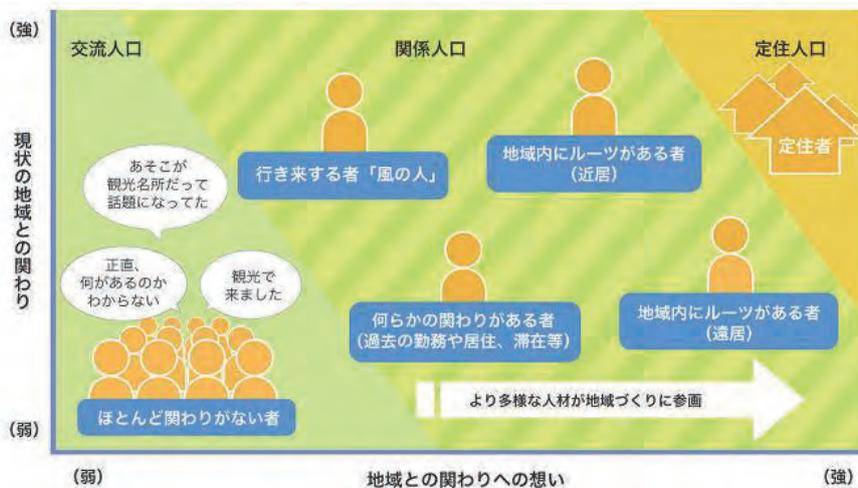
資料：観光客数・消費額調査（推計）結果（群馬県）

● 多様な関わり方による交流の促進

全国的に人口減少が進む中で地域の活力を維持するためには、移住促進による定住人口の確保や観光入込者数の増加だけでなく、市内各地域間の交流や、市外居住者との多様な関わり方による交流促進により関係人口を増やしていくことが重要です。

本市は、上越新幹線・北陸新幹線や高速道路の広域交通を利用しやすい環境を有していることや、市内の拠点間を結ぶ幹線道路網が充実していること、豊富な水と緑、歴史・文化などの地域資源が多いことなどの特性を活かし、市外居住者との段階的な交流促進や市内での交流促進に対応した都市づくりに取り組むことが必要です。

図 関係人口のイメージ



資料：総務省「関係人口」ポータルサイト

※関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
資料編

2-4. 持続可能な都市づくりの課題

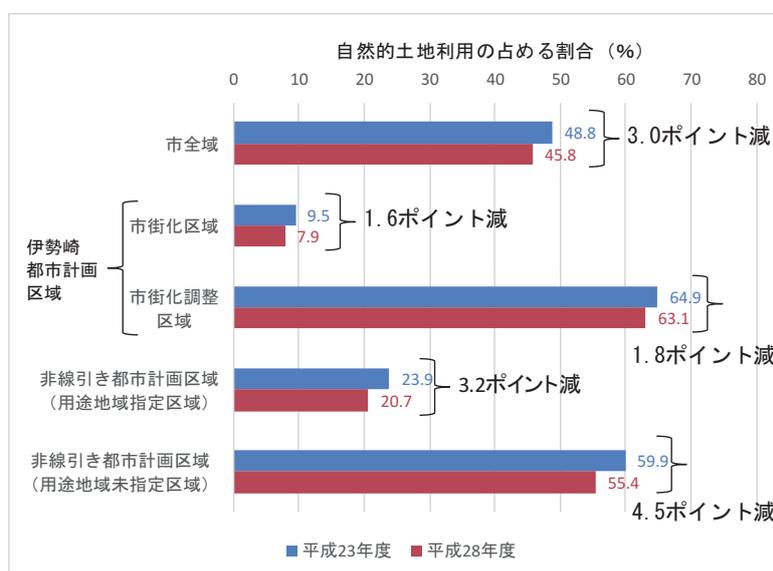
(1) 土地利用

● 適正な土地利用誘導

本市は、相対的に規制が緩やかな非線引き都市計画区域において自然的土地利用が減少しており、特に市の郊外部において市街地の拡大と自然的土地利用の喪失が進行しています。

まとまりのある良好な市街地の形成と自然環境や優良農地の保全により、活力ある都市づくりを目指し、無秩序な市街地形成の防止を図るための適正な土地利用に取り組むことが必要です。

図 自然的土地利用の占める割合の推移



資料：都市計画基礎調査

※自然的土地利用：都市計画基礎調査の分類上の「田、畑、山林、水面、その他自然地」

● 市街地像に対応した土地利用誘導

本市は、一部の地区において、用途地域により誘導しようとする市街地像と整合しない土地利用が進んでいます。

本市が目指す将来都市像の実現にあたっては、良好な住環境や利便性の高い商業環境、生産性の高い工業環境など、まとまりやメリハリのある市街地の形成が重要であることから、用途地域の見直しや各種法制度の指定により、市街地像に対応した土地利用誘導が必要です。

(2) 道路

● 安心して移動できる幹線道路網の構築

安心して生活・移動できる環境づくりや交通渋滞の解消、持続可能な地域づくりに向けて、バイパス整備や県道の現道拡幅、歩道整備、交差点改良などが進められています。

一方、道路や橋りょうなどの道路施設は、今後、老朽化が急速に進むことが見込まれており、維持管理費や更新費の増加が予想されています。

このことから、人口減少・少子高齢化などの社会環境の変化や安心・安全に対する関心の高まりなどを踏まえ、幹線道路の整備や効率的な維持管理に引き続き取り組むことが必要です。

● 生活道路の確保と道路・交通の安全性の向上

既存の市街地や集落にある生活道路には、幅員4m未満の狭あい道路などが多く残っています。消防・救急活動に支障がある道路や通学路の整備を引き続き進めるとともに、身近な生活道路における高齢者や園児の安全に配慮した道路の整備が求められています。

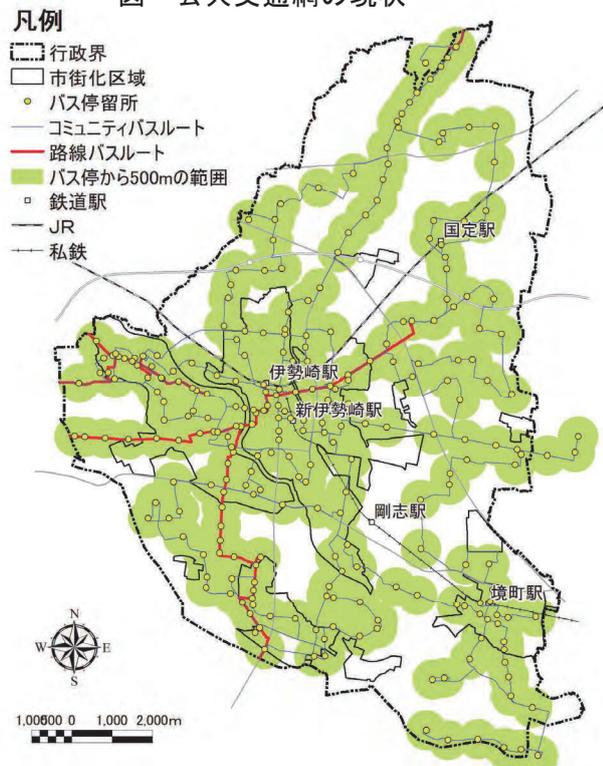
(3) 公共交通

● 公共交通の利便性向上及び利用促進

本市は、JR両毛線及び東武伊勢崎線が運行されており、伊勢崎駅で結節しています。それを補完するように路線バスが5系統運行されているほか、鉄道や路線バスが利用しにくい交通不便地域を通り、市民の日常生活の移動を支える手段として伊勢崎市コミュニティバスが運行されています。しかし、市民の日常的な移動は自動車を中心となっており、鉄道・バスの代表交通手段分担率は2.1%にとどまります。

公共交通は、自動車を手軽に利用できない学生や高齢者、免許返納を考えている高齢者などにとって不可欠な交通手段であることや、市外から鉄道・路線バスで本市に訪れた方の市内での移動利便の確保、自家用車の排出ガスによる環境負荷の軽減などの観点で、持続可能な都市づくりを進めるうえで重要な移動手段であることから、利便性・効率性・持続性の高い公共交通の維持・確保や、公共交通の利用促進に引き続き取り組むことが必要です。

図 公共交通網の現状



資料：国土数値情報、交通事業者ホームページ、伊勢崎市資料などをもとに独自に作成

(4) 公園・緑地

● 市民ニーズを勘案した公園整備や維持・管理

都市公園は、196箇所、188ha（平成31年3月末時点）が供用されており、旧伊勢崎市の市街地を中心に整備されていますが、施設が老朽化したものや、市民ニーズに適応していないものも見られます。

公園は、良好な住環境を支える施設であるとともに、子供の安全な遊び場、高齢者の憩い・休息の場として、少子高齢化社会に不可欠となっているため、今後の人口動向や少子高齢化社会の中での市民ニーズを勘案しながら、適切な配置や維持・管理などを進める必要があります。

(5) 河川・池沼

● 浸水被害の低減・解消

近年の都市化、宅地化の進展、また台風や局地的な集中豪雨により、道路冠水などの都市型の浸水被害が発生しています。

また、市内にある一部のため池は、設置施設が老朽化し、堤体の決壊により下流地域に被害が発生するおそれのあるため池があります。

このことから、河川や雨水排水路の計画的な管理、整備や、ため池の損壊防止などの治水対策を引き続き進める必要があります。

(6) 下水道

● 下水道の効果的な整備や維持更新

公共下水道（単独公共、流域関連の合計）の供用開始面積及び整備率は、汚水が約1,705ha・64%、雨水が約811ha・43%（平成31年3月末時点）となっています。

下水道は、河川などの水質の浄化・改善に寄与する重要な施設であることから、公共下水道の整備に引き続き取り組むとともに、将来人口の推移や宅地開発状況などを踏まえ、地域に適した効率的な手法による生活排水処理の早期整備、適切な機能継続と維持管理を推進し、あわせて効果的な整備や維持更新を下支えする計画的な土地利用の誘導が必要です。

(7) 上水道

● 水の安定供給

水需要は、節水意識の向上や節水機器の普及などにより減少傾向にありますが、上水道は必要不可欠な施設として、安全な水道水を安定供給し続けることが必要です。

このことから、水需要に対応した計画的な整備に努めるとともに、災害時の断水の影響を軽減するために基幹管路・重要管路などの耐震化や老朽管の布設替など、水道施設の耐震化や適切な維持管理が必要となっています。

(8) 都市景観

● 景観計画との連携による良好な景観の維持・形成

本市は、田園景観や利根川、広瀬川などの水辺の景観、織物のまちとして発展した文化を伝える歴史的景観、整備が進む伊勢崎駅周辺や広域幹線道路沿道などの都市景観など、特徴的な景観資源に恵まれており、これらの景観の維持及び良好な景観形成を図るため、景観法に基づく「伊勢崎市景観計画」を策定し、景観まちづくりの取組を進めています。

潤いのある生活環境の創造と地域社会の健全な発展を目指し、景観計画と連携し、引き続き良好な景観の維持・形成に向けた取組を推進することが必要です。

(9) 都市防災

● 密集住宅市街地の改善

本市の市街地の一部には、木造老朽住宅が密集している地区や狭あいな道路が多い地区など、都市防災上の危険性が高い地区があります。

このことから、引き続き総合的な防災対策の推進し、災害に強い都市基盤の整備を進めることが必要です。

● 空き家の解消、適正管理の促進

空き家は増加傾向にあり、適切な管理が行われていないことによる安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害など多岐にわたる問題が生じ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが懸念されることから、空き家の解消、適正管理を促進する必要があります。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

2-5. 都市計画制度の適用・指定状況に関わる課題

本市の都市計画区域は、3つの都市計画区域で構成されており、都市計画区域によって適用される制度、都市計画決定されている制度適用状況などが異なっています。特に大きな相違は、市街化を促す区域と抑制する区域に区分する区域区分の有無となっており、伊勢崎都市計画区域は、区域区分が導入された「線引き都市計画区域」、赤堀都市計画区域及び東都市計画区域は区域区分の定めがない「非線引き都市計画区域」となっている点です。

また、赤堀都市計画区域については、用途地域が定められておらず、都市計画道路についても一般国道50号前橋笠懸道路など、広域幹線道路に限定されて都市計画決定されている状況です。

このように異なる都市計画制度の適用状況にある3つの都市計画区域を有する本市は、都市計画マスタープランに定める将来都市像及び基本目標を実現する観点から、次のような課題を有しています。

● 一体的な都市づくりとの不整合

市内に制度の異なる複数の都市計画区域があることは、市全体の一体的な都市づくりを進める視点から、整合性を欠いています。

また、道路、公園などの都市施設については、全市的な視点での効率的・効果的なネットワーク、機能配置を検討していくことが求められています。

● 効率的・効果的な都市づくりとの不整合

「線引き都市計画区域」は、市街化・宅地化が活発な区域を対象に、区域区分によって計画的な都市づくりを進める区域に指定されます。一方、区域区分のない「非線引き都市計画区域」は、市街化・宅地化があまり活発ではなく、当面、無秩序な市街化が進むおそれのない区域に指定されることになっています。

本市では、「非線引き都市計画区域」である赤堀都市計画区域や東都市計画区域において、小規模・点在した宅地化とそれに伴う人口増加や各種産業機能などの立地が進んでいます。「非線引き都市計画区域」における無秩序な市街化の進行は、必要な生活基盤を、薄く・広く、整備せざるを得ないため、非効率的で効果の低い都市づくりとなる懸念があります。

● 地域交流拠点周辺における人口集積の確保

非線引き都市計画区域では、地域交流拠点である赤堀支所、あずま支所周辺においてまとまりのある集落地が形成されているものの、区域のほとんどが、市街化区域の住宅地の規模を算定する際の人口密度の最低限の目安となる40人/haを満たしていない状況にあります。

また、将来的に人口減少が見込まれる中で、今の都市計画制度の適用状況のままでは赤堀支所、あずま支所周辺の集落地の人口集積の向上が見込みにくいことから、立地適正化計画と連携を図りながら、地域交流拠点周辺における人口集積の確保に向けた取組を計画的に進める必要があります。

表 都市計画区域における主な制度適用状況

都市計画区域	区域区分	地域地区		都市施設	
		用途地域	特定用途制限地域	道路	公園
伊勢崎	線引き	●	／	●	●
赤堀	非線引き		●	●	●
東	非線引き	●	●	●	●

図 本市の都市計画区域の状況



第3章 都市づくりの目標



1. 将来都市像

1-1. 将来都市像

「第2次伊勢崎市総合計画（計画期間：平成27年度～令和6年度）」では、少子高齢化・人口減少社会の到来をはじめ、大規模自然災害の発生による安心・安全な暮らしに対する意識の高まりなどの社会潮流を的確に捉え、誰もが将来にわたり夢と希望を持って安心して安全に生き生きと暮らせるよう、将来都市像として『夢ふくらみ 安心して暮らせる 元気都市 いせさき』を掲げており、本計画においても、この将来都市像を共有します。

夢ふくらみ 安心して暮らせる 元気都市 いせさき

1-2. 都市づくりの基本的な考え方

これまで人口が増加してきた本市においては、今後、長期的にみると人口減少や少子高齢化が進むことが見込まれます。これに伴って都市基盤の整備コスト及び維持管理コストの増大、各種公共サービスの効率の低下、民間の医療施設や商業施設の撤退やさらなる郊外立地、公共交通などの事業環境の悪化、高齢者の外出時の不便の増大など、様々な問題の発生が懸念されます。このことから、都市を取り巻く環境の変化に対応するため、都市基盤の新規整備と既存基盤の有効活用をバランスよく進めつつ、秩序ある土地利用と都市機能の集積を高めることで、今ある『便利な暮らし』を将来にわたって維持・向上していくことが必要です。

また、本市は、県内第2位の製造品出荷額等を有する工業都市であり、充実する広域交通ネットワークのもとに集積する本市の工業は『地域の活力』を支える重要な地域資源のひとつとなっています。また、まとまりのある優良な農地を中心に営まれている農業は『地域の活力』となるとともに多面的な機能を有する重要な地域資源となっています。このことから、本市が将来にわたって持続的に発展を続けるうえで、本市が誇る『地域の活力』を維持・向上し、次の世代に確実に引き継いでいくことが必要です。

さらに、本市は、水辺や緑、農地などの豊かな自然資源や、本市の発展の礎を築いてきた貴重な歴史・文化資源を有しています。これらは本市の美しい景観を形成する地域資源であるとともに、市民の郷土愛、市内外との交流資源などの源となる貴重な財産です。このことから、本市を象徴する風景を生み出す地域資源を守り育て、それをもとに様々な人を惹きつけ、定住促進や市内外との交流を促すためにも、『豊かな自然、歴史・文化』を次の世代に引き継いでいくことが必要です。

これらを踏まえ、将来都市像の実現に向けて、『「便利な暮らし」「地域の活力」「豊かな自然・歴史・文化」を次の世代へ』を基本に据えた都市づくりを進めます。

「便利な暮らし」「地域の活力」
「豊かな自然、歴史・文化」を次の世代へ

2. 都市づくりの基本目標

本市が目指す将来の姿『夢ふくらみ 安心して暮らせる 元気都市 いせさき』を実現するため、都市づくりの基本的な考え方『「便利な暮らし」「地域の活力」「豊かな自然、歴史・文化」を次の世代へ』を踏まえ、4つの基本目標及び22の基本方針を設定します。



第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
資料編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

分野別方針

1. 土地利用の方針		2. 都市施設の整備・管理方針					3. 住環境の形成方針	4. 自然環境の保全方針	5. 都市景観の形成方針	6. 都市防災の基本方針	7. 観光・レクリエーション環境の形成方針
1. 土地利用の配置方針	2. 土地利用の誘導方針	1. 道路	2. 公共交通	3. 公園・緑地	4. 河川・池沼等	5. その他の都市施設					
●	●										
		●		●		●			●		
			●								●
			●								
●	●						●				
				●			●				
		●							●		
		●	●								
		●			●					●	
							●				
●	●										
●	●										
●											
		●									
				●	●						
					●	●		●			
								●			●
				●				●			●

基本目標 1 時代の変化を先取りして持続的に発展するまち

これまで人口増加を続けてきた本市においても、将来の人口減少を見据えた取組が求められる中で、今ある「便利な暮らし」や「地域の活力」を維持・向上させつつ次の世代へ継承していく必要があります。

そのため、時代の変化を先取りして、「都市基盤の効率的な整備・活用」と「秩序ある土地利用」と「機能の集積による効率的・効果的な都市づくり」に今のうちから長期的な視点で取り組むとともに、全国規模・地球規模で進む持続可能な都市開発や環境対策への貢献、都市づくり分野における技術革新の活用なども視野に入れることにより、将来にわたり持続的に発展するまちを目指します。

基本方針

- ①メリハリのある土地利用の誘導
- ②地域ごとの特色ある資源を活かし、暮らしと賑わいの核となる拠点の形成
- ③効率的な公共投資の推進
- ④環境負荷の小さな都市づくりの推進
- ⑤最新技術を活かした先駆的な都市づくりの推進

基本目標 2 住み慣れた地域で安心して安全に便利で快適に暮らし続けられるまち

これまで人口増加を続けてきた本市には、他都市に比べて若い世代や外国人住民が比較的多く暮らしています。将来にわたって持続的な発展を続ける都市となるためには、市民が安心して安全に快適に暮らし、充実した時間を過ごすことができる空間を提供し、全ての世代の市民が本市に住み続けたいと実感してもらえるまちづくりを進めることが必要であり、これらの取組を通じてさらなる定住人口の確保を図ることが必要です。

そのため、日々の暮らしの安心・安全の充実や大規模な自然災害への備え、地域の魅力や活力を感じられる都市づくりの推進などにより、多様な世代が住み慣れた地域で安心して安全に快適に暮らし続けられるまちを目指します。

基本方針

- ①様々な暮らし方に応じた良好な住環境の形成
- ②地域の拠点における商業機能、医療機能、子育て支援機能の拡充
- ③身近な公園・緑地の確保
- ④美しい道路空間の維持・創出
- ⑤生活道路の安全確保
- ⑥自家用車に頼らずに移動できる交通環境の形成
- ⑦災害に強い都市構造の形成
- ⑧誰もが安心して安全に暮らせる都市空間の形成

基本目標3 地域経済をけん引する元気な産業が営まれるまち

本市の中心市街地を形成する伊勢崎駅周辺のエリアは、前橋市とともに県央地域の商業、業務の中心地として古くから栄えてきました。また近年は都市基盤や交通基盤の整備が進み、魅力ある商業地・居住地として変貌を遂げようとしています。また本市は県内有数の工業集積地、まとまりのある農地群を有しています。これらの産業基盤は、本市の雇用の場の確保、経済発展、定住促進などに寄与しており、今後もその役割が期待されます。

そのため、本市の地域経済の核となる商業機能、工業機能、農業機能の維持・向上、人や物の動きを支える交通環境の充実など、自然や住環境との調和を図りながら、競争力の高い産業育成を都市づくりの面から支援することにより、地域経済をけん引する元気な産業が営まれるまちを目指します。

基本方針

- ①農地の保全と活用
- ②持続的発展を支える工業機能のさらなる誘導
- ③都市機能と居住機能のバランスがとれた都市交流拠点の形成
- ④地域経済を支える道路ネットワークの形成

基本目標4 自然、歴史・文化を活かしたまち

利根川、広瀬川などの水辺や、里山・田園風景を形づくる緑・農地、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」を構成する資産のひとつである田島弥平旧宅や伊勢崎地区の市街地に点在する歴史的建造物をはじめとした歴史・文化資源は、本市固有の景観や風土を形成しており、本市の財産として次の世代に引き続いていくことが重要です。

そのため、豊かな自然との共生・再生、歴史・文化資産の保全・活用など、本市固有の自然、歴史・文化を活かしたまちづくりを目指します。

基本方針

- ①水と緑のネットワークの形成
- ②緑豊かな環境の保全・活用
- ③水辺の保全・再生
- ④歴史文化資産の保全・活用
- ⑤特色ある公園・緑地の形成

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

3. 将来目標人口

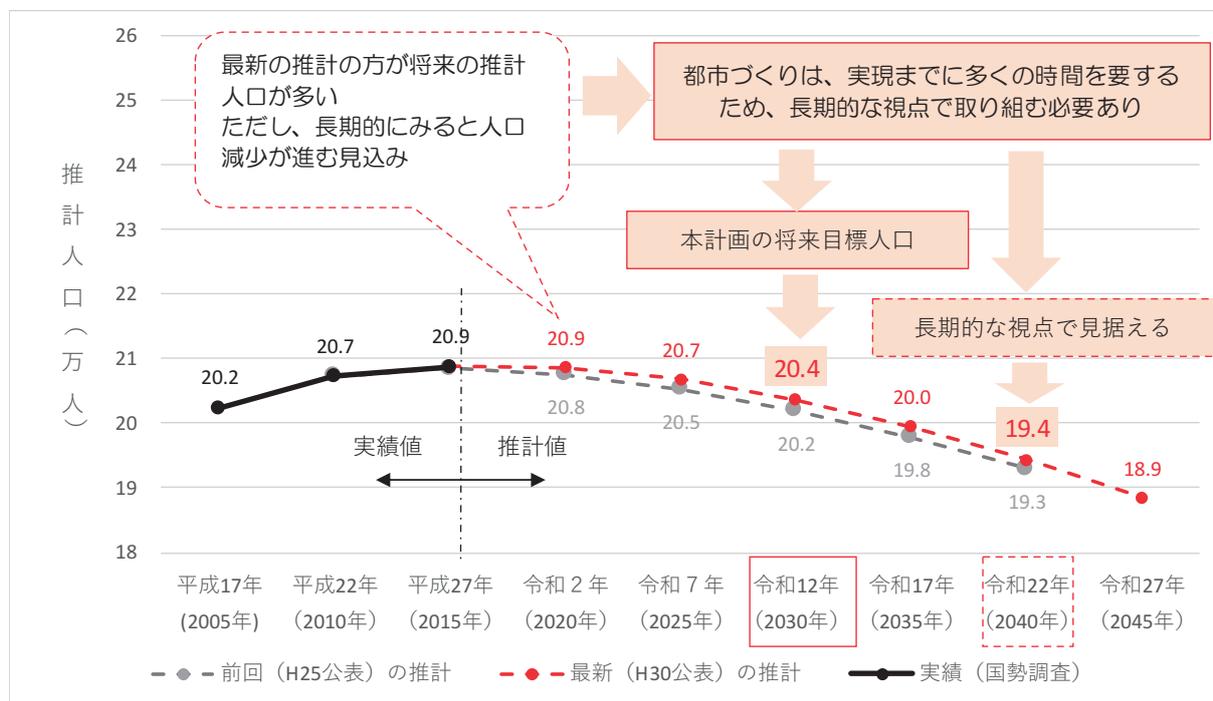
本市では、定住人口の確保のための各種施策を進めてきた結果、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口が前回（平成25年公表）より最新（平成30年公表）の方が将来の推計人口が増加しており、各種施策が一定の成果を上げていることが考えられます。

しかし、長期的な視点で見ると、将来の推計人口は前回・最新ともに減少が進み、令和17年前後で人口20万人を下回ると見込まれています。

こうした推計結果とともに、今後、全国的に少子高齢化が進行していることや、都市づくりの実現までに多くの時間を要する長期的な視点で取り組む必要がある本計画の性格を踏まえ、本計画における将来目標人口は、概ね20年後（令和22年）の将来推計人口19万4千人を見据えつつ、計画期間（令和12年）の将来目標人口を20万4千人と設定します。

目標年次（令和12年）：20万4,000人
【概ね20年後（令和22年）：19万4,000人】

図 将来目標人口の設定



資料：日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計 国立社会保障・人口問題研究所）、
日本の地域別将来推計人口（平成25（2013）年推計 国立社会保障・人口問題研究所）、
国勢調査

4. 将来都市構造

将来都市像の実現に向けて、拠点や都市軸の配置、ゾーンごとの土地利用の基本的な考え方など、本市が目指す将来都市構造を以下に定めます。

4-1. 将来都市構造の基本的な考え方

本市の将来都市構造は、「拠点」、「都市軸」、「ゾーン」の3つの要素で構築します。

(1) 拠点

都市及び地域の中心としての様々な都市機能が集まるエリアや、地域の暮らしの核となるエリアに「拠点」を設定します。

名称	位置付け
都市交流拠点	本市の中心にふさわしい多様かつ高次の都市機能や居住機能、交通結節機能を備え、持続的な発展をリードする中心的なエリア
広域商業拠点	多様かつ大規模な商業施設・レジャー施設が集まり、市内外からの集客・交流の核となるエリア
地域交流拠点	地域における行政サービスの提供や市民の交流を支える地域の中核的な機能、日常生活に関わる医療サービスや商業サービスを担う機能が集まり、古くから地域の中心地となっているエリア
生活交流拠点	市民交流の場となる機能、日常生活に関わる医療サービスや商業サービスを担う機能が集まるエリア
歴史文化の拠点	本市の中でも特色ある歴史文化資産を有するエリア
産業拠点	高速道路や幹線道路が利用しやすい交通利便性を活かし、工業施設や流通業務施設などが集まるエリア
水と緑の拠点	豊かな自然や水辺を活かしつつ、市民の憩い・レクリエーションの中心的な場となるエリア
公共交通結節拠点	基幹的な公共交通相互の乗り換え利便性を高め、新たな公共交通結節点を有するエリア

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

(2) 都市軸

市内外の広域的な移動や市内の拠点間移動を支える主要な道路や基幹的な公共交通、連続した水と緑の空間を形成する河川などを「都市軸」に設定します。

名称	位置付け
広域交流軸	本市と県内主要都市間、更に高速道路や上越新幹線・北陸新幹線を介して全国各地を連絡し、広域的な人や物の移動を支える幹線道路及び基幹的な公共交通
都市内交流軸	本市と周辺都市間、市内各拠点を連絡し、日常生活の利便性や市民の活発な交流を支える幹線道路
水と緑の軸	連続的な緑を形成し、サイクリングロードや遊歩道などのレクリエーション機能などを併せもった、貴重な水辺空間となっている主要な河川

(3) ゾーン

現状の市街地形成や自然環境の保全、今後の動向などを踏まえつつ、「拠点」や「都市軸」の配置及びその特性を考慮して、まとまりがある区域ごとに土地利用の方向性を定める「ゾーン」を設定します。

名称	位置付け
市街地形成ゾーン	商業地や産業地、居住地などの都市的な土地利用を推進していく地域
自然と暮らしの調和ゾーン	自然や水辺との調和に配慮しつつ、既存の都市機能や産業の集積、その周辺に立地する集落群が一体となって、まとまりのある居住地を形成する地域
自然・田園ゾーン	自然環境や営農環境を保全・活用することを基本とする地域
産業形成ゾーン	交通利便性に優れた場所で特に工業専用の土地利用を進める地域

4-2. 将来都市構造の設定

将来都市構造の基本的な考え方にに基づき、将来都市構造を構成する要素ごとの目指す姿を以下のとおり設定します。

(1) 拠点

①都市交流拠点

長い歴史に育まれた伝統・文化を尊重しながら、本市の経済活動や市民の暮らしを支える行政、商業・業務などの市を代表する高次の都市機能と、歩いて暮らせるまちなか居住を支える居住機能が集積する本市の中心的な拠点の形成を目指します。

○伊勢崎駅・新伊勢崎駅周辺

②広域商業拠点

市内外から人が集まり、多世代がそれぞれに楽しめるような、大規模商業施設、様々なレクリエーション機能を備えた、賑わいのある広域的、複合的な商業空間の形成を目指します。

○西部モール・オートレース場周辺

③地域交流拠点

地域における行政サービスを提供する機能や市民の交流を支える地域の中核的な機能、商業、医療、福祉などの日常生活サービス機能の集積を活かしながら、日常的な暮らしに必要な諸機能が充実した地域交流拠点の形成を目指します。

○境支所・境町駅周辺 ○赤堀支所周辺 ○あずま支所周辺

④生活交流拠点

地域のコミュニティ活動を支える機能、商業、医療、福祉などの日常生活サービス機能の集積を活かしながら、日常的な暮らしを支える身近な機能が整った生活交流拠点の形成を目指します。

○伊勢崎市民病院周辺 ○伊勢崎市民プラザ周辺

⑤歴史文化の拠点

利根川の豊かな自然と養蚕農家群の歴史的なたたずまいが織りなす歴史文化資産を活かしつつ、地域住民の暮らしとの調和に配慮しながら、多くの人が集い、交流することができる拠点の形成を目指します。

○境島村周辺

⑥産業拠点

高速道路や幹線道路などが充実する高い交通利便性を活かし、職住近接による定住促進や周辺環境との調和に配慮しながら、本市の経済をけん引する工業、研究開発機能、流通機能を備える工業地の形成を目指します。

- 伊勢崎三和工業団地周辺
- 伊勢崎宮郷工業団地周辺
- 伊勢崎佐波第一工業団地周辺
- 境北部工業団地周辺
- 多田山産業団地周辺
- 八斗島・伊勢崎南部工業団地周辺
- 伊勢崎東流通団地周辺
- 伊勢崎名和工業団地周辺
- 境上武工業団地周辺

⑦水と緑の拠点

市民が自然とのふれあいやスポーツ、様々な余暇活動などを楽しむことができる空間を確保し、広域から人が集い、賑わいの核となるレクリエーション拠点の形成を目指します。

- いせさき市民のもり公園周辺
- 華蔵寺公園周辺
- 波志江沼環境ふれあい公園周辺

⑧公共交通結節拠点

J R 両毛線、東武鉄道伊勢崎線と路線バスなどが結節する伊勢崎駅周辺においては、市の玄関口にふさわしい公共交通結節拠点の形成を目指します。

- 伊勢崎駅周辺

(2) 都市軸

①広域交流軸

本市と県内主要都市間及び全国各地を結び、広域的な交流促進及び産業振興につながる交通軸の形成を目指します。

【道路】

- 北関東自動車道
- 一般国道 50 号前橋笠懸道路
- 一般国道 462 号 (一般国道 354 号東毛広域幹線道路以南、(都) 北部環状線以北)
- 主要地方道伊勢崎大間々線 (一般国道 17 号上武道路以北)
- 一般国道 17 号上武道路
- 一般国道 354 号東毛広域幹線道路
- (都) 西部幹線
- (都) 北部環状線

【公共交通】

- J R 両毛線
- 東武鉄道伊勢崎線

※(都) : 都市計画道路

②都市内交流軸

本市と周辺都市間、市内各拠点を連絡し、日常生活の利便性や市民の活発な交流を促進するとともに、災害時における本市及び近隣都市との移動性を確保するなど、本市の交通利便性を支える交通軸の形成を目指します。

- 主要地方道前橋館林線
- 主要地方道伊勢崎深谷線
- 主要地方道伊勢崎大胡線
- 一般県道平塚境停車場線
- 一級市道(赤)111号線
- 一級市道(伊)123号線
- (都)米岡上武士線
- (都)国定上田線
- 外環状道路((都)西部幹線~(都)坂東大橋石山線間)
- 外環状道路((都)坂東大橋石山線~一般国道17号上武道路間)
- 外環状道路(一般国道17号上武道路~一般国道50号前橋笠懸道路間)
- 主要地方道高崎伊勢崎線
- 主要地方道足利伊勢崎線
- 一般県道三夜沢国定停車場線
- 一級市道(赤)112号線
- (都)坂東大橋石山線
- (都)下諏訪町堀口町線
- (都)南北中央幹線
- (都)名和幹線

※(都)：都市計画道路

③水と緑の軸

連続的な緑が形成されており、遊歩道やサイクリングロードにより回遊できる主要な河川軸において、市民が自然を身近に感じることができる環境の形成を目指します。

- 利根川
- 広瀬川
- 粕川
- 早川

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

(3) ゾーン

①市街地形成ゾーン

市民生活や都市活動を支える中心的な役割を担うとともに、主な居住の場となるゾーンであり、これまでに整備された都市基盤を活かしながら、将来にわたってまとまりのある市街地の形成を目指します。

○主に伊勢崎都市計画区域の市街化区域と、概ね(都)北部環状線の内側に囲まれた区域

②自然と暮らしの調和ゾーン

地域交流拠点とその周辺に位置する集落群により、古くから都市機能と居住が近接する集落地を形成するゾーンであり、地域交流拠点を中心とした各地域の活力を将来にわたって維持・向上するため、また優良な農地・自然地の保全を図るため、都市機能及び居住、産業の適切な誘導と自然環境の保全が調和したゾーンの形成を目指します。

○東都市計画区域内で用途地域が指定されている区域や赤堀都市計画区域の中でまとまりのある集落群が位置している区域
(主要地方道伊勢崎大間々線沿線や、(都)北部環状線、外環状道路、一般国道50号前橋笠懸道路に囲まれた区域)

③自然・田園ゾーン

まとまりのある農地や河川、山林などの自然地が広がるゾーンであり、本市固有の景観や風土を形成する豊かな自然環境を次の世代に引き続いていくため、無秩序な市街化を抑制することで、豊かな自然環境の保全を目指します。

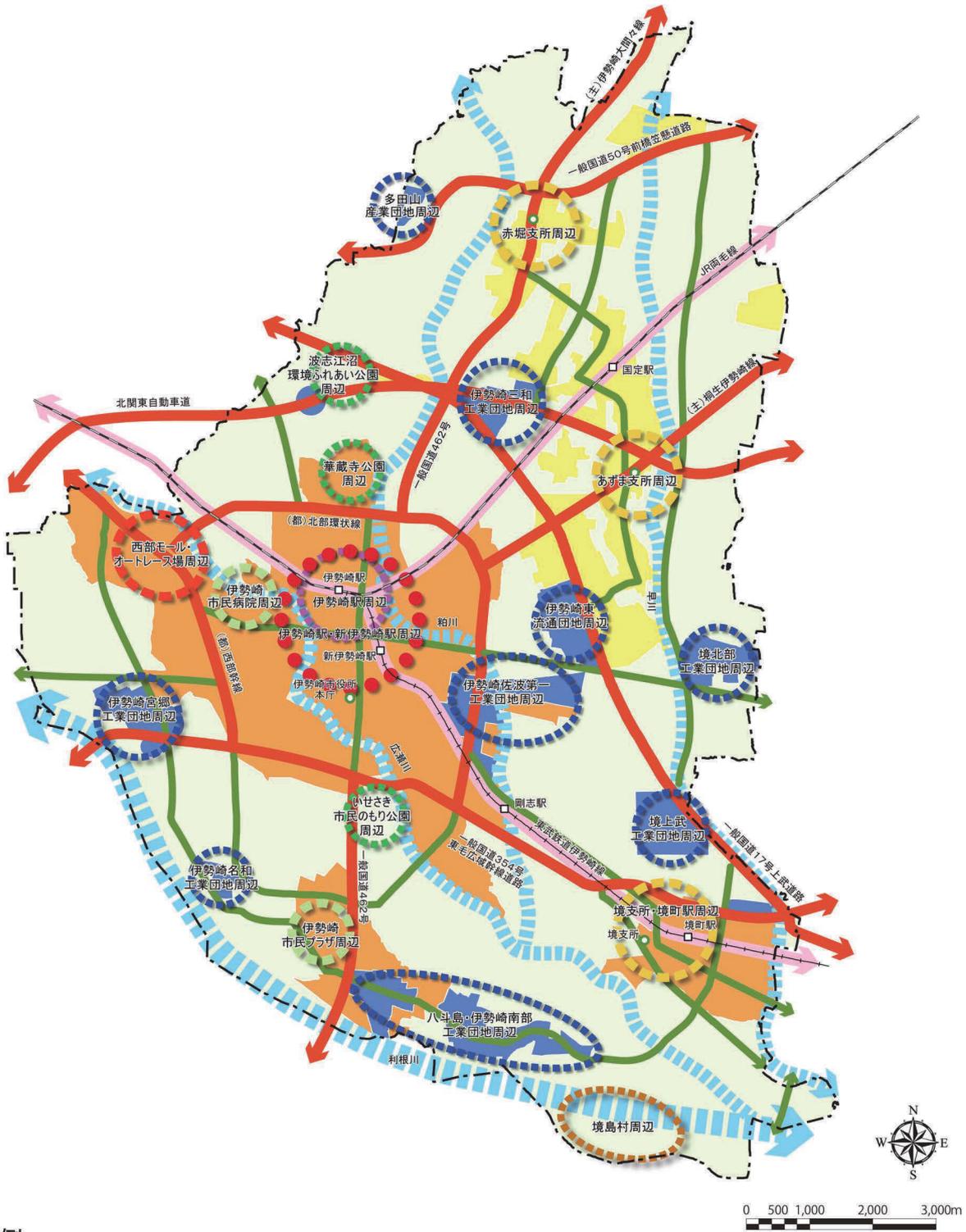
○伊勢崎都市計画区域の中で、市街地形成ゾーンや産業形成ゾーンに含まれない市街化調整区域
○東都市計画区域・赤堀都市計画区域の中で、自然と暮らしの調和ゾーンに含まれない区域

④産業形成ゾーン

交通利便性に優れた場所で特に工業専用の土地利用に特化したゾーンであり、本市の経済活動の活性化や、職住近接による定住促進などを支える都市の構成要素の一部として将来にわたって機能するため、周辺の自然環境や住環境との調和に配慮しながら、活発な企業活動を支える都市基盤が整った工業地の形成を目指します。

○産業拠点に位置付けられた工業団地及びその周辺

図 将来都市構造図



凡例

- | | | | | |
|---------|--------------|-----------------------|----------|------------|
| --- 行政界 | 市街地形成ゾーン | ↔ 広域交流軸
(幹線道路) | ● 都市交流拠点 | ● 歴史文化の拠点 |
| □ 鉄道駅 | 自然と暮らしの調和ゾーン | ↔ 広域交流軸
(基幹的な公共交通) | ● 広域商業拠点 | ● 産業拠点 |
| — JR | 自然・田園ゾーン | ↔ 都市内交流軸 | ● 地域交流拠点 | ● 水と緑の拠点 |
| — 東武鉄道 | 産業形成ゾーン | ↔ 水と緑の軸 | ● 生活交流拠点 | ● 公共交通結節拠点 |

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
資料編

第4章 都市づくりの方針



1. 土地利用の方針

次の世代に引き継ぐ「便利な暮らし」、「地域の活力」、「豊かな自然、歴史・文化」を守り育てるため、地域の特性に応じた土地利用の配置とその誘導方針を以下のように設定します。

<基本方針>

■メリハリのある土地利用の誘導

- 行政サービス、医療・福祉、子育て支援、商業、教育・文化などの様々な施設や居住地が集まる市街地、豊かな自然地、優良な農地を次の世代に引き継ぐため、市街化を促進する区域と自然や農地を保全する区域を明確とする「メリハリのある土地利用」の誘導を進めます。

■都市機能と居住機能のバランスがとれた都市交流拠点の形成

- 行政サービス、医療・福祉、子育て支援、商業、教育・文化などの様々な施設が集まる生活利便性を維持するとともに、都市交流拠点内及びその周辺での居住を促し、良質な生活サービスを身近に利用できる都市交流拠点の形成を進めます。

■様々な暮らし方に応じた良好な住環境の形成

- 居住促進による市街地の維持や、集落地への居住誘導及び拡散抑制などにより、地域ごとの特性を活かしながら、まとまりのある良好な住環境の確保に取り組みます。

■持続的発展を支える工業機能のさらなる誘導

- 交通利便性が確保され、周辺環境との調和に配慮された工業系土地利用の確保に取り組みます。

■農地の保全と活用

- 経済活動、防災・減災機能、交流機能、教育・学習・体験機能などの多面的な機能を有する農地の保全と活用を進めます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

1-1. 土地利用の配置方針

(1) 市街地形成ゾーン

①中心商業・業務地

- 市内外から多くの人が集まる都市交流拠点にふさわしい都市機能の集積を進めるとともに、賑わいや買物などの回遊性を高める魅力的な商業環境の形成を図ります。
- 子供、高齢者、ビジネスマン、観光客など市内外から様々な人が訪れる商業・業務地としての魅力を保ち、本市のまちの顔にふさわしい都市景観の形成を図るため、商業・業務地としての魅力や景観を損ねる建築物の立地を制限します。

②広域商業地

- 広域的な集客を可能とする大規模小売店舗が集積する、利便性の高い商業環境の形成を図ります。
- 子供、高齢者、観光客など市内外から様々な人が訪れる商業地の魅力を保つため、商業地としての魅力や景観を損ねる建築物の立地を制限します。

③近隣商業地

- 周辺住民の日常生活を支える商業施設や公共公益施設の集積により、暮らしの利便性を支える駅前市街地の形成を図ります。

④専用住宅地

- 戸建住宅や集合住宅が立地する、ゆとりある居住空間の形成を図ります。
- 市街地の集積状況を踏まえた効率的な都市基盤の整備や、地区計画制度の活用、地域住民との協働による生活道路の確保などにより、良質な居住空間の形成に努めます。

⑤産業・住宅共生市街地

- 現在の地区ごとの土地利用状況を踏まえながら、戸建住宅や集合住宅、店舗、小規模な工場などが共生する市街地の形成を図ります。
- 幹線道路の沿道は、背後に広がる専用住宅地との調和に配慮しつつ、交通の利便性を活かした沿道型の商業業務施設の立地を許容します。
- 地区の特性にふさわしい土地利用の増進、生活環境の保護、生産・業務環境の保護などを図る必要がある場面では、用途地域の見直しや地区計画制度、特別用途地区の活用などにより、計画的な土地利用を促します。

⑥土地利用検討地

- 周辺との一体的な土地利用が効果的・効率的な都市づくりにつながる区域においては、農業振興地域整備計画などとの調整のもとで、住宅地の形成や沿道型商業地の形成など、地区の特性に即した計画的な土地利用について検討を進めます。

(2) 自然と暮らしの調和ゾーン

① 広域商業地

- 広域的な集客を可能とする大規模小売店舗を核とする、利便性の高い商業環境の形成を図ります。

② 土地利用検討地（都市機能誘導地）

- 様々な都市機能が集積する地域拠点周辺においては、農業振興地域整備計画などとの調整のもとで、地域拠点内及びその周辺に暮らす住民が商業、医療、子育て支援などの生活関連サービスを身近に利用できる生活環境の形成を図るための計画的な土地利用について検討を進めます。

③ 土地利用検討地（居住誘導地）

- 様々な都市機能が集積する地域拠点周辺でまとまりのある集落地を形成しているエリアにおいては、農業振興地域整備計画などとの調整のもとで、戸建住宅を中心に集合住宅、店舗、小規模な工場などが共生する居住空間の形成を図るための計画的な土地利用について検討を進めます。

④ 土地利用検討地

- 戸建住宅を中心に集合住宅、店舗、小規模な工場などが共生する居住空間の形成と、優良農地や自然地の適切な保全をバランスよく進めるため、地区の特性に即した計画的な土地利用について検討を進めます。

⑤ 土地利用検討地（工業系利用地）

- まとまりのある工業地を形成しているエリア及びその周辺においては、農業振興地域整備計画などとの調整のもとで、周辺環境との調和に配慮された、工場・流通業務施設が集まる工業地の形成を図るための計画的な土地利用について検討を進めます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

(3) 自然・田園ゾーン（農地・集落地）

- 郊外に点在する集落地では、開発許可制度の適切な運用や特定用途制限地域の指定などによる良好な住環境の維持・保全を図るとともに、居住調整地域の指定や開発許可制度の改善（個別要件の見直し）などによる集落地の拡散抑制施策の導入を検討します。
- 集落地における住環境の維持・改善を図るため、生活道路などの都市基盤の効率的な整備、地域住民との協働による都市基盤の維持管理などに努めます。
- まとまりのある優良な農地を将来にわたって維持するため、ほ場整備などによる生産基盤整備の推進、小規模農地の集約、遊休農地解消に向けた取組の支援などに取り組みます。
- 農地を活かした市内外の交流促進を図るため、関係機関との連携による市民農園の充実、農業体験・交流の促進などに努めます。
- 丘陵地などに残る樹林地については、適切な保全と管理を進めるとともに、身近な自然に親しむことができる場として活用します。
- 自然・田園ゾーンの中でも、広域交流軸や都市間交流軸を担う主要な幹線道路の沿線においては、本市の交通利便性を活かした産業誘致を促進するうえで不足する工業用地の確保、従業者や道路利用者、周辺住民の利便向上に資するサービス施設の確保などを図るため、周辺環境との調和や都市基盤の整備状況を考慮しながら、地区計画制度などを活用した沿道型土地利用を検討します。

(4) 産業形成ゾーン

①専用工業地

- まとまりのある工業団地を形成しているエリアにおいては、良好な生産環境が整った専用工業地としての土地利用を維持します。

②流通業務地

- 一般国道 17 号上武道路に沿って計画的に整備された流通業務地及びその周辺においては、自然や住宅地などの周辺環境との調和に配慮しながら、広域的な交通利便性を活かしたまとまりのある流通業務地の形成を図ります。
- 流通業務施設の維持及び利用増進のため、特別用途地区の指定などにより、計画的な土地利用を促します。

③土地利用検討地（工業系利用地）

- まとまりのある工業団地に隣接するエリア周辺などにおいては、農業振興地域整備計画などとの調整のもとで、周辺環境との調和に配慮された、工場・流通業務施設が集まる工業地の形成を図るための計画的な土地利用について検討を進めます。

1-2. 土地利用の誘導方針

(1) 地区計画の指定の検討

- 建築物の用途の純化や意匠の統一などによる良好な住環境の形成や、工業地における生産環境の増進などの適切な土地利用を誘導するため、地区計画の指定を必要に応じて検討します。

(2) 既存の用途地域の変更の検討

- 伊勢崎都市計画区域及び東都市計画区域にある既存の用途地域については、市街化の動向や今後の見通し、社会情勢の変化などを勘案し、用途地域の変更を必要に応じて検討します。
- 地区の特性にふさわしい土地利用の増進や環境保全を図るため、特別用途地区の指定を必要に応じて検討します。

(3) 伊勢崎都市計画区域における市街化区域の指定に向けた検討

- 地区の特性や市街化動向に即した計画的な土地利用を図るため、周辺との一体的な土地利用が効果的・効率的な都市づくりにつながる区域や、まとまりのある工業地を形成しているエリア及びその周辺などの条件に該当する市街化調整区域の一部のエリアについては、周辺環境との調和に配慮された計画的な土地利用を図るため、市街化動向及び今後の見通し、都市基盤の整備状況などを勘案しつつ、市街化区域への編入に向けて検討します。

(4) 赤堀都市計画区域における用途地域等の指定の検討

- 赤堀都市計画区域については、居住や日常生活サービスのまとまりの維持・増進を図るとともに、用途混在の防止による良好な住環境・生産環境の形成を図るため、用途地域の指定を検討します。
- 用途地域を指定した地域については、生活関連サービスの集約と居住の誘導を図るため、立地適正化計画に定める居住誘導区域・都市機能誘導区域の指定を検討します。

(5) 東都市計画区域及び赤堀都市計画区域の白地地域における土地利用規制の検討

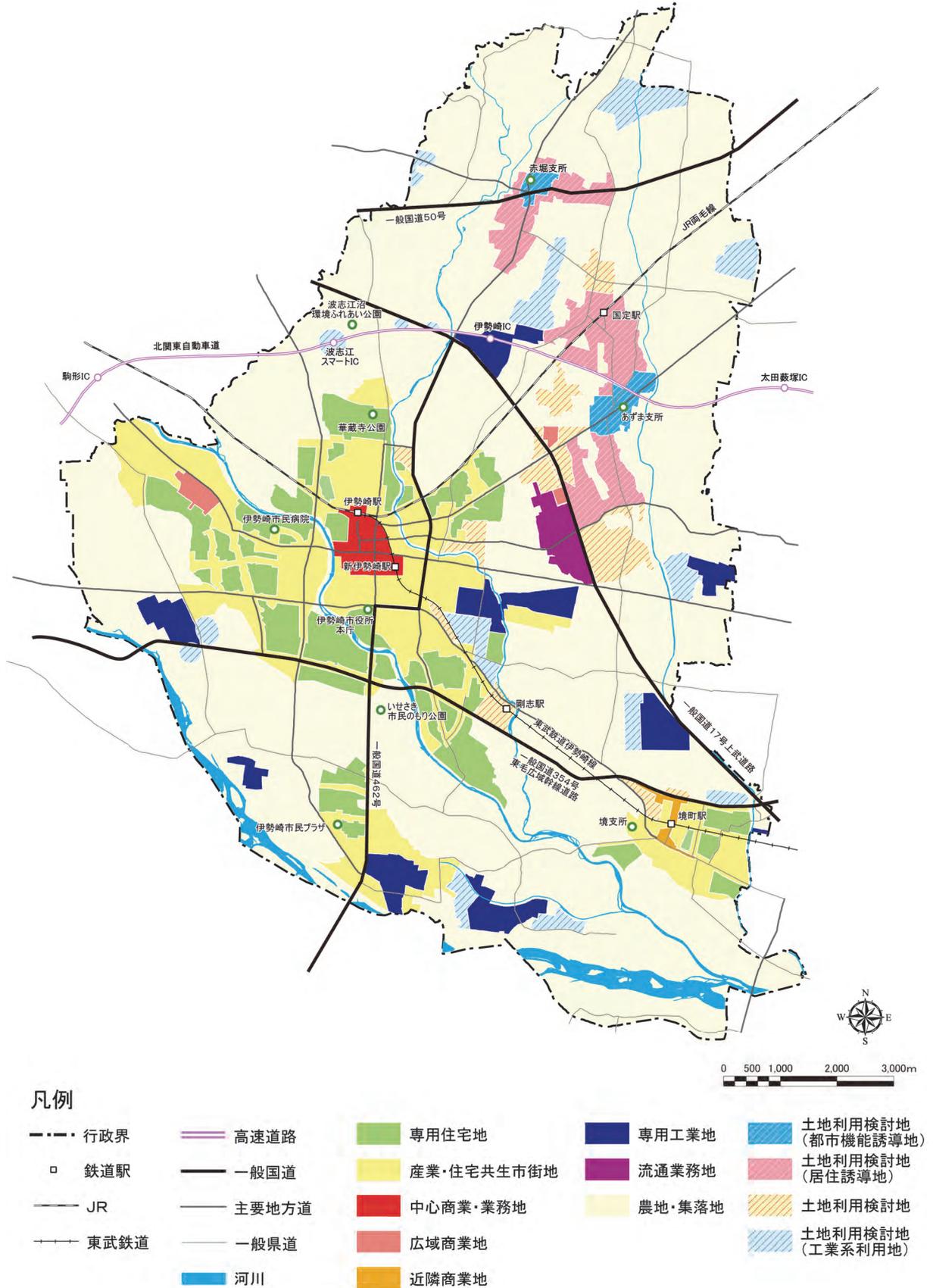
- 非線引き都市計画区域の中の白地地域における無秩序な施設立地、集落地における用途混在による住環境悪化の防止、樹林地の保全などを図るため、特定用途制限地域などの地域地区の指定を必要に応じて検討します。
- 非線引き都市計画区域の中の白地地域における無秩序な住宅開発や住宅のバラ建ちを抑制するため、居住調整地域や特定用途制限地域の指定などを視野に入れた住宅立地の抑制施策を検討します。

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
資料編

(6) 都市計画区域の段階的な統合に向けた検討

- 上記の取組を推進する中で、3つの都市計画区域を有する本市固有の複雑な都市計画制度の運用状況を改善するため、非線引き都市計画区域である赤堀都市計画区域及び東都市計画区域の統合を検討します。
- 長期的な視点では、市域全体を対象に計画的な土地利用及び無秩序な市街化を抑制するため、今後の市街化動向を注視しつつ、赤堀都市計画区域及び東都市計画区域における区域区分の導入を検討するとともに、伊勢崎都市計画区域を含めた3つの都市計画区域を1つの都市計画区域に再編することを検討します。

図 土地利用の方針図



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

2. 都市施設の整備・管理方針

2-1. 道路

本市の持続的な発展、安心して安全に暮らし続けられるまちの実現に向けて、市民の暮らし、産業活動、市内外との多様な交流などを支える道路体系を形成するための方針を以下のように設定します。

<基本方針>

■地域経済を支える道路ネットワークの形成

- ・本市と県内各地、全国を行きかう人・物の安全かつ円滑な移動を支え、災害に対する強靱性・多重性を兼ね備えた幹線道路ネットワークの形成を進めます。

■自家用車に頼らずに移動できる交通環境の形成

- ・高齢者や障害者、自動車運転免許を持たない学生などが、市内を安心して安全・快適に移動できる歩行空間、自転車通行空間の形成を進めます。

■美しい道路空間の維持・創出

- ・市外からの来訪者に対して本市を印象付ける大きな要素となる主要な幹線道路では、沿道風景や山々の眺望に配慮した魅力的な風景の創出や、安全で快適な通行に配慮した沿道景観の形成を推進するとともに、道路利用者にとって心地よい道路空間の創出を推進します。

■生活道路の安全確保

- ・幹線道路の整備を進め、生活道路への通過交通の進入を抑制するとともに、通学路の安全確保、緊急車両の円滑な通行の確保などに取り組むことで、市民の身近にある生活道路の安全性を高めます。

■効率的な公共投資の推進

- ・将来の人口減少や厳しい財政状況に対応するため、既存の都市基盤を活かして、効率的かつ効果的な道路・橋りょうの整備及び維持管理、改修を進めます。

(1) 道路ネットワークの形成方針**① 広域幹線道路**

- 広域的な交流促進及び本市の産業振興、更には県央地域全体の経済・交流の促進につながる広域幹線道路については、関係機関に対して、適切な維持管理や安全性の向上などを働きかけます。
- 県都前橋と東毛地域をつなぐ一般国道 50 号前橋笠懸道路及び都市計画道路北部環状線については、広域幹線道路網の確保とともに、災害時の緊急輸送道路ネットワークの強化や、地域住民の生活環境の安全性向上を図るため、着実な整備を関係機関に働きかけます。

② 都市間幹線道路

- 都市間幹線道路は、都市内交流軸の一部として本市と周辺都市間を連絡し、人や物の活発な移動を支える幹線道路として位置付けます。
- 都市間幹線道路については、県内の地域間交流を支えるとともに、市内外の交流促進を図るため、また災害に強い都市づくりを推進するため、関係機関と連携して整備を促進します。
- 都市間幹線道路の整備にあたっては、バリアフリーに対応した歩道の整備を促進するとともに、市街地の安全性向上や良好な沿道景観の形成、災害時の交通機能確保、自転車ネットワーク形成のうえで必要な箇所において自転車通行空間や無電柱化を検討します。
- 供用している道路については、関係機関と連携して、適切な維持管理などを促進します。

③ 都市内骨格道路

- 都市内骨格道路は、都市内交流軸の一部として市内の各拠点と都市交流拠点を連絡し、日常生活の利便性や市民の活発な交流を支えるとともに、まとまりのある市街地の骨格となる幹線道路として位置付けます。
- 都市内骨格道路については、市内の交流促進や市街地の骨格形成を図るため、関係機関と連携して整備を促進します。
- 都市内骨格道路の整備にあたっては、バリアフリーに対応した歩道の整備を促進するとともに、市街地の安全性向上や良好な沿道景観の形成、自転車ネットワーク形成のうえで必要な箇所において自転車通行空間や無電柱化を検討します。
- 供用している道路については、関係機関と連携して、適切な維持管理などを促進します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

④環状道路

- 環状道路は、都市内交流軸の一部として県内各地域間、市内各拠点間の移動を支えるとともに、市街地内の通過交通の移動を支えるバイパス機能を有し、良好な市街地環境の形成と道路交通全体の円滑性の確保に資する環状方向の幹線道路として位置付けます。
- 環状道路については、良好な市街地環境の形成と道路交通全体の円滑性の確保を図るため、整備に取り組みます。
- 供用している道路については、関係機関と連携して、適切な維持管理などを行います。

⑤外環状道路

- 外環状道路は、都市内交流軸の一部として市内各拠点間の移動を支える環状方向の道路として位置付けます。
- 外環状道路においては、円滑な移動及び安全性を確保するため、外環状道路を構成する道路の整備促進及び適切な維持管理などに取り組みます。
- 供用している道路については、関係機関と連携して、適切な維持管理などを行います。

⑥生活道路

- 幹線道路以外の生活道路については、整備、維持管理及び修繕に引き続き取り組みます。
- 地域の交通利便性と安全性を高めるため、狭あい道路の解消、危険性の高い未舗装道路の舗装整備などに地域住民と連携して取り組みます。

(2) 安全で良質な道路空間の形成・活用方針

①安全で快適な道路空間の確保

- 市内の主要道路では、沿道環境や景観に配慮した街路樹や植樹帯を設置し、沿道の緑化及び適切な維持管理に努めます。
- 誰もが安心かつ安全に外出できる社会の実現のため、生活道路における人優先の考えのもと、「ゾーン 30」などの施策により、車両速度や通過交通の面的な抑制を行い、安心・安全な歩行環境が確保された道路交通環境の整備を図ります。
- 交通の安全を確保するため、歩行空間の確保、コミュニティ道路や歩車共存道路などの整備、見やすく分かりやすい道路標識などの交通安全施設の整備、通学路の整備などについて、交通事故の発生状況や地域の交通環境などからみて必要性が高い箇所において検討し、重点的な整備に取り組みます。
- 交通安全に対する市民の意識を啓発するため、年代ごとに工夫を凝らした交通安全教室の開催や自転車利用者に対する交通安全の啓発活動などを促進します。
- 防犯に関する安心・安全対策として、地域の特性、小中学校の通学路、犯罪・不審者情報が多い場所などを考慮し、防犯灯、防犯カメラを設置します。設置にあたっては、効率的な設置やコスト削減に努めます。

②自転車ネットワークの充実

- 国、県、市がそれぞれ管理する自転車通行環境が整った道路を活かした自転車ネットワークの整備を促進するとともに、自転車、自動車、歩行者の安全な通行に資する適切な通行空間の整備及び維持管理、案内標識や注意喚起のための補助標識・注意マークの設置などを促進します。

③道路橋の効率的な維持管理・改修の推進

- 重要な道路ネットワーク上の道路橋については、予防的な修繕に転換し、より計画的、効率的、合理的な維持管理に取り組み、長寿命化を図ります。

④長期未着手の都市計画道路の見直し

- 都市計画道路の現状や社会情勢の変化、都市計画道路の整備に関わる課題などを勘案して策定された長期未着手・未整備の都市計画道路の見直し方針に沿って、都市計画道路の変更（変更、廃止）の手続きを進めます。

⑤賑わい創出に向けた道路空間の有効活用

- 地域の賑わい創出や沿道の景観向上など、地域住民や道路利用者にとっても多くのメリットが期待される地域活動の場として、公共性・公益性への配慮、地域における合意形成、交通混雑への配慮などに留意しつつ、関係機関と連携して道路空間の活用を促進します。

第1章

第2章

第3章

第4章

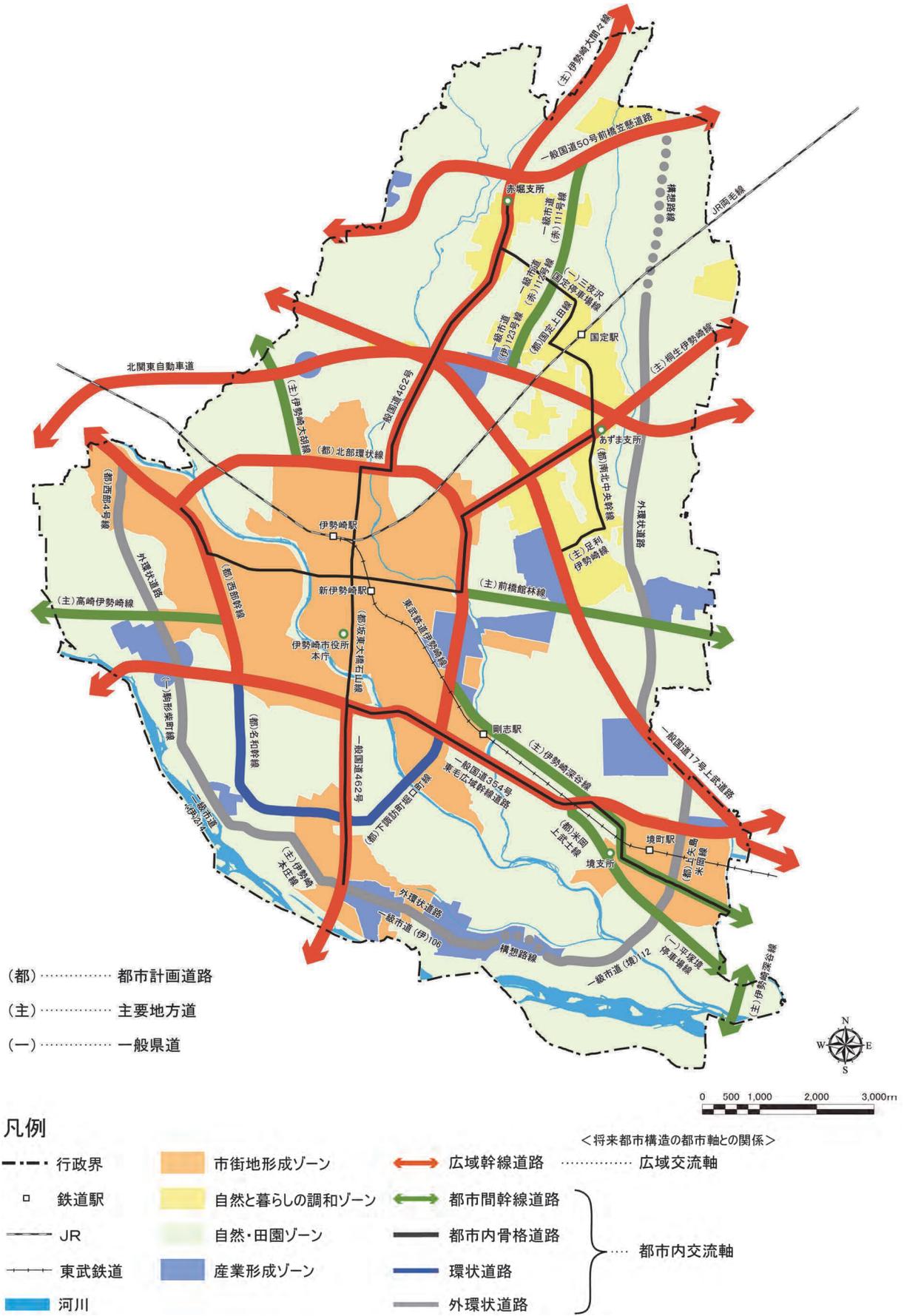
第5章

第6章

第7章

資料編

図 道路ネットワークの形成方針図



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

2-2. 公共交通

住み慣れた地域で暮らし続けられるまちの実現に向けて、時代の変化を先取りしながら、市民の移動を支える公共交通体系を形成するための方針を以下のように設定します。

<基本方針>

■自家用車に頼らずに移動できる交通環境の形成

- ・自動車の運転を控えたい高齢者、自動車運転免許を持たない学生、鉄道で訪れる観光客やビジネスマンなどが、家族の送迎に過度に頼ることなく、市内を安心して安全・快適に移動できる公共交通体系の形成を進めます。

■環境負荷の小さな都市づくりの推進

- ・自動車からの温室効果ガス排出量の抑制に向けて、日常生活の中で市内の公共交通機関を活用できる仕組みを整備し、都市の低炭素化を促進します。

■最新技術を活かした先駆的な都市づくりの推進

- ・効率的で持続可能な公共交通体系の構築と、利用者の関心や満足度の向上を図るため、ITや車両の技術革新、国の制度改正など、時代の変化に即した新たな取組の導入・活用を積極的に検討します。

(1) 基幹的な公共交通の形成方針

①鉄道の利便性向上

- JR両毛線、東武鉄道伊勢崎線の利便性向上や複線化などによる利便性の向上に向けて、沿線市町と連携して、鉄道事業者に働きかけます。

②新たな公共交通軸の検討

- 県内各地域間を結び広域的な交流を促進する新たな公共交通軸について、県と協調しながら検討を進めます。

③高速バスの利便性向上

- 広域移動を支える多様な手段を将来にわたって確保するため、東京都内、名古屋・大阪方面、仙台方面、羽田空港などと本市を連絡する高速バスの維持・利便性向上を交通事業者に働きかけます。

(2) 市内移動を支える公共交通の形成方針

- 交通事業者が運営する路線バスについては、市内移動を支える重要な交通手段であることから、路線の維持、運行頻度の維持・向上、車両のバリアフリー化、ICカードの導入などを働きかけ、持続性と利便性の確保に努めます。
- 鉄道、路線バスと連携し、市民の日常生活の足となっているコミュニティバスについては、市民ニーズや利用状況を考慮して、路線・経由地の見直し、バス停の適正配置、運行本数の調整、運賃改定などを適宜検討します。
- デマンド交通などの新たな交通サービスの将来的な導入を視野に入れながら、効率性と持続性を兼ね備えた運行形態・ネットワークのあり方について調査研究を進めます。

(3) 公共交通の機能改善に関わる取組方針

①交通結節機能の改善

- 鉄道、路線バス、高速バス、タクシー、自家用車、その他の交通機関（コミュニティバス、福祉バス、スクールバス）及び徒歩、自転車との乗り継ぎ利便性を高めるため、鉄道駅及びその周辺のバリアフリー化、駅前広場の整備・適切な維持管理、自転車駐車場の整備・適切な維持管理、パークアンドライドを想定した自家用車用駐車場の確保、鉄道駅周辺の景観まちづくりの推進などに関係機関と連携して取り組みます。

②情報提供ツールの更なる充実

- 交通結節点や公共施設などにおけるユニバーサルデザインに配慮された情報案内板の設置、デジタルサイネージや携帯端末を活用した乗換案内・車両位置情報の提供など、様々な形態による情報提供ツールの整備により、コミュニティバスなどの利便性の向上に努めます。

③交通行動の変容を促す取組の推進

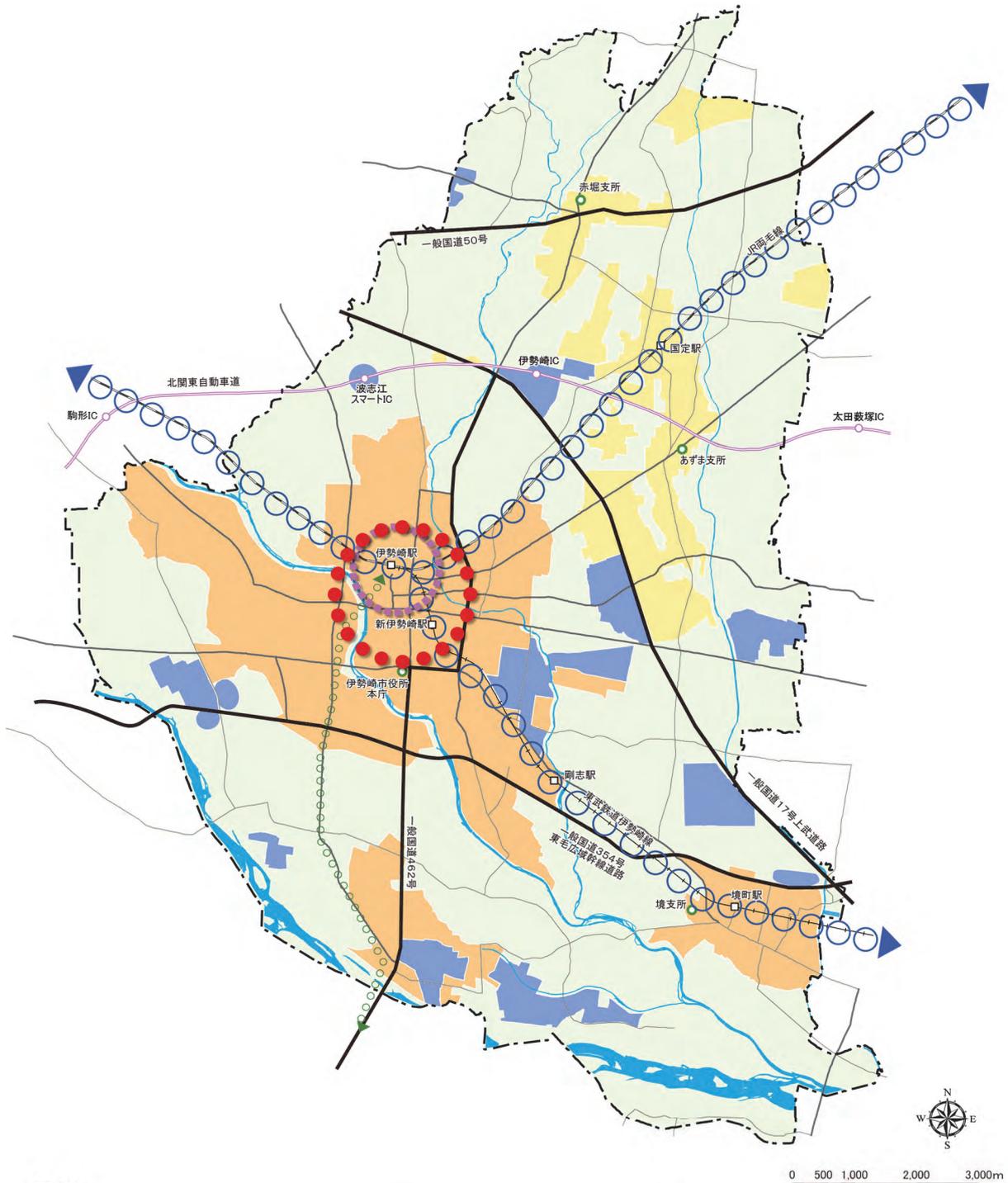
- 持続可能な公共交通の確立を目指して、市民、交通事業者と連携し、公共交通の利用促進を図ります。
- 市のホームページ、市民、事業者向けの講座やイベントにおいて、公共交通の役割、公共交通の運行状況、公共交通の利用方法などについて情報提供を行います。
- 交通行動の変容を実践するため、市職員のエコ通勤及び近距離移動の公用自転車利用を継続します。

④最新の技術開発動向の調査研究

- 持続性と利便性を兼ね備えた公共交通体系の構築に長期的な視点で取り組むため、コミュニティサイクル、カーシェアリング、超小型モビリティ、グリーンスローモビリティ、自動運転バス、電気バス、燃料電池タクシー、MaaS[※]などの交通分野の最新技術及び国の制度の動向に関する調査研究に取り組みます。

※ “Mobility as a Service” の略。出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な移動手段をシームレスに一つのアプリで提供するなど、移動を単なる手段としてではなく、利用者にとっての一元的なサービスとして捉える概念。

図 公共交通の形成方針図



凡例

- | | | | |
|---------|---------|----------------|-------------------|
| --- 行政界 | — 高速道路 | ■ 市街地形成ゾーン | ● 都市交流拠点 |
| □ 鉄道駅 | — 国道 | ■ 自然と暮らしの調和ゾーン | ● 公共交通結節拠点 |
| — JR | — 主要地方道 | ■ 自然・田園ゾーン | ○ 広域交流軸を担う鉄道 |
| — 東武鉄道 | — 一般県道 | ■ 産業形成ゾーン | ○ 市内でも運行本数が多い路線バス |
| ■ 河川 | | | |

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

2-3. 公園・緑地

安心して安全に快適に暮らし続けられるまちの実現に向けて、都市公園の整備及び維持管理、都市緑化の推進に関する方針を以下のように設定します。

＜基本方針＞

■ 身近な公園・緑地の確保

- ・日常生活の中での憩いの場となり、災害時には避難場所にもなる身近な公園や緑地を、人口の分布状況や将来の人口動向を考慮しながら確保します。

■ 特色ある公園・緑地の形成

- ・本市の歴史・文化や産業、風致、景観などの特色を活かした公園・緑地の形成や、少子高齢化、市民生活の多様化が進む中で変化する市民ニーズに対応した公園づくりを進めます。

■ 水と緑のネットワークの形成

- ・公園の整備とともに、様々な場所で緑化や緑地保全を推進することにより、水と緑の連続性が感じられる市街地空間を形成します。

■ 効率的な公共投資の推進

- ・多くの都市公園が整備されている中で、老朽化した公園や市民ニーズの変化への適応が必要な公園に対しては、既存公園の再整備、計画的な施設の維持管理及び更新、多様な主体との協働、民間活力の導入検討などを進めます。

(1) 都市公園の整備方針

- 市街地開発が行われる地域を中心に、市民の憩いの場となる新たな都市公園の計画的な整備を進めます。
- 新たな都市公園及び老朽化した都市公園については、歴史・文化や産業、風致や景観などそれぞれの公園が有する特色を活かすとともに、老朽度合いを勘案し、計画的なリニューアルを検討します。
- 都市公園の整備・リニューアルにあたっては、子供、高齢者などが利用しやすく、防災拠点としての機能やユニバーサルデザインなどを取り込んだ公園づくりに努めます。
- 公園整備に地域住民の意見を取り入れ、特色ある公園づくりに努めます。

(2) 都市公園の維持管理方針

- 安心して安全に利用できる憩いの空間を提供するため、公園施設の適切な維持管理に努めます。
- 老朽化した施設の適正かつ効率的な更新を図り、公園施設のサービス水準の向上とともに、公園利用者が安心・安全に利用することが可能となる維持管理及び更新に取り組みます。

(3) 都市緑化の推進方針**①まとまりのある樹林地の保全**

- まとまりのある貴重な樹林地であるお富士山古墳は、特別緑地保全地区として永続的な保全に努めます。
- 丘陵地の森林や景観上の目印になっている小高い山が残る樹林地などについて、今後、特別緑地保全地区の指定も視野に入れ、保全を図ります。

②市街地内での緑の確保

- 市内の主要道路では、沿道環境や景観に配慮した街路樹や植樹帯を設置し、沿道の緑化に努めます。
- 市内外から多くの人を訪れる商業地、駅などの周辺では、地域の緑化団体や商店街関係者などの多様な主体との協働により、歩行空間や店先でのプランターの設置、花植えなどによる緑化を推進します。
- 学校や公共施設、住宅、民間施設の敷地など、様々な場所で緑化を推進することにより、市街地内の緑の充実や連続性の確保に努めます。
- 工場立地の適正化を図り、工場とその周辺環境の調和に配慮した都市空間を形成するため、公園整備を図ります。

(4) 多様な主体との協働方針

- 市と市民のそれぞれが果たす役割を明確にし、市民協働による公園の維持管理、緑化の推進に取り組みます。
- 都市公園の魅力向上と公園管理者の財政負担の軽減、ストック効果の一層の向上などを図るため、民間資金や民間ノウハウの活用による都市公園の管理・運営・活用の推進に向けた調査研究及び導入検討を進めます。

第1章

第2章

第3章

第4章

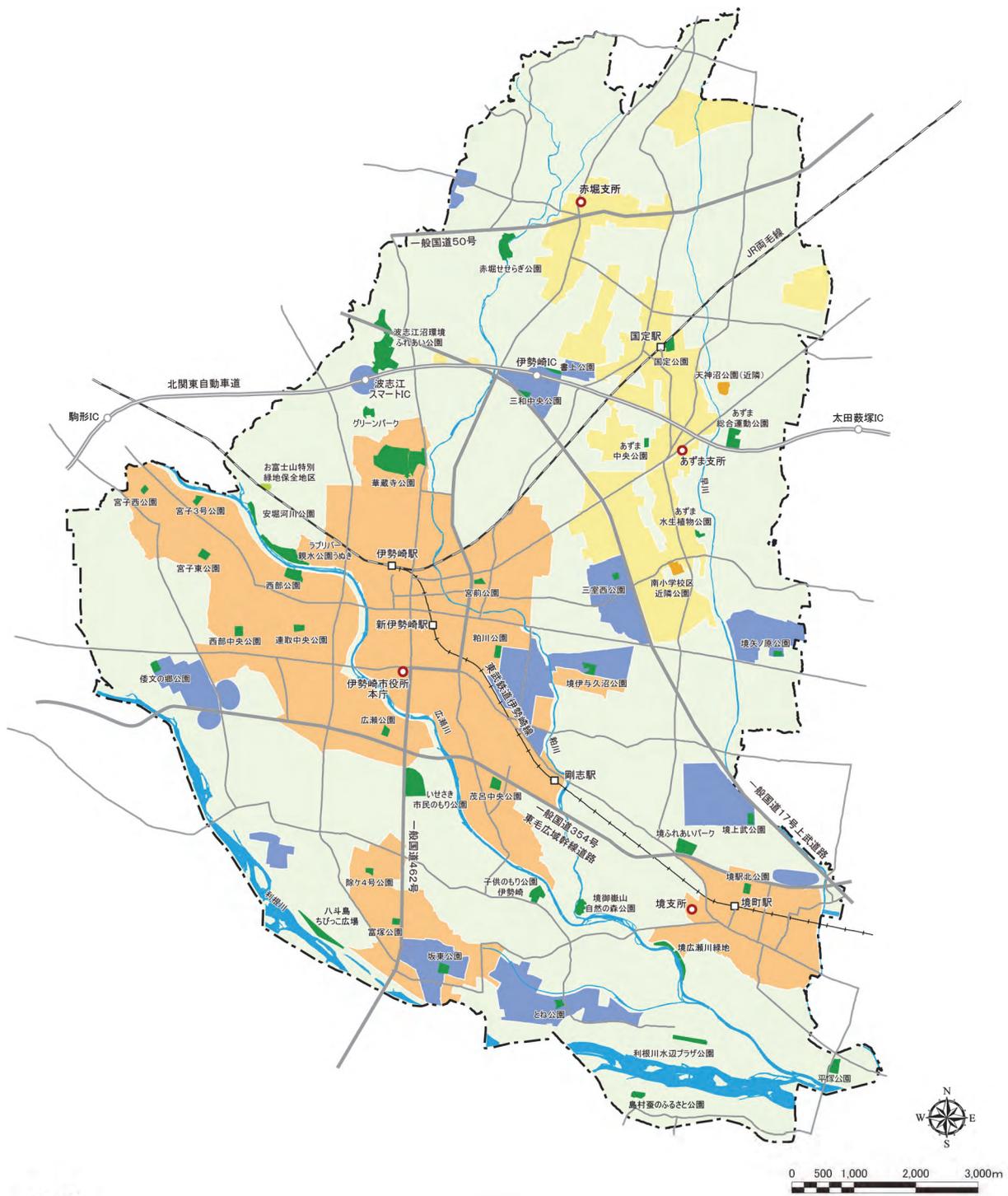
第5章

第6章

第7章

資料編

図 公園・緑地の整備方針図



凡例

- | | | |
|---------|--------------|------------------|
| --- 行政界 | 市街地形成ゾーン | 開設済都市公園(一部開園を含む) |
| □ 鉄道駅 | 自然と暮らしの調和ゾーン | 未開設の都市公園(計画) |
| — JR | 自然・田園ゾーン | 特別緑地保全地区 |
| — 東武鉄道 | 産業形成ゾーン | 河川 |
| — 国道・県道 | | |



※近隣公園以上の規模の都市公園を图示しています。

2-4. 河川・池沼等

安心して安全に快適に暮らし続けられるまちの実現や豊かな水辺空間の次の世代への継承に向けて、河川・池沼等の整備方針を以下のように設定します。

<基本方針>

■災害に強い都市構造の形成

・河川改修などにより雨水排水機能を維持・確保し、水害に強い都市づくりを進めます。

■水辺の保全・再生

・自然とふれあえる貴重な空間として水辺を保全するとともに、自然とのふれあいの場として活用します。

■水と緑のネットワークの形成

・市内を流れる主要な河川とその周辺の緑を一体的に保全・活用することにより、水と緑の一体性を感じられる自然空間を形成します。

(1) 河川・池沼等の整備方針

①河川

- 一級河川は、台風や大雨に伴う洪水が発生すると、本市中心部を含む広範な市街地に被害が及ぶことが懸念されるため、洪水の発生防止のための河川改修の着実な実施及び計画的な点検・維持管理・修繕などを関係機関に働きかけます。
- 河川や用水路などの改修・整備にあたっては、河川全体の自然の営みを視野に入れ、生物の生息・繁殖環境、多様な河川景観の保全・創出などに配慮した多自然川づくりを推進するとともに、適正な維持管理に努めます。

②ため池

- 本市にある用水ため池のうち設置施設が老朽化し、堤体の決壊により下流地域に被害が発生するおそれのあるものについて、農業用のため池、用排水路等の損壊による水害の発生を未然に防止するため、補強工事又は改修工事を危険度の高い箇所から順次計画的に進めます。
- 決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成などにより、住民などに適切な情報提供を図ります。

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
資料編

(2) 水辺の活用方針

- 河川敷やそれに付随する遊歩道やオープンスペースなどの整備・美化などを促進することで、水辺空間の利用を推進します。
- 河川敷でのウォーキングや釣り、サイクリングなど、野外活動やレクリエーションの場としての水辺空間の活用を促進します。
- 市内最大のため池である波志江沼の良好な景観に親しんでもらうために整備された波志江沼環境ふれあい公園は、本市の水と緑の拠点として、適切な維持管理を行います。

2-5. その他の都市施設

持続的に発展するまち、安心して安全に快適に暮らし続けられるまちの実現に向けて、下水道や上水道の整備、都市機能の維持・確保などに関する方針を以下のように設定します。

<基本方針>

■水辺の保全・再生

- 市街地の貴重な自然環境である水辺を保全するため、公共下水道などの整備を進めます。

■効率的な公共投資の推進

- まとまりのある市街地を形成するエリアを中心に、これまでに整備された公共施設・都市基盤を活かし、様々な施策を組み合わせながら、各種公共施設や都市基盤の効率的な整備及び維持・管理、耐震化などを進めます。

(1) 下水道の整備方針

- 河川や水路などの水質保全、生活環境の向上を図るため、地域に適した効率的な汚水処理を推進します。
- 住環境の改善と水質保全を早期に実現するため、市街化動向や既存の下水道整備状況を勘案しながら、効率的な公共下水道の整備を引き続き進めます。
- 災害時の水処理機能の確保を図るため、下水道に関わる施設の耐震化、管路の耐震化、液状化対策などを引き続き進めます。
- 下水道整備に時間を要する区域においては、浄化槽との併用による効率的・効果的な汚水処理区域の設定を検討します。
- 農村集落における住環境の改善と農業用排水の水質保全を図るため、農業集落排水の適切な維持管理を進めます。
- 農業集落排水施設については、持続可能な事業運営を図るため、改築・更新時に下水道への編入、施設の統廃合などを検討します。
- 公共下水道、農業集落排水が整備されていない区域においては、合併処理浄化槽の普及を促進します。

(2) 上水道の整備方針

- 良質で安心な水道水の供給を図るため、水道施設の整備、長寿命化、更新に関する事業を計画的、効率的に推進します。
- 災害に強い水道の確保を図るため、主要施設の耐震化や、既設管路の更新に合わせ耐震管の整備を進めます。

(3) その他の都市施設の整備方針

①公共施設全般

- 人口動態や社会情勢、社会ニーズの変化などを踏まえ、公共施設等の規模の最適化を推進し、特に更新時にあたっては、公共施設等総合管理計画に基づいて、統廃合・複合化の検討に取り組みます。
- 的確な点検・診断の実施により予防保全を推進し、公共施設等の安全確保を図るとともに長寿命化に取り組みます。
- 民間活力の活用や広域的な連携を進めるなど、公共施設等の効率的な管理運営を進めます。
- 都市計画決定されている都市施設については、施設の用途・利活用方針などに変更が生じた場合、必要に応じて都市計画の変更を検討します。

②汚物処理場

- 持続可能な事業運営を図るため、稼働中の汚物処理場（茂呂クリーンセンター、境クリーンセンター）が有する施設能力、施設の老朽度、将来の汚泥量の見通しなどを考慮して、施設の計画的な補修・改修を行うとともに、統廃合や汚水処理施設である下水処理場での処理も視野に入れた効率的な処理を検討していきます。

③ごみ焼却場

- 既存のごみ焼却場（清掃リサイクルセンター21）の安定的かつ安全なごみ処理を継続するため、計画的な補修・改修を行うとともに、適切な維持管理、熱回収（発電）による有効活用などを進めます。
- 境清掃センター、あずまダストセンターは、ごみの資源化の推進に伴い増加していく資源ごみに対応するための利活用などに取り組みます。

④火葬場

- いせさき聖苑、さかい聖苑は、現存施設を有効に活用するため、適切な維持管理、計画的な大規模改修や長寿命化対策の実施などに取り組みます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

3. 住環境の形成方針

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる都市環境を整えるため、良質でまとまりのある市街地の形成、ノーマライゼーション社会の推進などに資する住環境の形成方針を以下のように設定します。

<基本方針>

■地域の拠点における商業機能、医療機能、子育て支援機能の拡充

- ・都市の居住者の利便や、まとまりのある市街地を保つため、地域の拠点ごとに身近な生活サービスを担う商業施設、医療施設、子育て支援施設の維持・確保に取り組みます。

■様々な暮らし方に応じた良好な住環境の形成

- ・居住促進による市街地の維持や、集落地への居住誘導及び拡散抑制などにより、地域ごとの特性を活かしながら、まとまりのある良好な住環境の確保に取り組みます。

■誰もが安心して安全に暮らせる都市空間の形成

- ・全ての市民にとって安心して安全に暮らしやすい場を形成するための都市基盤・交通環境の整備・更新などに取り組みます。

(1) 都市機能の誘導方針

①地域ごとの暮らしを支える生活関連サービス施設の維持・確保

- 商業、医療、子育て支援などの生活関連サービスを身近に利用できる生活環境を確保するため、生活の拠点となるエリアにおける商業、医療、子育て支援などの生活関連サービス施設の維持・確保に努めるとともに、生活の拠点となるエリアへの立地を民間事業者に働きかける取組を進めます。

②高次の機能を有する施設

- 市役所、病院、総合福祉センター（ふくしプラザ）、保健センター、児童センターなど、市を代表する高次の機能を有する施設については、機能を果たす上で適切な位置・配置、市民の利便性、既存施設の配置や各拠点の位置付けなどを踏まえながら、各機能の立地を検討します。

(2) 居住の誘導・供給方針

① まとまりのある市街地・集落地の維持・形成

- 都市基盤が整った市街地においては、空き家や空き地などの活用により、居住を促し、将来の人口減少による空洞化や高齢化の進展に歯止めをかけることによって市街地の維持に取り組みます。
- 土地区画整理事業により整備された住宅市街地では、地区計画制度などを活用し、周辺の土地利用と調和がとれた良質な住宅市街地の形成を図ります。
- 狭あい道路などが多い住宅地では、地区計画制度の活用や、地域住民との協働による生活道路の整備などを通じて、暮らしやすい住宅地の形成を図ります。
- 市街地の周辺部においては、生活関連サービス施設が集まる拠点周辺や、まとまりのある既存集落地などのエリアへの居住を誘導することで人口密度の低い集落地の拡散を抑制します。

② 安心・安全な住環境の形成

- まとまりのある良質な住環境の維持、災害時の被害軽減などを図るため、空き家の適正管理、危険な空き家の解消、空き家・低未利用土地の利活用などを促進します。
- 防犯に関する安心・安全対策として、地域の特性、小中学校の通学路、犯罪・不審者情報が多い場所などを考慮し、防犯灯、防犯カメラを設置します。設置にあたっては、効率的な設置やコスト削減に努めます。
- 大規模太陽光発電所は、再生可能エネルギーの利用促進に寄与する面がある一方で、景観の阻害などの問題が指摘される場合があることから、周辺環境との調和に配慮された大規模太陽光発電所のあり方などについて検討します。

③ 市営住宅を活用した住宅セーフティネット機能の確保と適切な維持管理

- 地域の住宅事情や施設の老朽度、立地条件などを考慮しつつ、今後の人口や世帯数の動向を見定めながら市営住宅の適切な供給に努めます。
- 建物の適切な維持管理及び長寿命化を図り、既存住宅ストックの有効活用を図るとともに、住戸改善により、多様な世帯が安心して暮らせる市営住宅の整備に努めます。
- 特定目的別分散入居を継続し、住宅に困窮する世帯が入居できるように適正な入居管理を推進します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

(3) 誰もが移動しやすい交通環境の整備

- 子供、高齢者、外国人住民、市外からの来訪者や外国人観光客など、様々な人々が利用する道路や歩行者空間、駅舎、コミュニティバス車両などは、誰もが移動しやすい交通環境を整えるため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」等に基づいて、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進します。
- 既存の公共交通やコミュニティバス、新たな交通サービスなどを効率的・効果的に組み合わせ、シームレスで持続性のある公共交通網の形成に努めます。
- 関係機関に対してバリアフリー車両の導入、結節機能や情報提供ツールの強化・充実を働きかけるとともに、最新技術動向などの調査研究に取り組みます。

(4) 誰もが利用しやすい施設づくりの推進

- 市民が利用する公共施設の新設・修繕・機能更新などを行う際には、バリアフリー化やユニバーサルデザインへの対応を推進します。
- 大規模な民間施設の新設などに対しては、バリアフリー化やユニバーサルデザインへの積極的な対応を働きかけます。

第1章

第2章

第3章

第4章

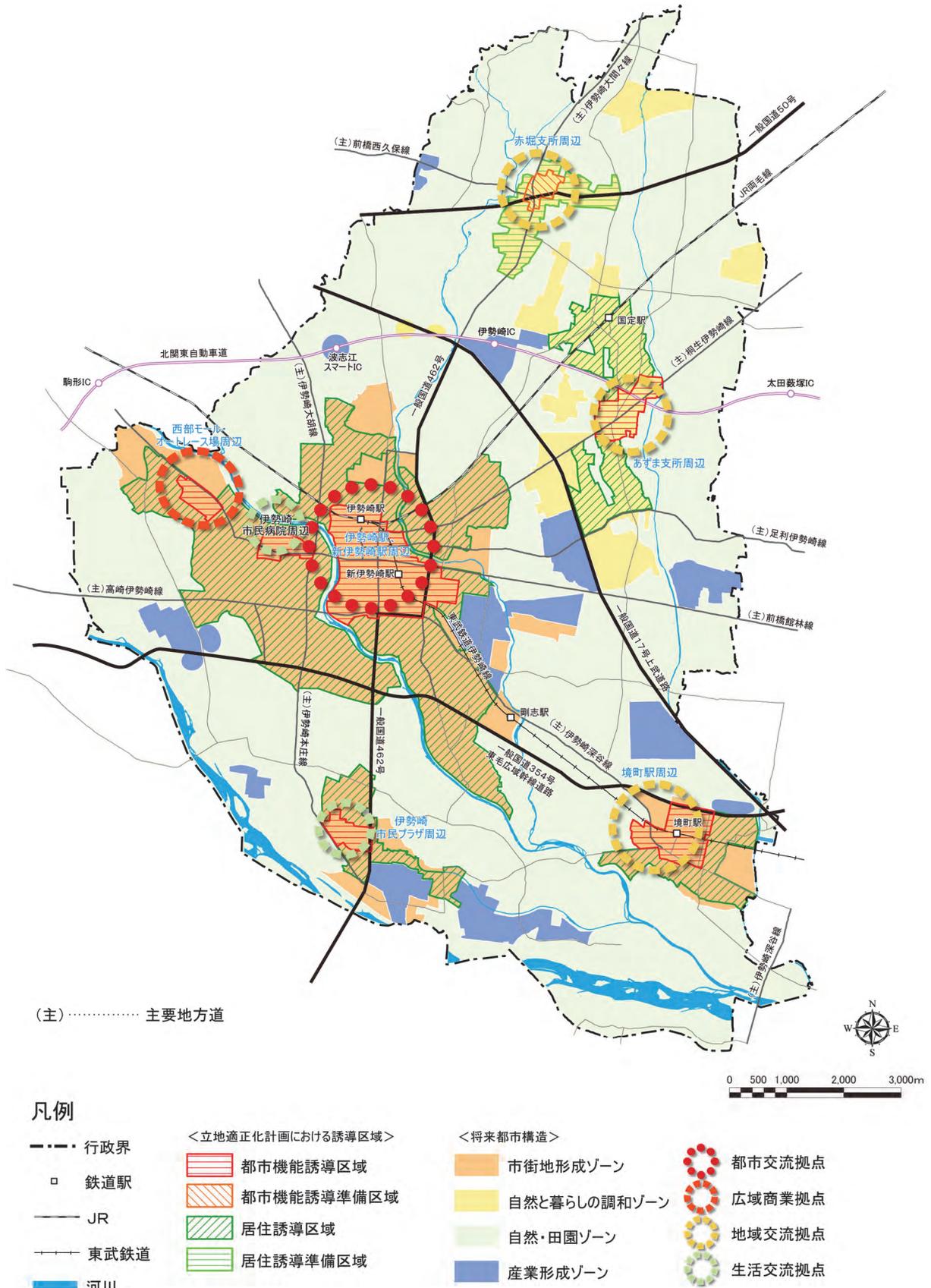
第5章

第6章

第7章

資料編

図 住環境方針図



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

4. 自然環境の保全方針

「豊かな自然、歴史・文化」の次の世代への継承に向けて、人と自然の共生社会や都市の低炭素化に貢献する自然環境の保全方針を以下のように設定します。

<基本方針>

■緑豊かな環境の保全・活用

- ・里山、田園風景を形づくる地域資源であり、二酸化炭素吸収源としても寄与する緑や農地を保全するとともに、自然とのふれあいの場としての活用を推進します。

■水辺の保全・再生

- ・河川や池沼などの水辺空間と多様な生態系の将来への継承に向けた水辺の保全・再生を推進します。

(1) 緑地の保全方針

①森林・樹林地の保全

- 市北部に残る貴重な斜面林、まとまりのある樹林地や里山は、平坦な地形が多い本市にとって貴重な樹林地であることから、積極的な保全に努めます。

②農地の保全

- 市域面積の多くを占める農地については、その生産機能と美しい農地景観の保全に努めます。
- 地権者の協力を得ながら農業の維持・継続を図るとともに、関係機関との連携により遊休農地の保全・活用を推進します。

③身近な緑の保全

- 古くから市民の身近にあり、里山の原風景を構成する要素のひとつとなっている屋敷林、社寺林や、地域で愛されている樹木・樹林などの保全を推進します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

(2) 水辺の保全方針

①水辺環境の維持・再生

- 河川敷の清掃・草刈りを行い、清潔で快適な水辺環境の維持・再生に努めます。

②水質の維持・向上

- 河川などの水質状態の監視を通じて水質状況を把握します。
- 汚水処理事業の推進、下水道への接続率向上による水質保全などに向けて関係機関と協力して取り組み、河川・池沼などの良好な水質の維持・向上を図ります。

(3) 市民協働の取組方針

①自然環境保全に対する市民意識の高揚

- 動植物保護の必要性、生物多様性の確保の必要性、生物が生息できる空間の保全の必要性などについて理解や教育が得られるよう、広報・啓発などに努めます。
- 水辺での環境学習や水辺の利用などを通じて、市民の水環境への関心を高め、水辺空間の保全のための意識の高揚を図ります。

②環境保全活動の推進

- 市民や事業者の自主的な環境保全活動を推進するとともに、市民や事業者と市の連携・協力により、地域全体での環境保全活動が活発に行われるよう努めます。

③循環型社会形成の促進

- 行政や市民、事業者などが一体となって4R活動（リフューズ（断る）・リデュース（減らす）・リユース（再使用する）・リサイクル（再資源化する））を推進し、廃棄物の減量と資源化、ごみの適正処理などに取り組みます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

5. 都市景観の形成方針

「豊かな自然、歴史・文化」の次の世代への継承に向けて、伊勢崎らしい魅力ある都市景観の形成方針を以下のように設定します。

<基本方針>

■歴史文化資産の保全・活用

- ・歴史や文化を伝える建造物や街並みなど、地形や発展過程において特色がある本市固有の歴史や風土を保全・活用した景観まちづくりを推進します。

■美しい道路空間の維持・創出

- ・市外からの来訪者に対して本市を印象付ける大きな要素となる道路では、沿道風景や山々の眺望に配慮した魅力的な風景の創出や、安全で快適な通行に配慮した沿道景観の形成を推進するとともに、道路利用者にとって心地よい道路空間の維持・創出を推進します。

■地域ごとの特色ある資源を活かし、暮らしと賑わいの核となる拠点の形成

- ・各地域の拠点ごとの特色ある景観資源を活かして、地域で暮らす人々、訪れる人々を楽しませる個性的な景観形成を推進します。

(1) それぞれの特色を活かした都市景観の形成

①市街地景観

- 生活の基本空間である住宅地や、商業・工業の産業系など、利用特性に応じて誘導します。

②田園景観

- 農地や水路などの適切な維持によりゆとりと潤いを感じられる風景要素を保全します。

③河川の景観軸

- 利根川、広瀬川、粕川、早川に沿った区域においては、人々が水辺に親しみ、豊かな自然的眺望を楽しめる景観形成を図ります。遊歩道などの整備を推進するとともに、水と緑の軸としての広がりのある眺望の確保や、水質の維持・向上などにより、河川の景観軸としての魅力を高めます。

④歴史と文化の景観軸

- かつて人々の生活の中心となっていた旧日光例幣使道に沿った区域においては、歴史・文化の風情を継承する沿道の景観づくりを進めます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

⑤骨格道路景観軸

- 市内を通る国道、環状道路など主要な幹線道路について、沿道の土地利用誘導や山々への眺望を確保した景観形成を図るとともに、安全で快適な通行に配慮した道路づくりの工夫と、沿道景観の向上に努めます。

⑥水と緑の景観拠点

- 市民の憩いと交流、潤いを与える大規模な公園・池沼や河川と道路の交点（橋詰）においては、緑や水辺が織り成す眺望を活かした、人々の交流・休養の場づくりを行います。

⑦歴史と文化の景観拠点

- 各地域の歴史や文化を伝える建造物や街並みなどを活かして、景観まちづくりの資源としての保全と活用に向けた取組を進めます。

⑧交通の景観拠点

- 市内外の人々が行き交う幹線道路の市境界については、市の玄関口となる都市景観の形成に取り組むとともに、眺望点としての立地を活かし、個性と潤いある景観形成を図ります。
- 車利用の玄関口として利用者も多い伊勢崎インターチェンジ周辺の恵まれた田園環境や山々への眺望などの自然的景観の保全を進めます。
- 伊勢崎駅・新伊勢崎駅周辺では、歴史・文化系景観資源と、新たに整備された駅舎や駅前広場、都市公園、都市計画道路などからなる都市景観資源の調和を図り、市の玄関口としてふさわしい新たな都市景観の形成を検討します。

(2) 計画的な都市景観の規制・誘導**① 景観計画に基づく景観づくり**

- 景観に特に大きな影響を及ぼす建築行為などについては、届出・勧告により、景観計画に適合した景観づくりを誘導します。届出を要しない行為についても、景観計画への適合について配慮を求めます。

② 地域の特性に応じた景観づくり

- 景観づくりのモデルとして景観重点区域を設定し、景観づくりへの理解と協力を得ながら、景観地区の指定や景観協定の締結を検討します。その他の区域についても、地域の意向や提案を受け、必要に応じて景観重点区域を拡大します。

③ 屋外広告物の規制・誘導

- 屋外広告物については、良好な景観づくりを進める上で重要な要素であるため、市全域を対象に規制・誘導します。このうち、重点をおいて規制する必要がある区域については、重点区域を定め、より厳しい基準を適用します。特に必要と認められる区域については、原則として広告物を表示することができない禁止地域を定めます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

6. 都市防災の基本方針

安心して安全に暮らし続けられる地域づくりに向けて、地震や大雨などに備えた防災性の高い都市づくりの整備方針を以下のように設定します。

<基本方針>

■災害に強い都市構造の形成

- 地震や大雨などによる大規模災害に強い都市づくりに向けて、防災・減災・復旧・復興の各段階で求められる機能・役割を十分に発揮できるよう、耐震性や排水性が高い都市基盤の整備及び適切な維持管理、地震・火災に強い市街地の整備などを推進します。

(1) 地震・火災に備えた都市づくり

①ライフラインの確保

- 市民生活に欠かすことのできない上水道及び下水道については、基幹的な施設及び管路の適切な維持管理、耐震化、改修などを計画的に進めます。
- 電気、ガス、通信については、関係機関に対して施設・設備の耐震化などの防災・減災対策を働きかけます。
- 緊急車両や支援物資の輸送に関わる車両が通行する緊急輸送道路については、橋りょうや地下埋設物の耐震化、沿道建物の耐震化を関係機関と連携して促進します。

②建築物の耐震化、不燃化などの促進

- 古くから市街化したため密集市街地を形成している市の中心部については、建築物の不燃化を促進するため、防火地域・準防火地域の指定を検討します。
- 火災に強い市街地の形成のため、道路幅員が狭い密集市街地の改善や、多くの人々が集まる公共施設・大規模建築物の耐震化などを促進します。また公共用地を活用した耐震性貯水槽の設置可能性も適宜検討しながら、消防水利の適正配置を計画的に推進します。
- 一般住宅については、地震による木造住宅の倒壊などを防止し、地震に強い安全な都市づくりを推進するため、木造住宅の耐震化を促進します。

(2) 水害に強い都市づくり

①河川の改修及び維持管理の実施

- 一級河川は、台風や大雨に伴う洪水が発生すると、本市中心部を含む広範な市街地に被害が及ぶことが懸念されるため、洪水の発生防止のための河川改修の着実な実施及び計画的な点検・維持管理・修繕などを関係機関に働きかけます。
- 準用河川や都市下水路については、所要の処理能力を発揮できるよう、適切な維持管理を行います。

②総合的な雨水排水対策の推進

- 短時間での大量の降雨に伴う都市型水害の発生防止・被害軽減を効果的に進めるため、計画的な雨水排水施設の整備及び適切な維持管理に取り組みます。
- 短時間での大量の降雨に伴い、河川等の処理能力を超える雨水の集中を未然に防ぐため、土地区画整理事業や生活道路の整備と連携した水路などの整備推進や、開発区域内における一時的な雨水貯留施設などの設置を促進します。
- 雨水の集中を抑制するため、雨水を一時貯蔵し徐々に流す機能を有する農地や緑地の保全を図るため、無秩序な市街化を抑制します。

(3) 避難路及び避難場所・避難所の確保

- 避難に要する時間の短縮、避難路の有効幅員の拡大及び安全性向上などを図るため、避難路となる都市計画道路、農道、その他の道路及び橋りょうの整備に努めます。
- 安全な避難路の確保及び迅速な救助活動のための交通を確保するため、沿道建物の耐震化やブロック塀の点検及び安全対策を促進します。また密集した市街地内の緊急輸送道路を中心に無電柱化の実施を促進します。
- 避難場所や避難所となり得る民間施設との災害時協力協定を締結することで、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強、避難者の安全確保などを図ります。
- 災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保のため、関係機関と連携して、道路や公共施設などにおける災害関連標識（避難場所、想定浸水深）の設置を促進します。

(4) 災害からの被害の軽減に向けた取組

- 水害の危険性が高い区域では、開発の抑制などを検討します。
- 洪水ハザードマップを作成・配布するとともに、ホームページへの掲載などにより、浸水想定区域や緊急避難場所、災害への備えや留意点などを周知し、防災に関する市民の意識啓発を図ります。

(5) 大規模災害からの復興への備え

①円滑な復興まちづくり遂行のための準備

- 大規模災害の発災後に迅速に復旧・復興に着手するため、計画的復興を進める際に必要な手順や組織体制、運用などのあり方、職員の防災教育の推進などについて、防災関連部署と連携して検討します。

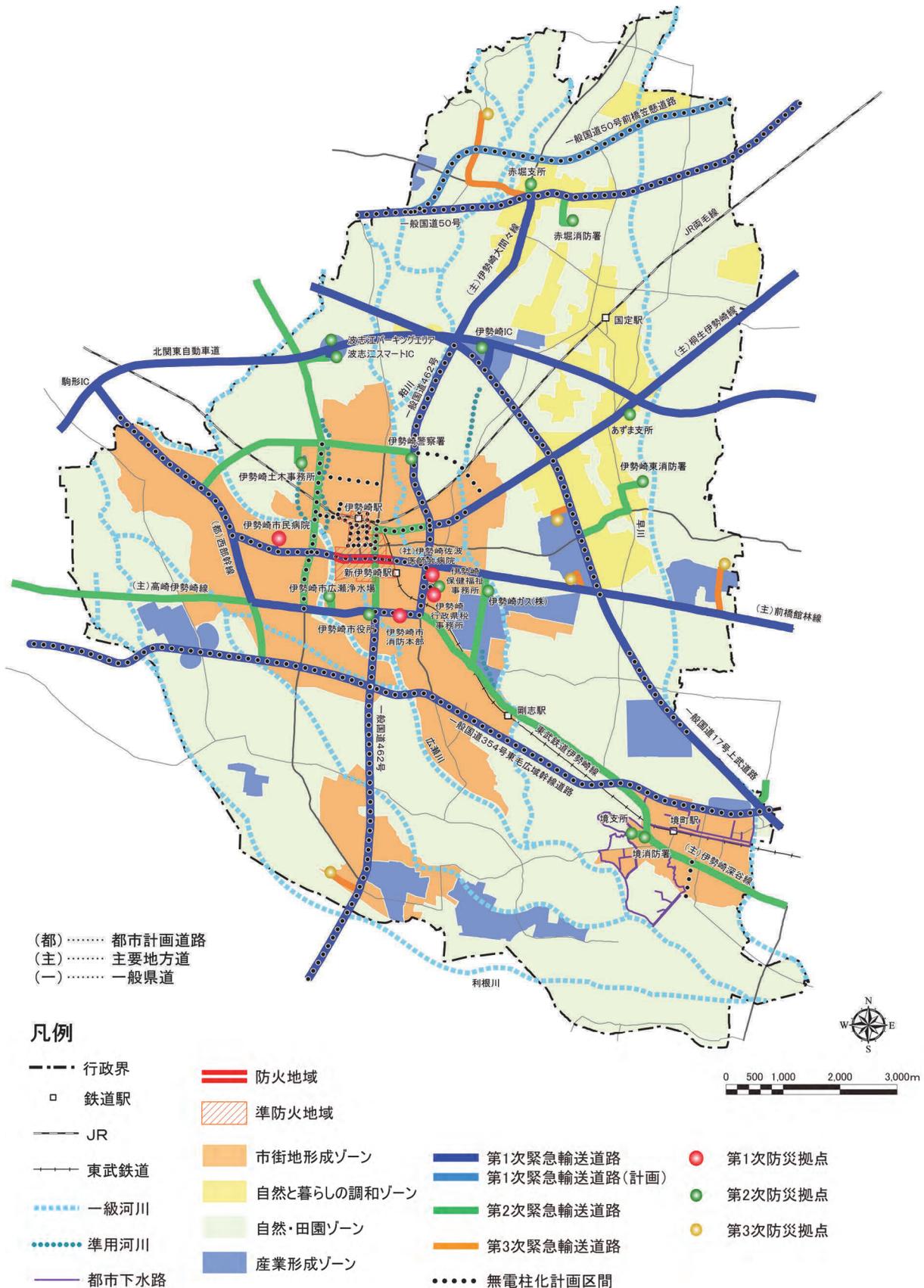
②事前復興まちづくり計画の検討

- 大規模な災害が発生した場合に迅速に復興できるよう、被害地域と被害の程度を想定したうえで、被害地域における復興まちづくりの対応方針などを盛り込んだ事前復興まちづくり計画の策定を検討します。

③地籍調査の推進

- 被災地域の迅速な復旧・復興対策を図るため、引き続き地籍調査を推進します。

図 都市防災の基本方針図



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

7. 観光・レクリエーション環境の形成方針

本市の魅力を高め、市内外との交流が活発に行われる活力ある都市づくりに向けて、観光・レクリエーション環境の形成方針を以下のように設定します。

<基本方針>

■ 特色ある公園・緑地の形成

- ・幅広い世代の市民が憩い、市外からの来訪者や訪日外国人旅行者も楽しめるような観光・レクリエーションの機会を提供するため、特色ある大規模な公園・緑地の整備や、都市型観光・交流機能の充実を図ります。

■ 歴史文化資産の保全・活用

- ・歴史や文化を伝える建造物や街並みなど、地形や発展過程において特色がある本市固有の歴史や風土を活かした観光・レクリエーションの場としての魅力を高めます。

■ 最新技術を活かした先駆的な都市づくりの推進

- ・観光・レクリエーションの魅力と来訪者の満足度を高めるため、最新のIT技術、国の制度や民間活力の活用など、時代の変化に応じた新たな取組について検討します。

(1) 魅力的な観光・レクリエーション拠点づくり

① 豊かな自然を活かした拠点の形成

- まとまりのある自然環境を活かすとともに、様々な余暇活動を楽しめる多様性、市内外からアクセスしやすい利便性などの特色を活かし、市内外から様々な人が訪れ、本市の交流の核となる拠点を形成します。

- ・ 華蔵寺公園周辺
- ・ 波志江沼環境ふれあい公園周辺
- ・ いせさき市民のもり公園周辺

- 地域の豊かな自然環境を活かし、それぞれの地域で暮らす市民にとっての憩いの場となるとともに、周辺地域からも様々な人が訪れるような、地域を代表する拠点を形成します。

- ・ あかぼり小菊の里等周辺
- ・ 赤堀せせらぎ公園周辺
- ・ あずま総合運動公園周辺
- ・ 赤堀いこいの森公園周辺
- ・ 子供のもり公園伊勢崎周辺
- ・ 境御嶽山自然の森公園周辺
- ・ ラブリバー親水公園うぬき周辺
- ・ 西部公園周辺
- ・ 境ふれあいパーク周辺
- ・ 八斗島ちびっこ広場周辺
- ・ 利根川水辺プラザ公園周辺
- ・ 平塚公園周辺
- ・ はちす権現山公園周辺
- ・ お富士山特別緑地保全地区周辺

- 各拠点が持つ機能を保つために必要な施設の維持・充実に努めます。また、それぞれの拠点の整備・運営状況や利用状況を踏まえ、官民連携による効率的で効果的な維持管理のあり方や、利用者ニーズに対応した機能更新などについて、必要に応じて検討します。

②歴史・文化を体感できる拠点の形成

- 地域ごとの特色ある歴史・文化資源を活かし、周辺住民の暮らしとの調和に配慮しながら、市内外から訪れる人々にぎわう拠点を形成します。
- 歴史・文化資源の保全と活用に向けて、地区計画の指定、特別緑地保全地区の指定、景観計画との連携、地域住民の参画による保全・活用の検討などに取り組みます。

- | | |
|-----------------|--------------|
| ・ 赤堀茶臼山古墳周辺 | ・ 伊勢崎駅周辺 |
| ・ 小泉稻荷神社周辺 | ・ 境町駅周辺 |
| ・ 境島村養蚕農家群 | ・ 史跡女堀周辺 |
| ・ 史跡上野国佐位郡正倉跡周辺 | ・ 史跡十三宝塚遺跡周辺 |

③既存の都市型観光・交流資源を活かした拠点の形成

- 市内外から多くの人々が訪れる商業施設やレクリエーション施設、観光施設、文化財など、それぞれの拠点が持つ特色や集積を活かしつつ、周辺住民や民間事業者、まちづくり団体などの参画を働きかけ、多様な主体との協働による都市型観光・交流・レジャー拠点の形成に取り組みます。
- 伊勢崎駅周辺では、本市のまちの顔にふさわしい都市景観と賑わいの創出を図るため、歩行者・自転車の安全な通行や都市景観の形成に配慮した道路、都市公園などの都市基盤の整備に取り組みます。また、多様な主体と連携して、公共空間を活用した地域活動の促進による賑わいの創出に取り組みます。
- 西部モール、オートレース場周辺では、広域的な商業、レクリエーション、観光・交流などの各活動を支える都市基盤の整備及び適切な維持管理、小型自動車競走事業の安定的運営、官民連携による誘客イベントの開催などによる賑わいの創出に取り組みます。

- | | |
|----------|-------------------|
| ・ 伊勢崎駅周辺 | ・ 西部モール、オートレース場周辺 |
|----------|-------------------|

(2) 交流を促す観光・レクリエーションネットワークの形成

①歴史・文化を感じられる骨格軸の保全

- 本市を代表する旧街道であり、沿道に社寺や史跡がある「旧日光例幣使道」については、歴史・文化の風情を感じながら回遊できる骨格軸を形成します。
- 来訪者の利便性及び回遊性を高めるため、案内板などの適切な維持管理に取り組みます。
- 歴史・文化の風情を継承するため、沿道建物や沿道景観の保全・誘導に取り組みます。
- 地域住民との連携による沿道緑化の推進などにより、歩いて楽しい沿道環境づくりに取り組みます。

・旧日光例幣使道

②拠点へのアクセス利便性の向上

- 市内外から各拠点へのアクセス利便性向上のため、一般国道50号前橋笠懸道路の早期整備、主な幹線道路となる主要地方道・一般県道の自動車走行環境の向上、道路案内標識の充実などを国・県に働きかけます。
- 期間が限定的な多客時においては、公共空間や民間事業用地などを有効に活用したパークアンドバスライド、公共交通（鉄道・高速バス・路線バス）の利用促進など、多様な主体と交通手段の連携による地域交通の円滑化対策を検討します。

③魅力的で安全な自転車利用環境の形成

- 観光資源としての自転車利用環境の形成に向けて、自転車通行空間の確保及び適切な維持管理、情報提供の充実などに関係機関と連携して取り組みます。

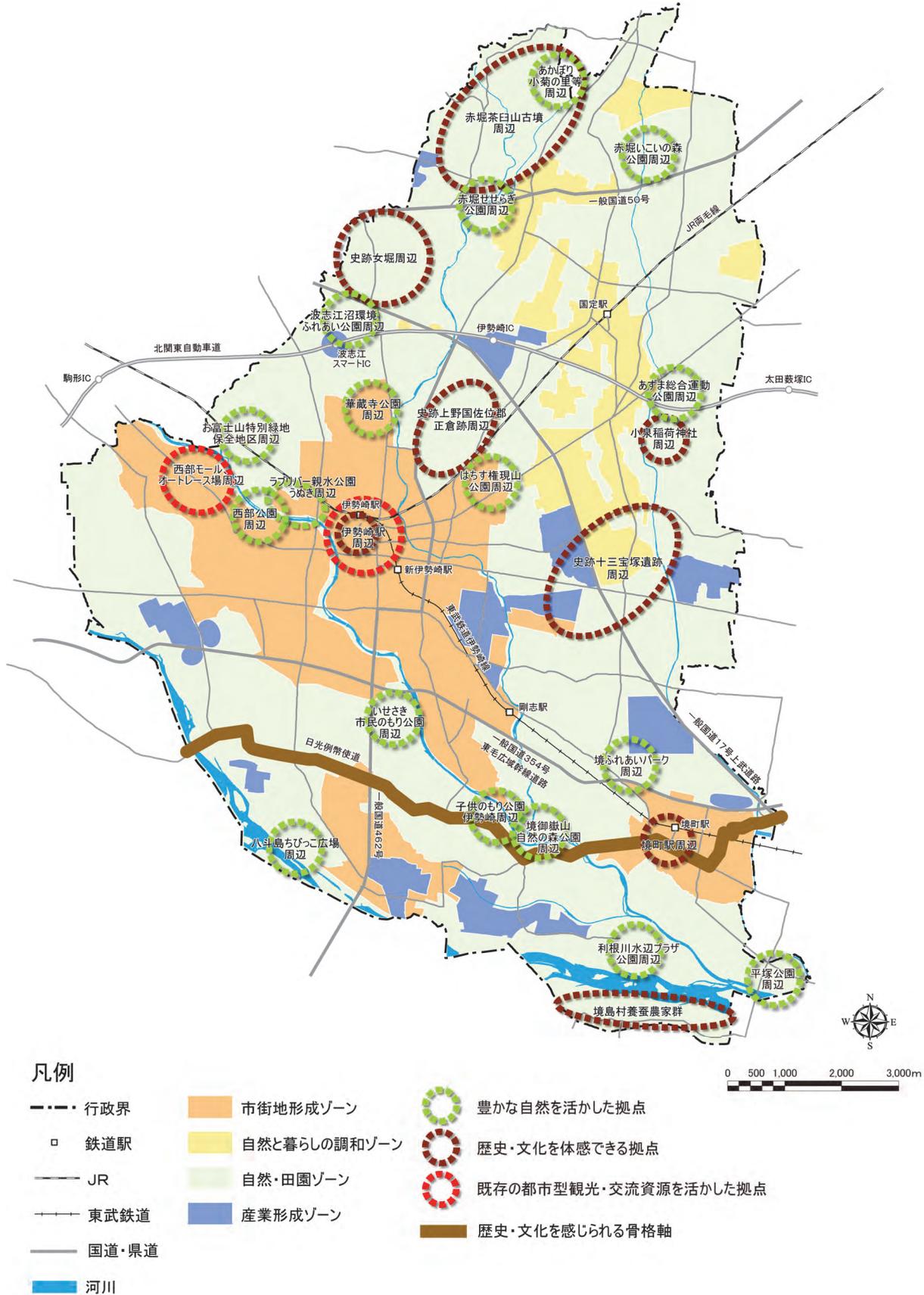
④拠点内・拠点間の移動支援に向けた調査研究

- 拠点内の回遊性向上や隣接する拠点間の移動性向上による新たな観光スタイルの創出に長期的な視点で取り組むため、コミュニティサイクル、グリーンスローモビリティ、自動運転バス、Ma a S、通信環境の向上などの交通分野の最新技術及び国の制度の動向に関する調査研究に取り組みます。

(3) 市外への情報発信の充実

- 都市間相互の結びつきを強め、交流や連携を推進するため、国内の隣接都市や友好親善都市、国際姉妹都市・友好都市との交流・連携に取り組みます。
- ホームページやSNSなどを活用した情報発信、交通事業者や近隣都市との連携によるイベント・キャンペーンの実施など、本市の魅力を広く発信するための様々な手段や活動を通じて、本市の魅力を活かした積極的な観光情報の発信及び誘客の促進に努めます。

図 観光・レクリエーション環境の形成方針図



第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
資料編

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
資料編

第5章 地域づくりの方針



1. 地域区分の設定

1-1. 地域区分の考え方

(1) 地域別構想のねらい

「地域別構想」は、まちづくりの主体である市民が、身近な地域の将来の姿を共有しながら、それぞれの立場から、きめ細かな取組を進めるための「道しるべ」として、より具体的な方針を示すものです。

(2) 地域区分の設定方針

地域別構想のねらいを考慮しつつ、次の考え方にに基づき地域区分を設定します。

①地域コミュニティの基本的な単位に考慮した区分であること

⇒旧市町村の区域を考慮して地域を区分します。

②まちづくりの継続性を考慮した区分であること

⇒現行計画の地域区分を考慮します。

③土地利用誘導の観点から、都市計画の制限（区域区分）を考慮した区分であること

⇒線引き都市計画区域と非線引き都市計画区域で地域を区分します。

④河川や幹線道路などの地形条件を考慮した区分であること

⇒河川や幹線道路などの地形条件を考慮して地域を区分します。

1-2. 地域区分の設定

地域区分の設定方針を踏まえ、次の9の地域に区分します。

地域区分	構成行政地区
1.北部地域	赤堀地区
2.北西部地域	三郷地区、北地区(一部)
3.西部地域	宮郷地区、三郷地区(一部)、北地区(一部)、南地区(一部)
4.中央地域	北地区、南地区、三郷地区(一部)、殖蓮地区(一部)、茂呂地区(一部)
5.東中部地域	殖蓮地区、茂呂地区(一部)
6.東部地域	東地区
7.南西部地域	茂呂地区、名和地区、宮郷地区(一部)、南地区(一部)、豊受地区(一部)、境地区(一部)
8.南東部地域	境地区
9.南部地域	豊受地区、名和地区(一部)

※行政地区は、主たる地域に記載。行政地区の一部を含む場合には「一部」と記載。

第1章

第2章

第3章

第4章

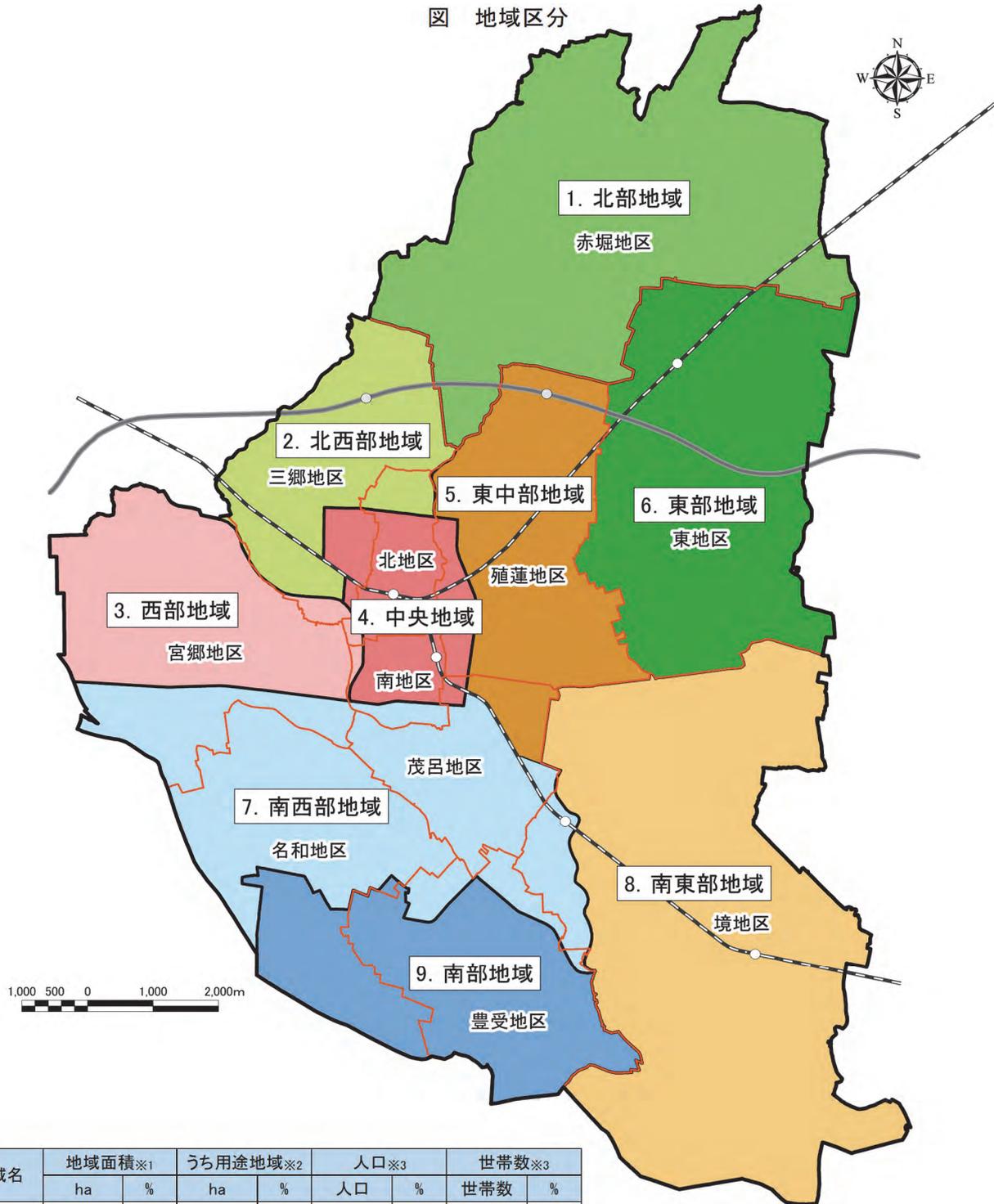
第5章

第6章

第7章

資料編

図 地域区分



地域名	地域面積※1		うち用途地域※2		人口※3		世帯数※3	
	ha	%	ha	%	人口	%	世帯数	%
1.北部	2,438.0	17.5	0.0	0.0	23,040	11.0	7,992	10.0
2.北西部	852.7	6.1	144.2	3.6	11,656	5.6	4,304	5.4
3.西部	1,028.5	7.4	587.6	14.7	24,014	11.5	9,595	12.0
4.中央	547.2	3.9	509.8	12.7	20,592	9.9	8,828	11.0
5.東中部	1,112.2	8.0	357.4	8.9	17,767	8.5	7,065	8.8
6.東部	1,852.0	13.3	703.1	17.5	25,276	12.1	8,948	11.2
7.南西部	1,935.2	13.8	759.8	19.0	42,202	20.2	16,510	20.5
8.南東部	2,977.9	21.4	524.7	13.1	26,278	12.6	9,618	12.0
9.南部	1,200.3	8.6	420.5	10.5	17,989	8.6	7,250	9.1
合計	13,944.0	100.0	4,007.1	100.0	208,814	100.0	80,110	100.0

※1 GISで面積計測し、平成31年度末時点の行政区域の公称面積と整合するように補正した値

※2 GISで面積計測し、平成31年度末時点の用途地域の公称面積と整合するように補正した値

※3 平成27年国勢調査

1-3. 地域の将来像

将来都市構造における拠点等の配置や各地域の位置付け・役割等を踏まえ、地域別の将来像を次のように設定します。

地域	位置付け・役割	地域別将来像
北部地域	<ul style="list-style-type: none"> ●市北部の地域交流拠点 ●広域交通網を活かした産業拠点 ●自然的資源や歴史・文化的資源を保全・活用する地域 	豊かな自然と歴史・文化、暮らしが調和する、市北部の拠点地域
北西部地域	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセス性の良さを活かした観光・レクリエーション地域 ●良好な田園環境を保全する地域 	多くの人が集い、交流する、観光・レクリエーション地域
西部地域	<ul style="list-style-type: none"> ●様々な施設が集積する、市西部の広域商業拠点 ●計画的に整備された市街地 	良好な住宅地と活力ある商業地が共存する、市西部の広域商業拠点地域
中央地域	<ul style="list-style-type: none"> ●様々な施設が集積する、伊勢崎市の中心市街地 ●公共交通の利便性の高さを活かした交流拠点 	多くの人・物・文化が集う、便利で魅力的な暮らしと交流の拠点地域
東中部地域	<ul style="list-style-type: none"> ●中心市街地や大規模商業施設に近接する利便性の高い地域 ●広域交通網を活かした産業拠点 	多様な働く場と便利な暮らしの場が近接する地域
東部地域	<ul style="list-style-type: none"> ●市東部の地域交流拠点 ●良好な田園環境を保全する地域 ●歴史・文化的資源を保全・活用する地域 	良好な田園環境と歴史・文化、暮らしが調和する、市東部の拠点地域
南西部地域	<ul style="list-style-type: none"> ●広域交通網を活かした産業拠点 ●計画的に整備された市街地 	広域幹線道路による良好な住宅地と産業が集積する地域
南東部地域	<ul style="list-style-type: none"> ●市南東部の地域交流拠点 ●歴史・文化的資源を保全・活用する地域 ●多くの工業団地が立地する産業拠点 	活力ある産業と歴史・文化、暮らしが調和する、市南東部の拠点地域
南部地域	<ul style="list-style-type: none"> ●市南部の玄関口となる地域 ●多くの工業団地が立地する産業拠点 ●大学2校が立地する文教地域 	活力ある産業と暮らしが調和する、文教地域

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

2. 地域別の方針

2-1. 北部地域

(1) 地域の特徴

①地域の概況

- 市の北部に位置し、前橋市、桐生市、みどり市に接しています。
- 非線引き・用途地域未指定の赤堀都市計画区域に指定されており、集落地と農地を主体とする地域となっています。
- 地域西部には、まとまりのある樹林地が見られ、粕川や早川などの河川や用水が流れている、自然豊かな地域です。
- 地域中央を東西方向に一般国道50号が通っており、その北側にはバイパスとなる一般国道50号前橋笠懸道路が計画されています。また、地域南部には、隣接して北関東自動車道の伊勢崎インターチェンジが設置されています。
- 地域内には、あかぼり小菊の里や赤堀せせらぎ公園などの自然的資源や、赤堀茶臼山古墳をはじめとする遺跡・史跡などの歴史・文化的な資源が分布しています。



地域面積	2,438ha(対市 17.5%)
うち用途地域	0.0ha(対地域 0.0%)
人口	23,040人(対市 11.0%)
世帯数	7,992世帯(対市 10.0%)
人口密度	9.5人/ha

※地域面積及び用途地域:平成31年3月31日時点
 ※人口及び世帯数:平成27年国勢調査

②人口

- 平成27年の地域内の人口は23,040人で、総人口の11.0%を占めています。
- 本市の中でも最も人口が増加している地域であり、総人口に占める割合は増加しています。
- 平成27年の高齢化率は19.3%で、市平均の23.6%よりも低く、全地域の中で2番目に低い割合となっています。

図 年齢3区分別人口の推移(北部地域)



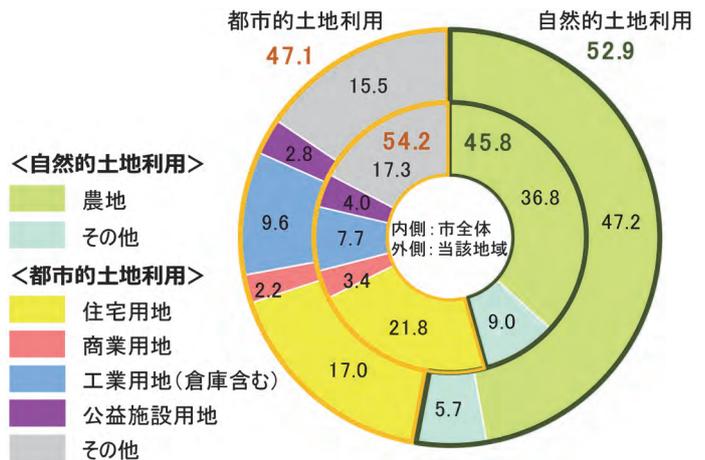
	北部地域			※参考 市全体		
	H17	H22	H27	H17	H22	H27
人口(人)	19,191	21,689	23,040	202,447	207,221	208,814
世帯数(世帯)	6,161	7,236	7,992	71,370	76,527	80,110
高齢化率(%)	14.5	16.2	19.3	18.1	20.3	23.6

資料: 国勢調査

③土地利用現況

- 田・畑や山林などの自然的土地利用が 52.9%を占めており、全地域の中で2番目に割合が高くなっています。
- 赤堀支所の周辺に住宅や公益施設などが集積し、まとまった市街地がありますが、全域が非線引き都市計画区域となっていることもあり、地域全体に宅地が分布しています。
- 工業用地は、市全体に比べて割合が高くなっています。

図 土地利用現況（北部地域）



資料：都市計画基礎調査

④公共交通・幹線道路

- 本地域の公共交通及び幹線道路は、以下のとおりです。

鉄道	—
バス	コミュニティバスあおぞら
国道・県道	北関東自動車道、一般国道17号、一般国道50号、(主)伊勢崎大間々線、(主)前橋西久保線、(一)三夜沢国定停車場線、(一)深津伊勢崎線、(一)境木島大間々線、(一)香林羽黒線、(一)国定藪塚線、(一)笠懸赤堀今井線
都市計画道路(事業中・未着手)	事業中：前橋笠懸道路

⑤主な施設、地域資源

- 本地域の主な施設、地域資源は、以下のとおりです。

公共公益施設	赤堀支所、赤堀消防署
教育施設	赤堀小学校、赤堀東小学校、赤堀南小学校、赤堀中学校 専門学校群馬自動車大学校
文化施設	赤堀図書館、赤堀芸術文化プラザ、赤堀歴史民俗資料館、赤堀公民館
保健・福祉・医療施設	せせらぎ病院、赤堀保健福祉センター、あかねの館福祉作業所
歴史・景観資源	あかぼり小菊の里、天幕城跡、あかぼり蓮園、赤堀花しょうぶ園、石山観音、赤堀茶臼山古墳、毒島城跡、史跡女堀、赤堀城跡
大規模公園・運動施設	赤堀せせらぎ公園、赤堀いこいの森公園、赤堀コミュニティひろば、赤堀体育館、赤堀中央運動場、あかぼり運動公園

⑥災害の危険性

- 粕川沿いの一部では、大雨に伴う洪水により浸水が想定されていますが、利根川から離れていることもあり、他の地域に比べて浸水範囲はわずかとなっています。
- 土砂災害に関する規制区域として、砂防指定地が指定されています。

(2) 地域特性を踏まえた課題

● 利便性の高い地域拠点の形成

赤堀支所周辺には、行政サービスをはじめとする生活関連サービス施設が集積していることから、北部の中心的な役割を担う地区として、生活関連サービス施設の維持・充実により利便性の高い地域拠点の形成に取り組む必要があります。

● 計画的な土地利用誘導

非線引き都市計画区域である本地域は、赤堀支所周辺などにまとまった集落地が見られるものの、住宅や店舗、小規模な工場などが地域全体に立地していることから、計画的に土地利用を誘導する必要があります。

● 広域的な交通利便性の高さを活かした雇用の場の確保

北関東自動車道の伊勢崎インターチェンジに近接し、また、一般国道50号前橋笠懸道路の整備も予定されているなど、広域的な交通利便性が高いことから、その立地特性を活かして雇用の場を確保していく必要があります。

● 一般国道50号前橋笠懸道路の着実な整備

広域幹線道路として計画されている一般国道50号前橋笠懸道路は、本市の都市づくりに大きな影響を与えることから、着実な整備が必要です。

● 地域資源の活用による地域の魅力の向上

あかぼり小菊の里や赤堀せせらぎ公園などの自然的資源、史跡女堀や赤堀茶臼山古墳をはじめとする遺跡・史跡などの歴史・文化的資源を活かし、地域の魅力を高めていく必要があります。

(3) 地域の将来像

豊かな自然と歴史・文化、暮らしが調和する、市北部の拠点地域

一般国道50号前橋笠懸道路の整備計画や北関東自動車道の伊勢崎インターチェンジに近接する高い交通利便性を活かし、市北部の産業拠点を形成するとともに、あかぼり小菊の里や赤堀せせらぎ公園などの自然的資源や赤堀茶臼山古墳をはじめとする遺跡・史跡などの歴史・文化的な資源を活かすことで、市内外から多くの人が集まる、豊かな自然と歴史・文化、暮らしが調和する、市北部の拠点地域を目指します。

(4) 地域づくりの方針

地域の将来像の実現に向けて、都市づくりの分野別に、地域づくりの方針を示します。

①土地利用の方針

ア) 土地利用検討地（都市機能誘導地）

内 容	対 象
<p>○ 地域交流拠点にふさわしい都市機能の維持・充実</p> <p>地域交流拠点として、用途地域や地区計画の指定、立地適正化計画における都市機能誘導区域の指定などにより人口密度を高めるとともに、行政サービス、商業、医療、子育て支援などの生活関連サービス施設のまとまりの維持・充実に努めます。</p>	赤堀支所周辺

イ) 土地利用検討地（居住誘導地）

内 容	対 象
<p>○ 利便性の高い居住空間の形成</p> <p>様々な生活関連サービス施設が集積している赤堀支所周辺の集落地については、農業振興地域整備計画などとの調整のもと、用途地域や地区計画の指定、立地適正化計画における居住誘導区域の指定などにより人口密度を高め、戸建住宅を中心に集合住宅、店舗、小規模な工場などが共生する、利便性の高い居住空間を形成します。</p>	赤堀支所周辺の集落地

ウ) 土地利用検討地（工業系利用地）

内 容	対 象
<p>○ 周辺の自然環境に配慮した工業系土地利用の誘導</p> <p>周辺の自然環境に配慮しつつ、工業専用地として用途地域の指定を検討します。また、一般国道 50 号前橋笠懸道路の整備に合わせ、アクセス性の向上など操業環境の充実を図るとともに、周辺の田園景観と調和した工業団地の形成に向けた景観的な配慮を民間事業者働きかけます。</p>	香林工業団地及び赤堀鹿島工業団地周辺
<p>周辺の自然環境に配慮しつつ、工業専用地として特定用途制限地域の指定を検討します。また、周辺の田園景観との調和に配慮しながら、需要に応じた工業団地の拡大を検討します。</p>	赤堀・東・笠懸工業流通団地周辺
<p>周辺の自然環境に配慮しつつ、工業専用地として地区計画に基づいた適正な土地利用を進めるとともに、用途地域の指定を検討します。</p>	多田山産業団地周辺
<p>○ 広域的な交通利便性の高さを活かした工業系土地利用の誘導</p> <p>粕川西側の一般国道 17 号上武道路及び北関東自動車道の側道に囲まれた地区については、農業振興地域整備計画との調整のもと、一般国道 17 号上武道路や北関東自動車からの広域的な交通利便性の高さを活かし工業系土地利用の誘導を検討します。</p>	北関東自動車道及び一般国道 17 号上武道路の交差部付近
<p>一般国道 50 号から伊勢崎インターチェンジへのアクセス道路となっている市道（赤）112 号線の沿道においては、用途地域や特定用途制限地域の指定などにより、工業・流通系の土地利用を誘導します。</p>	西久保町一帯の工業集積地

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

北部

第6章

第7章

資料編

第1章

工) 集落地

内 容	対 象
<p>○ 集落地の環境改善</p> <p>住環境の維持・改善を図るため、特定用途制限地域の指定などにより集落地の環境にそぐわない建築物等の立地を抑制するとともに、生活道路などの都市基盤の整備、地域住民との協働による都市基盤の維持管理などに努めます。</p>	集落地

第2章

オ) 農地

内 容	対 象
<p>○ 都市的な土地利用の抑制などによる農地の保全</p> <p>特定用途制限地域や居住調整地域の指定などにより建築物の立地を抑制することで、農地を保全するとともに、農業生産基盤の整備を進めます。</p>	土地利用検討地及び集落地を除く地区

第3章

カ) 自然地

内 容	対 象
<p>○ 歴史・文化的資源と一体となった緑地の保全</p> <p>赤堀茶臼山古墳周辺の歴史・文化的資源と一体となった丘陵地の緑を保全するため、景観計画に基づく行為の制限や特別緑地保全地区等の指定を検討します。また、緑とふれあうことのできる空間としての活用を検討します。</p>	地域北西部の丘陵地

第4章

②都市施設の整備・管理方針

ア) 道路

内 容	対 象
<p>○ 円滑な交通処理の実現</p> <p>西久保交差点を中心とした一般国道50号の交通混雑を緩和するとともに、市街地への通過交通の流入抑制、広域的な自動車交通網の確保、災害時の緊急輸送道路ネットワークを強化するため、広域幹線道路の整備を国に働きかけます。</p>	一般国道50号前橋笠懸道路
<p>都市間及び市内各拠点間の円滑な移動及び安全性を確保するため、外環状道路を構成する道路の整備を検討します。</p>	構想路線（一般県道境木島大間々線）
<p>南北方向の交通混雑の緩和と、市北部から市中心市街地への円滑な移動を確保するため、都市間幹線道路の整備を検討します。</p>	構想路線（西久保東交差点～一般国道50号前橋笠懸道路間）、 構想路線（伊勢崎大間々線～一般国道50号前橋笠懸道路間）
<p>南北方向の交通混雑の緩和と、市北部から伊勢崎インターチェンジや三和工業団地、中心市街地への円滑な移動を確保するため、都市間幹線道路の整備を進めます。</p>	一級市道（赤）111号線、（赤）112号線、（赤）123号線
<p>地域において発生または集中する交通を都市軸となる道路に結びつける補助幹線道路の整備を検討します。</p>	構想路線（深津伊勢崎線～一般国道462号）

第5章

北部

第6章

第7章

資料編

内 容	対 象
○ 生活道路の安全性の確保 安全で落ち着いたある市街地環境を保護するため、必要な生活道路を適切に確保します。	土地利用検討地 (居住誘導地)
緊急車両の通行や歩行者の安全性を確保するため、生活道路における狭い道路の解消、危険性の高い未舗装道路の舗装整備などに地域住民と連携して取り組みます。	既存の集落地
住宅地などで生活道路が密集する区域のうち、地域の要望として交通安全上の対策が望まれる地区については、「ゾーン30」などにより歩行者や自転車の安全に配慮された交通環境を確保します。	住宅地などで生活道路が密集する区域

イ) 公共交通

内 容	対 象
○ 利用しやすい公共交通の利用環境の確保 市民の日常生活における移動手段となるコミュニティバスについては、地域住民のニーズや利用状況を踏まえ、路線・経由地の見直しやバス停の適正配置などを検討します。	コミュニティバス

ウ) 公園・緑地

内 容	対 象
○ 水辺を活かした魅力的なレクリエーション拠点の確保 水辺を活かした自然体験型の余暇・レクリエーション機能の確保・充実により、周辺地域からも様々な人が訪れる、魅力的なレクリエーション拠点の形成を図ります。	赤堀せせらぎ公園
○ 身近な公園・オープンスペースの確保 安全で落ち着いたある市街地環境を保護するために必要となる、身近な公園・オープンスペースを適切に確保します。	土地利用検討地 (居住誘導地)
○ 緑豊かな市街地環境の形成 地域住民や民間事業者などの多様な主体との協働により、学校や公共施設、住宅、民間施設の敷地などにおいて緑化を促進します。	土地利用検討地 (居住誘導地)

エ) 河川・池沼等

内 容	対 象
○ 市内の回遊性を高めるサイクリングロードの適切な維持管理 粕川沿いに整備されているサイクリングロードについては、市内の回遊性を高める水と緑のネットワークとして適切な維持管理を進めます。	粕川

③住環境の形成方針

内 容	対 象
○ 暮らしを支える生活関連サービス施設の維持・充実 地域交流拠点として、商業、医療、子育て支援などの生活関連サービスを利用できる生活環境を確保するため、これらの暮らしを支える生活関連サービス施設の維持・充実に努めます。	赤堀支所周辺
○ 魅力的で良質な市営住宅の提供 市営住宅の適切な維持管理及び長寿命化などの改善、既存住宅ストックの有効活用を図り、多様な世帯が安心して暮らせる住宅の供給に努めます。	市営赤堀千鳥住宅

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

北部

第6章

第7章

資料編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

北部

第6章

第7章

資料編

④自然環境の保全方針

内 容	対 象
○ 連続する貴重な緑の保全 早川沿いの赤堀いこいの森公園の樹林地は、保安林に指定されており、地域の貴重な緑として、引き続き保全に努めます。	赤堀鹿島町周辺の保安林区域
○ 清潔で快適な水辺環境の維持・再生 本地域の貴重な水辺空間として、地域住民などと連携し、清潔で快適な水辺環境の維持・再生に努めます。	粕川、早川

⑤都市景観の形成方針

内 容	対 象
○ 歴史・文化的な景観資源の活用 歴史や文化を伝える遺跡等の保全・活用による景観拠点を形成するため、景観計画と連携し、周辺の歴史・文化的な景観に配慮した建築物等の形態意匠・色彩、屋外広告物の掲出・表示の制限などにより、歴史・文化を継承する景観づくりを進めます。	赤堀茶白山古墳周辺
○ 緑や水辺が織り成す眺望を活かした景観づくり 緑や水辺が織り成す眺望を活かし、人々の交流・余暇の場にふさわしい景観拠点づくりを進めます。	赤堀せせらぎ公園周辺、赤堀いこいの森周辺
○ 山々への眺望と調和した田園景観の保全 山々への眺望を確保するとともに、農地や水路などの適切な維持により、ゆとりと潤いの感じられる田園景観を保全します。	農地及び集落地
○ 秩序ある屋外広告物の掲出 沿道の良好な田園景観との調和や、周囲の山並みへの眺望を確保するため、景観計画と連携し、屋外広告物の掲出を制限します。	一般国道 50 号前橋笠懸道路沿道等

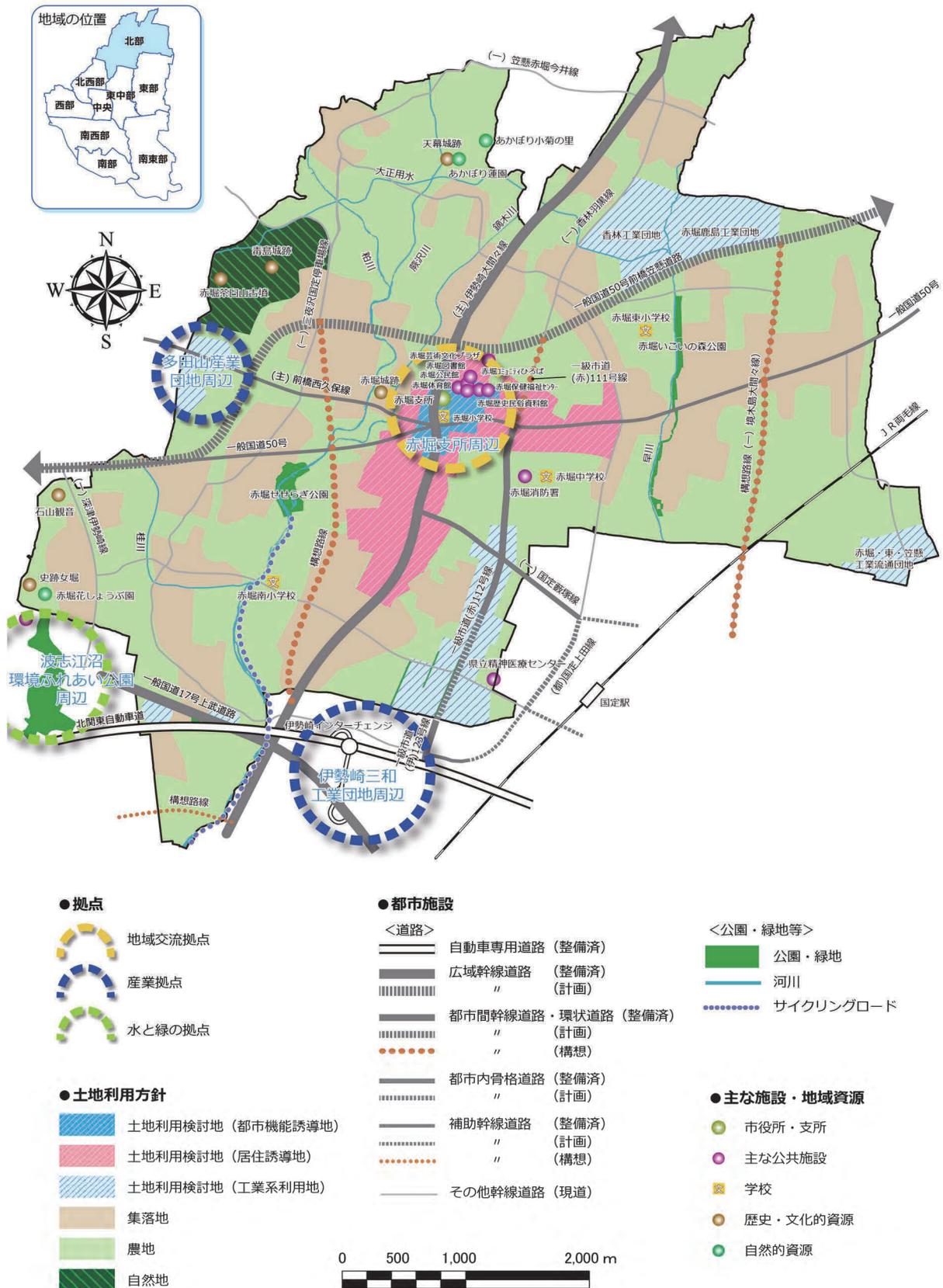
⑥都市防災の基本方針

内 容	対 象
○ 浸水被害の防止・軽減 宅地化などに起因して発生している浸水被害を解消するため、総合的な雨水排水対策を進めるとともに、保水・遊水機能を持つ農地の保全、秩序ある宅地化の誘導をします。	三和工業団地北側の集落地
○ 洪水の発生防止 一級河川である粕川沿いでは、台風や大雨により洪水の発生が懸念されることから、洪水の発生防止のための河川改修の着実な実施及び計画的な点検・維持管理・修繕などを関係機関に働きかけます。	粕川

⑦観光・レクリエーション環境の形成方針

内 容	対 象
○ 地域資源を活かした観光・レクリエーション拠点づくり 市内外の多くの人々が地域の豊かな自然環境や歴史・文化にふれることのできる魅力的な観光・レクリエーション拠点を形成するため、これら地域資源を適切な保全のもとに活用を進めます。	赤堀茶白山古墳周辺、史跡女堀周辺、あかぼり小菊の里等周辺、赤堀せせらぎ公園周辺、赤堀いこいの森周辺

図 地域づくりの方針図（北部地域）



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

北部

第6章

第7章

資料編

2-2. 北西部地域

(1) 地域の特徴

①地域の概況

- 市の北西部に位置し、前橋市に接しています。
- 伊勢崎都市計画区域にある本地域は、大部分が市街化調整区域となっており、集落地と農地を主体とする地域となっています。
- 地域北部を東西方向に北関東自動車道及び一般国道 17 号上武道路が通っており、地域内に設置されている北関東自動車道の波志江パーキングエリアにはスマートインターチェンジが設置されています。
- 地域内には、華蔵寺公園や波志江沼環境ふれあい公園などの大規模な公園が立地しており、市内外から多くの人々が利用しています。



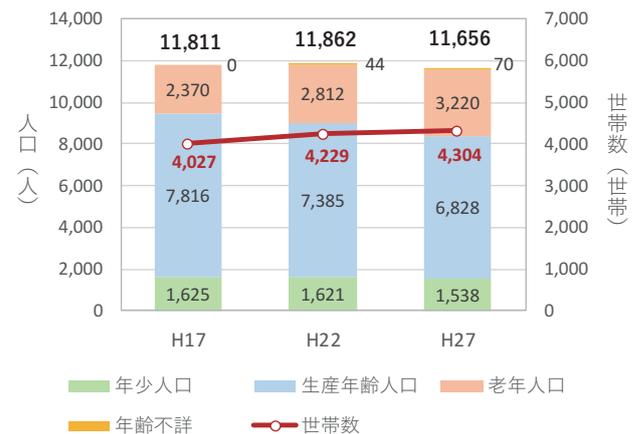
地域面積	852.7ha (6.1%)
うち用途地域	144.2ha (対地域 16.9%)
人口	11,656 人 (対市 5.6%)
世帯数	4,304 世帯 (対市 5.4%)
人口密度	13.7 人/ha

※地域面積及び用途地域：平成 31 年 3 月 31 日時点
 ※人口及び世帯数：平成 27 年国勢調査

②人口

- 平成 27 年の地域内の人口は 11,656 人で、総人口の 5.6%を占めています。
- 総人口が増加する中、地域内の人口は微減しています。
- 平成 27 年の高齢化率は 27.6%で、市平均の 23.6%よりも高く、全地域の中で 3 番目に高い割合となっています。

図 年齢 3 区分別人口の推移（北西部地域）



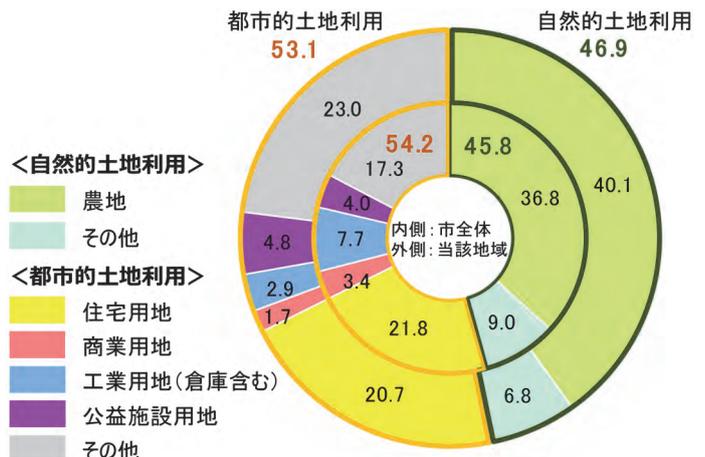
	北西部地域			※参考 市全体		
	H17	H22	H27	H17	H22	H27
人口	11,811	11,862	11,656	202,447	207,221	208,814
世帯数	4,027	4,229	4,304	71,370	76,527	80,110
高齢化率	20.1	23.7	27.6	18.1	20.3	23.6

資料：国勢調査

③土地利用現況

- 田・畑などの農地が 40.1%を占めており、市全体に比べて割合が高くなっています。また、北関東自動車道及び一般国道 17 号上武道路が通っていることから、道路用地などのその他の都市的土地利用が 23.0%と市全体と比べて割合が高くなっています。
- 市街化区域は、概ね住宅用地となっています。一方、市街化調整区域では、農地の広がりの中に住宅用地のまとまりが見られます。

図 土地利用現況（北西部地域）



資料：都市計画基礎調査

④公共交通・幹線道路

- 本地域の公共交通及び幹線道路は、以下のとおりです。

鉄 道	—
バ ス	コミュニティバスあおぞら
国 道 ・ 県 道	北関東自動車道、一般国道 17 号上武道路、(主)伊勢崎大胡線、(一)深津伊勢崎線
都市計画道路 (事業中・未着手)	未着手：坂東大橋石山線、太田町大胡線、波志江城南線、波志江1号線、波志江2号線

⑤主な施設、地域資源

- 本地域の主な施設、地域資源は、以下のとおりです。

公共公益施設	伊勢崎市青少年育成センター、いせさき聖苑
教育施設	三郷小学校、第三中学校、県立伊勢崎商業高等学校
文化施設	三郷公民館
保健・福祉・医療施設	県立障害者リハビリテーションセンター、美原記念病院、石井病院、大島病院
歴史・景観資源	お富士山特別緑地保全地区
大規模公園・運動施設	華蔵寺公園（市民体育館、華蔵寺公園遊園地）、波志江沼環境ふれあい公園、ラブリバー親水公園うぬき

⑥災害の危険性

- 広瀬川、粕川沿いの市街化区域では、大雨に伴う洪水により浸水が想定されています。

(2) 地域特性を踏まえた課題

● 中心市街地へのアクセス性の向上

中心市街地に近接していることから、地域住民の利便性を向上するため、行政サービスをはじめとする生活関連サービス施設が集積する中心市街地へのアクセス性を高める必要があります。

● 良好な農地の保全

市街化調整区域に広がる良好な農地については、保全が必要です。

● 広域的な交通利便性の高さを活かした雇用の場の確保

地域内に波志江パーキングエリア・スマートインターチェンジが設置されており、伊勢崎インターチェンジにも近接しています。また、一般国道17号上武道路も利用できるなど、広域的な交通利便性が高い地域であることから、その立地特性を活かして雇用の場を確保していく必要があります。

● 地域資源の都市づくりへの活用

華蔵寺公園や波志江沼環境ふれあい公園など、市内外から多くの人が集まる大規模な公園が整備されていることから、市内外との交流を高める地域資源として都市づくりに活用していく必要があります。

(3) 地域の将来像

多くの人が集い、交流する、観光・レクリエーション地域

北関東自動車道の高い交通利便性と、華蔵寺公園や波志江沼環境ふれあい公園などの魅力的な施設を活かすことで、市内外から多くの人が集い、交流する、観光・レクリエーションの拠点となる地域を目指します。また、良好な田園環境とゆとりある住環境が調和した、やすらぎを感じられる地域を目指します。

(4) 地域づくりの方針

地域の将来像の実現に向けて、都市づくりの分野別に、地域づくりの方針を示します。

①土地利用の方針

ア) 低密度専用住宅地

内 容	対 象
○ 華蔵寺公園の緑と調和した良好な住環境の保護 敷地の細分化の防止や緑化などの促進により、緑豊かな華蔵寺公園と調和した落ち着いた良好な住環境を保護するため、地区計画の指定や建築協定の締結などを検討します。	波志江町、乾町、堤下町周辺

イ) 中密度専用住宅地

内 容	対 象
○ 戸建住宅と集合住宅が調和した住宅地の形成 生活道路の整備などにより、戸建住宅と集合住宅が調和した住宅地を形成するため、地区計画の指定を検討します。	八幡町及び華蔵寺町周辺、太田町周辺

ウ) 産業・住宅共生市街地

内 容	対 象
○ 都市基盤整備と工業地の改善による良好な住環境の創出 住宅と比較的規模の大きな工場等が混在する区域については、生活道路などの整備による住環境の改善に加え、工場の工業団地等への移転・集約を基本としつつ、工場の敷地内緑化や環境対策などを講ずることによって、周辺の住環境に配慮した工業地を形成します。	波志江町周辺

エ) 土地利用検討地（工業系利用地）

内 容	対 象
○ 広域的な交通利便性の高さを活かした工業系土地利用の誘導 スマートインターチェンジが設置されている波志江パーキングエリア周辺については、農業振興地域整備計画との調整のもと、北関東自動車道による広域的な交通利便性の高さを活かし、工業系土地利用の誘導を検討します。	波志江パーキングエリア周辺

オ) 集落地

内 容	対 象
○ 集落地の環境改善 住環境の維持・改善を図るため、集落地の環境にそぐわない建築物等の立地抑制や生活道路などの都市基盤の整備、地域住民との協働による都市基盤の維持管理などに努めます。	既存の集落地

カ) 農地

内 容	対 象
○ 都市的な土地利用の抑制などによる農地の保全 都市的な土地利用を抑制し、農地を保全するとともに、農業生産基盤の整備を進めます。	市街化区域及び集落地を除く地区

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

北西部

第6章

第7章

資料編

②都市施設の整備・管理方針

ア) 道路

内 容	対 象
<p>○ 円滑な交通処理の実現</p> <p>中心市街地から波志江スマートインターチェンジへのアクセス道路として、交通需要等を勘案して段階的な整備を検討します。</p>	(都)波志江城南線
<p>地域において発生または集中する交通を都市軸となる道路に結びつける補助幹線道路の整備を検討します。</p>	構想路線(波志江城南線～一般国道17号上武道路、深津伊勢崎線～一般国道462号)
<p>○ 都市計画道路の見直し</p> <p>長期未着手・未整備の都市計画道路については、周辺道路の整備を踏まえ、効率的、効果的な道路交通ネットワークを形成する観点から、見直し方針に沿って、変更(変更・廃止)に向けた手続きに順次着手します。</p>	(都)坂東大橋石山線の一部、(都)太田町大胡線、(都)波志江2号線
<p>○ 生活道路の安全性の確保</p> <p>緊急車両の通行や歩行者の安全性を確保するため、生活道路における狭あい道路の解消、危険性の高い未舗装道路の舗装整備などに地域住民と連携して取り組みます。</p>	既存の集落地
<p>住宅地などで生活道路が密集する区域のうち、地域の要望として交通安全上の対策が望まれる地区については、「ゾーン30」などにより歩行者や自転車の安全に配慮された交通環境を確保します。</p>	住宅地などで生活道路が密集する区域
<p>○ 緑豊かな道路空間の創出</p> <p>緑豊かで快適な道路空間を創出するため、計画幅員の範囲で可能な方法による緑化を進めます。</p>	広域幹線道路、都市内幹線道路、補助幹線道路

イ) 公共交通

内 容	対 象
<p>○ 利用しやすい公共交通の利用環境の確保</p> <p>市民の日常生活における移動手段となるコミュニティバスについては、地域住民のニーズや利用状況を踏まえ、路線・経由地の見直しやバス停の適正配置などを検討します。</p>	コミュニティバス

ウ) 公園・緑地

内 容	対 象
<p>○ 波志江沼環境ふれあい公園の適切な維持管理</p> <p>北関東自動車道の波志江パーキングエリアに近接する高い交通利便性や豊かな自然環境を活かし、市内外から多くの人々が来訪する水と緑の交流拠点として、適切な維持管理を進めます。</p>	波志江沼環境ふれあい公園
<p>○ 華蔵寺公園の適切な維持管理</p> <p>華蔵寺公園遊園地などの魅力ある施設やアクセスしやすい利便性などの特色を活かし、市内外から多くの人々が来訪する水と緑の交流拠点として、適切な維持管理を進めます。</p>	華蔵寺公園
<p>○ ラブリバー親水公園うぬきの適切な維持管理</p> <p>対岸に近接する西部公園と一体となって市民の憩いの場を形成していることから、適切な維持管理を進めます。</p>	ラブリバー親水公園うぬき
<p>○ まとまりのある樹林地の保全</p> <p>まとまりのある貴重な樹林地であり、景観的にもランドマークとなっていることから、特別緑地保全地区の指定を継続し、保全します。</p>	お富士山特別緑地保全地区

工) 河川・池沼等

内 容	対 象
<p>○ 市内の回遊性を高めるサイクリングロードの適切な維持管理</p> <p>粕川沿いに整備されているサイクリングロードについては、華蔵寺公園やせせらぎ公園をはじめとする既存施設の連携を維持・強化する観点から、適切な維持管理を進めます。</p>	粕川

③住環境の形成方針

内 容	対 象
<p>○ 魅力的で良質な市営住宅の提供</p> <p>市営住宅の適切な維持管理及び長寿命化などの改善、既存住宅ストックの有効活用を図り、多様な世帯が安心して暮らせる住宅の供給に努めます。</p>	市営波志江住宅

④自然環境の保全方針

内 容	対 象
<p>○ 清潔で快適な水辺環境の維持・再生</p> <p>本地域の貴重な水辺空間として、地域住民などと連携し、清潔で快適な水辺環境の維持・再生に努めます。</p>	広瀬川、粕川

⑤都市景観の形成方針

内 容	対 象
<p>○ やすらぎを感じられる景観の保全</p> <p>波志江沼環境ふれあい公園の豊かな自然と周辺の田園風景が調和した景観の保全や、山々への眺望に調和した景観を誘導するため、景観計画に基づく行為の制限などにより、やすらぎを感じられる景観づくりを進めます。</p>	波志江パーキングエリア、波志江沼環境ふれあい公園及びその周辺
<p>○ 山々への眺望と調和した田園景観の保全</p> <p>山々への眺望を確保するとともに、農地や水路などの適切な維持により、ゆとりと潤いの感じられる田園景観を保全します</p>	農地及び集落地

⑥都市防災の基本方針

内 容	対 象
<p>○ 洪水の発生防止</p> <p>一級河川である広瀬川及び粕川沿いの一部では、台風や大雨により洪水の発生が懸念されることから、洪水の発生防止のための河川改修の着実な実施及び計画的な点検・維持管理・修繕などを関係機関に働きかけます。</p>	広瀬川、粕川

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

北西部

第6章

第7章

資料編

第1章	⑦観光・レクリエーション環境の形成方針	
	内 容	対 象
第2章	○ 豊かな自然を活かした観光・レクリエーション拠点づくり 豊かな自然環境や市内外からアクセスしやすい立地などの特色を活かし、一日を楽しく、ゆったりと過ごすことのできる観光・レクリエーション拠点を形成します。	波志江沼環境ふれあい公園周辺
	華蔵寺公園遊園地などの魅力ある施設やアクセスしやすい立地などの特色を活かし、市内外から多くの人々が来訪し、楽しく過ごすことのできる観光・レクリエーション拠点を形成します。	華蔵寺公園周辺
第3章		
第4章		
第5章		
北西部		
第6章		
第7章		
資料編		

図 地域づくりの方針図（北西部地域）



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

北西部

第6章

第7章

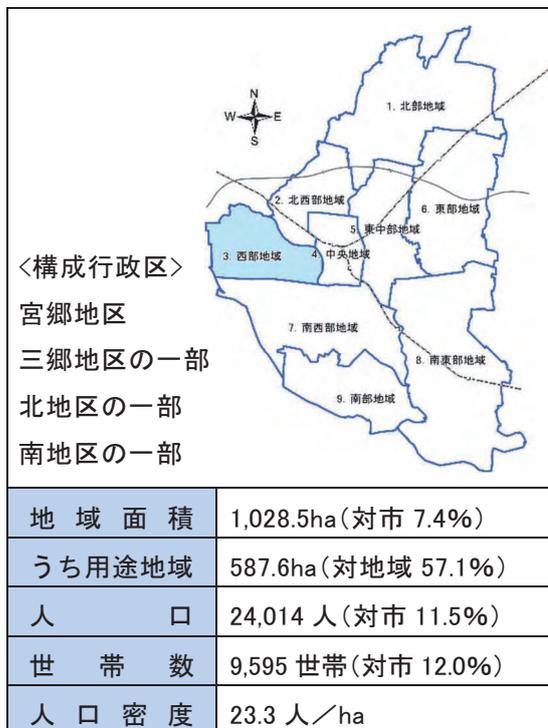
資料編

2-3. 西部地域

(1) 地域の特性

①地域の概況

- 市の西部に位置し、前橋市と玉村町に接しています。
- 伊勢崎都市計画区域にある本地域は、市街化区域が 57.1%を占めており、土地区画整理事業により計画的に整備された市街地が広がっています。
- 地域南部に主要地方道高崎伊勢崎線、地域北部に主要地方道前橋館林線が通っており、前橋方面とのアクセス性を高めています。
- 宮子町の主要地方道前橋館林線の沿道には、大規模商業施設が集積するとともに、伊勢崎オートレース場が立地しており、市西部の中心地として市内外から多くの人が集まってきています。

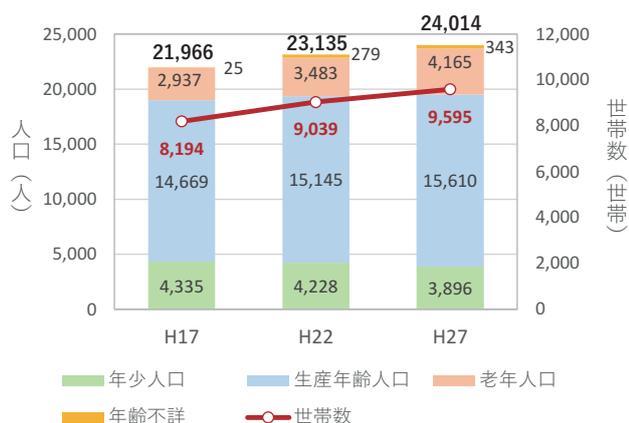


※地域面積及び用途地域：平成 31 年 3 月 31 日時点
 ※人口及び世帯数：平成 27 年国勢調査

②人口

- 本地域の人口は増加傾向にあり、平成 27 年の地域内人口は 24,014 人、総人口の 11.5%を占めています。
- 平成 27 年の高齢化率は 17.3%で全地域の中で最も高齢化率が低くなっています。

図 年齢3区分別人口の推移（西部地域）



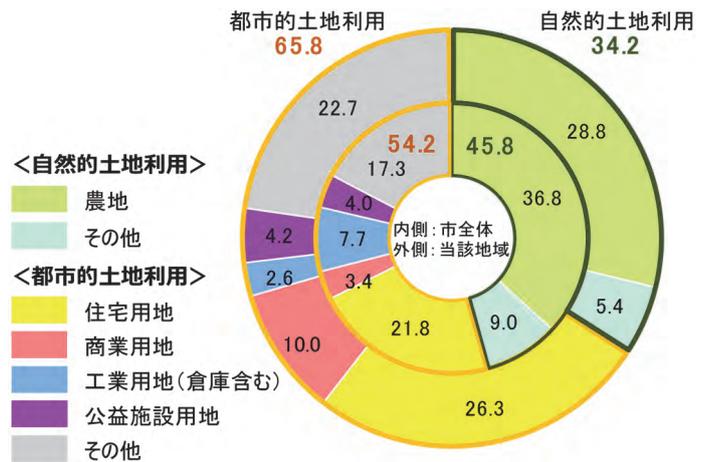
	西部地域			※参考 市全体		
	H17	H22	H27	H17	H22	H27
人口	21,966	23,135	24,014	202,447	207,221	208,814
世帯数	8,194	9,039	9,595	71,370	76,527	80,110
高齢化率	13.4	15.1	17.3	18.1	20.3	23.6

資料：国勢調査

③土地利用現況

- 都市的土地利用が 65.8%を占めており、市全体に比べて高くなっています。
- 市街化区域は、土地区画整理事業により都市基盤の整った良好な市街地が広がっています。一方、市街化調整区域には、農地の広がりの中に住宅用地のまとまりが見られます。
- 土地利用分類別に割合をみると、農地が 28.8%で最も高く、次いで住宅用地が 26.3%、その他の都市的土地利用が 22.7%となっています。また、幹線道路の沿道に商業用地が集積しており、全地域の中で最も割合が高くなっています。

図 土地利用現況（西部地域）



資料：都市計画基礎調査

④公共交通・幹線道路

- 本地域の公共交通及び幹線道路は、以下のとおりです。

鉄 道	—
バ ス	JRバス関東(株)、コミュニティバスあおぞら
国 道・県 道	(主)前橋館林線、(主)高崎伊勢崎線、(主)伊勢崎大胡線、(一)駒形柴町線
都市計画道路 (事業中・未着手)	未着手：伊勢崎高崎線

⑤主な施設、地域資源

- 本地域の主な施設、地域資源は、以下のとおりです。

公共公益施設	市民サービスセンター宮子、伊勢崎消防署西分署、上下水道局、竜宮浄水場
教育施設	宮郷小学校、宮郷第二小学校、宮郷中学校
文化施設	宮郷公民館、まちかどステーション広瀬
保健・福祉・医療施設	伊勢崎市民病院、健康管理センター、介護老人保健施設ひまわり
歴史・景観資源	旧森村家住宅、連取のマツ
大規模公園・運動施設	西部公園、つなとりスポーツ広場、伊勢崎オートレース場

⑥災害の危険性

- 本地域は利根川に近接し、広瀬川、葦川などの河川・水路が流れているため、大雨に伴う洪水により、一部区域を除き、地域全体で浸水が想定されています。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

西部

第6章

第7章

資料編

(2) 地域特性を踏まえた課題

● 広域的な交流を担う拠点の形成

西部モール周辺には、大規模商業施設が集積するとともに、伊勢崎オートレース場が立地し、市内外から多くの人を訪れることから、市西部の中心的な役割を担う拠点として、また、広域的な交流を担う拠点として、魅力を高めていく必要があります。

● 利便性の高い地域拠点の形成

伊勢崎市民病院の周辺には、日常生活に関わる医療施設や福祉施設、商業施設などが集積していることから、生活関連サービス施設が集積する利便性の高い地域拠点の形成に取り組む必要があります。

● 良好な市街地環境の保全

市街化区域の大半は土地区画整理事業が完了しており、都市基盤の整った良好な市街地が広がっていることから、今後もその環境を保全していく必要があります。

● 良好な農地の保全

市街化調整区域に広がる良好な農地については、保全が必要です。

● 公共交通の利便性の向上

地域内には大規模商業施設や伊勢崎市民病院など、多くの市民が利用する施設が立地していることから、公共交通の利便性の向上が必要です。

● 災害に強い市街地の形成

一部区域を除き地域全体で浸水が想定されていることから、水害リスクの低減により、災害に強い市街地にしていく必要があります。

(3) 地域の将来像

**良好な住宅地と活力ある商業地が共存する、
市西部の広域商業拠点地域**

計画的に整備された良好な住宅地の広がり、多様で大規模な商業施設の集積や伊勢崎オートレース場が立地する地域特性を活かし、広域商業拠点としての機能の充実を図るとともに、居住のさらなる誘導により、市内外から多くの人が集まり、交流する、賑わいのある地域を目指します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

西部

第6章

第7章

資料編

(4) 地域づくりの方針

地域の将来像の実現に向けて、都市づくりの分野別に、地域づくりの方針を示します。

①土地利用の方針

ア) 広域商業地

内 容	対 象
<p>○ 魅力的な広域商業拠点の形成</p> <p>広域的な集客力の高い大規模商業施設の集積や隣接する伊勢崎オートレース場を活かし、賑わいや楽しさを感じられる魅力的な広域商業拠点を形成します。</p>	西部モール・伊勢崎オートレース場周辺
<p>広域商業拠点としての魅力を感じる場に調和しない土地利用や建物の立地を抑制するため、地区計画や特別用途地区の指定を検討します。</p>	

イ) 低密度専用住宅地

内 容	対 象
<p>○ 落ち着いたある良好な住環境の保護</p> <p>敷地の細分化の防止や緑化などの促進により、落ち着いたある良好な戸建住宅地としての環境を保護するため、地区計画の指定や建築協定の締結などを検討します。</p>	土地区画整理事業の完了した地区
<p>○ 既存の良好な住環境の保護</p> <p>良好な住環境を確保するため、生活道路の整備や緑化を促進します。</p>	土地区画整理事業区域外の地区
<p>○ 周辺の住環境に配慮した市街地の形成</p> <p>周辺の住環境に配慮した市街地を形成するため、地域の状況を踏まえ、用途地域の見直しを検討します。</p>	宮子町の一部

ウ) 中密度専用住宅地

内 容	対 象
<p>○ 戸建住宅と集合住宅が調和した良好な住宅地の形成</p> <p>低層戸建住宅を主体とした周辺環境に配慮した建物の最高高さや容積率の強化、緑化などを促進することにより、良好な住環境の保護と戸建住宅と集合住宅が調和した街並みを誘導するため、地区計画の指定や建築協定の締結などを検討します。</p>	土地区画整理事業の完了した地区
<p>生活道路や公園等の確保により、戸建住宅や集合住宅が調和した住宅地を形成するため、地区計画の指定を検討します。</p>	土地区画整理事業区域外の地区

エ) 産業・住宅共生市街地

内 容	対 象
<p>○ 周辺の住環境に配慮した工業地の形成</p> <p>比較的規模の大きな工場が立地する地区については、隣接する住宅地との緩衝となる緑地等の配置を促進するなど、快適で安全な産業・住宅共生市街地の形成を誘導します。</p>	宮子西公園周辺
<p>住宅と小規模工場等が混在する地区については、工場などの工業団地等への移転・集約を基本としつつ、敷地内緑化や環境対策などを促進することにより、周辺環境に配慮した工業地を形成します。</p>	宮子4号公園周辺

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

西部

第6章

第7章

資料編

第1章

内 容	対 象
○ 周辺の住環境に配慮した市街地の形成 周辺の住環境に配慮した市街地を形成するため、地域の状況を踏まえ、用途地域の見直しを検討します。	連取町の一部

オ) 沿道型共生市街地

第2章

内 容	対 象
○ 後背地の住環境に配慮した商業・サービス機能の軸の形成 広域商業拠点としての魅力を感じる場に調和しない土地利用や建物の立地を抑制するため、用途地域の見直しや特別用途地区の指定などを検討します。	(都)西部幹線沿道
後背地の住環境に配慮しつつ、各道路の機能・役割に対応した商業・サービス機能を誘導するため、用途地域の見直しや特別用途地区の指定などを検討します。	(主)前橋館林線、(主)高崎伊勢崎線及び(主)伊勢崎大胡線の沿道

第3章

カ) 集落地

内 容	対 象
○ 集落地の環境改善 生活道路の確保などにより、集落環境を改善するとともに、これらの調和を損なう建築物等の立地を抑制します。	既存の集落地

第4章

キ) 農地

内 容	対 象
○ 都市的な土地利用の抑制などによる農地の保全 都市的な土地利用の抑制や農業生産基盤の整備などにより、農地の保全に努めます。	集落地を除く市街化調整区域

第5章

②都市施設の整備・管理方針

西部

ア) 道路

第6章

内 容	対 象
○ 生活道路の安全性の確保 緊急車両の通行や歩行者の安全性を確保するため、生活道路における狭あい道路の解消、危険性の高い未舗装道路の舗装整備などに地域住民と連携して取り組みます。	既存の集落地
住宅地などで生活道路が密集する区域のうち、地域の要望として交通安全上の対策が望まれる地区については、「ゾーン30」などにより歩行者や自転車の安全に配慮された交通環境を確保します。	住宅地などで生活道路が密集する区域

第7章

○ 都市計画道路の見直し 長期未着手・未整備の都市計画道路については、周辺道路の整備を踏まえ、効率的、効果的な道路交通ネットワークを形成する観点から、見直し方針に沿って、変更（変更・廃止）に向けた手続きに順次着手します。	(都)伊勢崎高崎線の一部
---	--------------

資料編

イ) 公共交通

内 容	対 象
<p>○ 利用しやすい公共交通の利用環境の確保</p> <p>市民の日常生活における移動手段となるコミュニティバスについては、伊勢崎市民病院などの公共施設をはじめとする各種施設の利用利便性を高めるため、地域住民のニーズや利用状況を踏まえ、路線・経由地の見直しやバス停の適正配置などを検討します。</p>	コミュニティバス

ウ) 公園・緑地

内 容	対 象
<p>○ 西部公園の適切な維持管理</p> <p>対岸に近接するラブリバー親水公園うぬきと一体となって市民の憩いの場を形成していることから、適切な維持管理を進めます。</p>	西部公園
<p>○ 緑化による良好な街並みの形成</p> <p>大規模小売店舗や大規模な駐車場については、商業空間としての魅力を高めるとともに、潤いを感じられる緑の空間を創出するため、歩行空間や店先でのプランター設置、花植えなどによる緑化を促進します。</p>	西部モール・伊勢崎オートレース場周辺

エ) 河川・池沼等

内 容	対 象
<p>○ 市内の回遊性を高めるサイクリングロードの適切な維持管理</p> <p>広瀬川沿いに整備されているサイクリングロードについては、西部公園をはじめとする既存施設の連携を維持・強化する水と緑のネットワークとして適切な維持管理を進めます。</p>	広瀬川

オ) その他の都市施設

内 容	対 象
<p>○ 人口の増加に対応した污水处理施設の整備</p> <p>人口増加に対応し、貴重な自然環境としての水辺を保全するとともに、良好な住環境を創出するため、効果的・効率的な污水处理施設の整備を促進します。</p>	市街化区域

③住環境の形成方針

内 容	対 象
<p>○ 暮らしを支える生活関連サービス施設の維持・充実</p> <p>生活交流拠点として、商業、医療、福祉などの生活関連サービスを利用できる生活環境を確保するため、これらの暮らしを支える生活関連サービス施設の維持・充実に努めます。</p>	伊勢崎市民病院周辺
<p>○ 人にやさしい市街地環境の形成</p> <p>伊勢崎市民病院周辺には、子供や高齢者、外国人住民など、様々な人が集まることから、誰もが使いやすい市街地環境を整えるため、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進します。</p>	伊勢崎市民病院周辺

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

西部

第6章

第7章

資料編

第1章

④ 自然環境の保全年針

内 容	対 象
<p>○ 清潔で快適な水辺環境の維持・再生</p> <p>本地域の貴重な水辺空間として、地域住民などと連携し、清潔で快適な水辺環境の維持・再生に努めます。</p>	広瀬川

第2章

⑤ 都市景観の形成方針

内 容	対 象
<p>○ まちのシンボルとなる景観軸の形成</p> <p>伊勢崎市景観計画において景観重点区域に位置付けられている(都)西部幹線の沿道については、本市を印象付けるシンボル軸と位置付け、建築物や工作物の色彩、屋外広告物の掲出などについてのルールを定めることで、秩序ある景観づくりを進めます。</p>	(都)西部幹線周辺
<p>○ 山々への眺望と調和した田園景観の保全</p> <p>山々への眺望を確保するとともに、農地や水路などの適切な維持により、ゆとりと潤いの感じられる田園景観を保全します。</p>	農地及び集落地

第3章

第4章

⑥ 都市防災の基本方針

内 容	対 象
<p>○ 洪水の発生防止と浸水被害の防止・軽減</p> <p>一級河川である利根川に近接し、広瀬川、葦川をはじめとする多く河川が流れており、台風や大雨により洪水が発生した場合、被害が広範囲に及ぶことが想定されていることから、洪水の発生防止と浸水被害を防止・軽減するため、一級河川については関係機関に適切な維持、管理を働きかけ、小河川及び排水路については計画的に点検、維持管理、修繕などに努めていきます。</p>	広瀬川、葦川、 小河川・排水路

第5章

西部

⑦ 観光・レクリエーション環境の形成方針

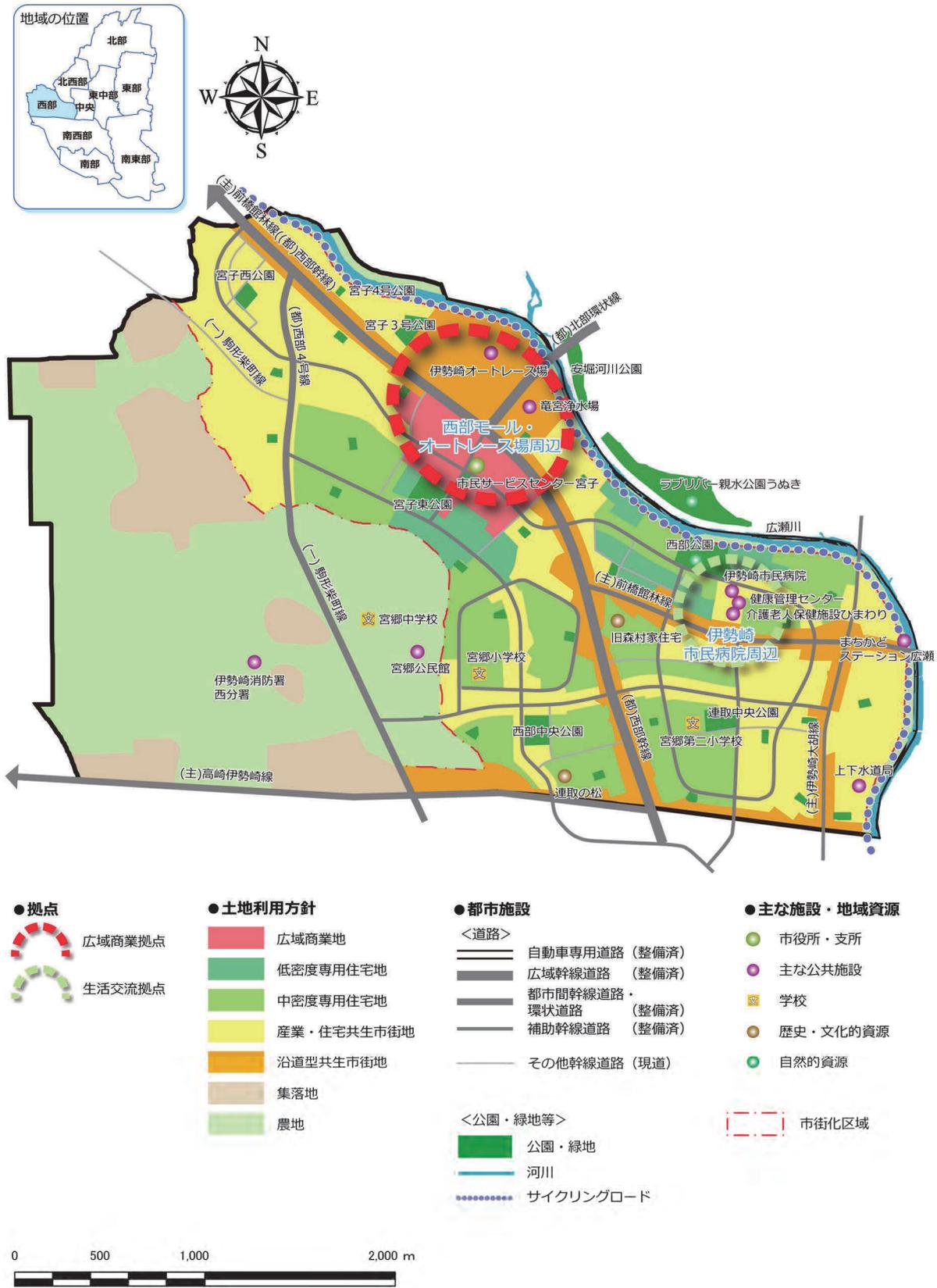
内 容	対 象
<p>○ 大規模商業施設などの集積を活かした観光・レクリエーション拠点づくり</p> <p>広域的な集客力の高い大規模商業施設の集積や隣接する伊勢崎オートレース場を活かし、市内外から多くの人が集まり、賑わいや楽しさの感じられる、魅力的な都市型の観光・レクリエーション拠点を形成します。</p>	西部モール・オート レース場周辺

第6章

第7章

資料編

図 地域づくりの方針図（西部地域）



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

西部

第6章

第7章

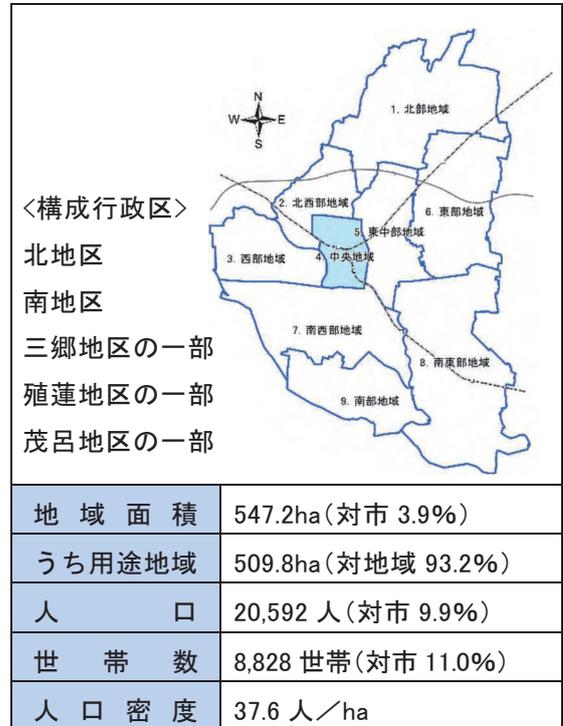
資料編

2-4. 中央地域

(1) 地域の特性

①地域の概況

- 市の中央部に位置し、地域の 90%以上が市街化区域に指定され、宅地化が進んでいます。
- 伊勢崎駅及び新伊勢崎駅が位置しており、JR 両毛線及び東武鉄道伊勢崎線の 2 路線が利用可能となっています。JR 両毛線は平成 22 年 5 月に、東武鉄道伊勢崎線は平成 25 年 10 月に高架に切り替わり、それにあわせて駅舎や駅前広場が整備されるなど、利便性が高まっています。
- これらの駅を中心に、商業・業務施設や文化・行政サービス施設などの各種都市機能が集積し、本市の中心市街地を形成しています。
- 地域の東側に粕川、西側に広瀬川が流れています。
- 地域内には、旧時報鐘楼などの多くの歴史・文化的な資源が分布しています。
- 伊勢崎駅周辺においては、公共空間の利活用として官民連携によるイベントを開催するなど、地域活性化に向けた取組が行われています。



※地域面積及び用途地域:平成 31 年 3 月 31 日時点
 ※人口及び世帯数:平成 27 年国勢調査

②人口

- 平成 27 年の地域内の人口は 20,592 人で、総人口の 9.9%を占めています。
- 総人口が増加する中、地域内の人口は減少傾向にあるため、総人口に占める割合も低下しています。
- 平成 27 年の高齢化率は 28.0%で、市平均の 23.6%よりも高く、全地域の中で 2 番目に高い割合となっています。

図 年齢 3 区分別人口の推移 (中央地域)



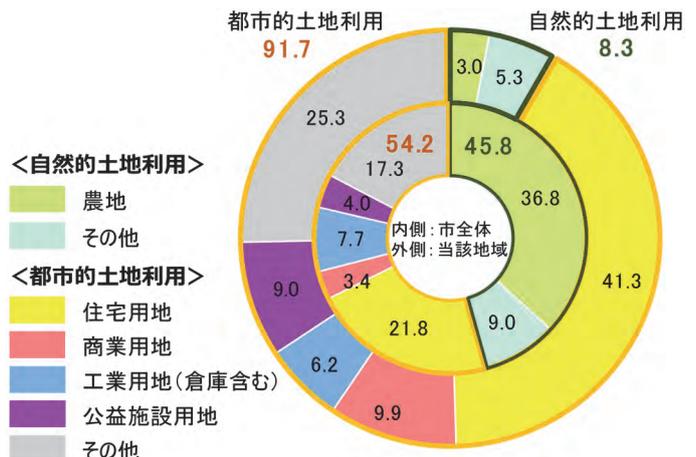
	中央地域			※参考 市全体		
	H17	H22	H27	H17	H22	H27
人口	21,746	21,100	20,592	202,447	207,221	208,814
世帯数	8,590	8,749	8,828	71,370	76,527	80,110
高齢化率	25.0	26.6	28.0	18.1	20.3	23.6

資料：国勢調査

③土地利用現況

- 住宅用地や商業用地などの都市的土地利用が 91.7%を占めており、市全体に比べて高くなっています。
- 伊勢崎駅及び新伊勢崎駅周辺の中心市街地や一般国道 462 号などの幹線道路周辺に商業施設が集積しており、全地域の中で 2 番目に割合が高くなっています。また、その周辺には住宅用地が広がっており、全地域の中で最も割合が高くなっています。
- 公共公益施設が多く立地しており、全地域の中で最も割合が高くなっています。

図 土地利用現況（中央地域）



資料：都市計画基礎調査

④公共交通・幹線道路

- 本地域の公共交通及び幹線道路は、以下のとおりです。

鉄道	伊勢崎駅(JR両毛線、東武鉄道伊勢崎線)、新伊勢崎駅(東武鉄道伊勢崎線)
バス	国際十王交通(株)、JRバス関東(株)、日本中央バス(株)、コミュニティバスあおぞら、乗合タクシー(たまりん伊勢崎直行便)
国道・県道	一般国道 462 号、(主)前橋館林線、(主)伊勢崎深谷線、(主)伊勢崎本庄線、(主)足利伊勢崎線、(主)桐生伊勢崎線、(主)伊勢崎大間々線、(主)伊勢崎大胡線、(主)伊勢崎停車場線、(一)新伊勢崎停車場線
都市計画道路(事業中・未着手)	事業中：坂東大橋石山線、伊勢崎駅南口線、伊勢崎駅北口線、駅南東西通り、足利通り、駅北東西通り、駅西南北通り、伊勢崎1号線、駅東南北通り 未着手：伊勢崎中央通線、新伊勢崎駅通線

⑤主な施設、地域資源

- 本地域の主な施設、地域資源は、以下のとおりです。

公共公益施設	伊勢崎警察署、勤労者会館、広瀬浄水場
教育施設	北小学校、北第二小学校、南小学校、県立伊勢崎工業高校、県立伊勢崎興陽高校
文化施設	伊勢崎市図書館、緋の郷、地域交流センター赤石楽舎、伊勢崎駅前インフォメーションセンター、北公民館、南公民館
保健・福祉・医療施設	ふくしプラザ、障害者センター、伊勢崎福島病院
歴史・景観資源	旧時報鐘楼、いせさき明治館、相川考古館、伊勢崎織物会館、同聚院の武家門、同聚院の大カヤ
大規模公園・運動施設	—

⑥災害の危険性

- 広瀬川と粕川に挟まれているため、大雨に伴う洪水により、地域北西部の一部区域を除き、地域全体で浸水が想定されています。

(2) 地域の課題

● 中心市街地の活性化

本市の中心的な役割を担う地域であるものの、商業の衰退などにより空き家・空き店舗、空き地が増加するなど、まちの活力が低下していることから、本市の顔となる地域として、中心市街地の活性化に向けた取組が必要です。

● 中心市街地における人口の維持・確保

市内でも人口減少及び少子高齢化が進んでいることから、少子高齢化に対応した都市づくりにより中心市街地の人口を維持・確保する必要があります。

● 公共交通結節拠点としての機能強化

伊勢崎駅及び新伊勢崎駅を有し、鉄道2路線を利用できる本地域の特性を踏まえ、鉄道、路線バス、タクシー、自家用車などの各交通手段間での乗り継ぎの利便性を高めるなど、交通結節拠点としての機能強化が必要です。

● 災害に強い市街地の形成

道路幅員が狭く、木造建物が密集している地区や、浸水が想定されている地区が地域内に広がっていることから、地震や水害などによるリスクの低減により、災害に強い市街地にしていくことが必要です。

● 地域資源の活用による地域の魅力の向上

地域内には、旧時報鐘楼・いせさき明治館・相川考古館など、本市を代表する多くの歴史・文化的な資源があることから、これらの地域資源を都市づくりに活かし、地域の魅力を高めていくことが必要です。

(3) 地域の将来像

多くの人・物・文化が集う、便利で魅力的な暮らしと交流の拠点地域

伊勢崎市の中心市街地として、商業・業務施設や文化・行政サービス施設などの各種都市機能の集積状況や交通利便性の高さを活かし、多様な世代によってコミュニティが形成される「暮らしの場」として魅力を高めるとともに、市内外から多くの人が集い、交流することによって、賑わいや活力が感じられる、便利で魅力的な暮らしと交流の拠点地域を目指します。

(4) 地域づくりの方針

地域の将来像の実現に向けて、都市づくりの分野別に、地域づくりの方針を示します。

① 土地利用の方針

ア) 中心商業・業務地

内 容	対 象
<p>○ 活力と賑わいのある都市交流拠点の形成</p> <p>まちなか居住を支える商業施設や各種サービス施設等が集積する地区として、賑わいや買物などの回遊性を高める魅力的な商業環境の形成を進めます。また、市内外から多くの人が集まる都市交流拠点にふさわしい都市機能の集積を進めます。</p>	伊勢崎駅、 新伊勢崎駅周辺
<p>都市基盤の整った良好な市街地を形成するため、引き続き伊勢崎駅周辺第一土地区画整理事業及び伊勢崎駅周辺第二土地区画整理事業を進めるとともに、市の玄関口にふさわしい土地利用の誘導に向けて、地区計画の指定を進めます。</p>	伊勢崎駅周辺第一土地区画整理事業区域及び伊勢崎駅周辺第二土地区画整理事業区域
<p>土地利用や立地する建物用途の現状を踏まえ、建物用途制限の強化に向けた地区計画等の指定を検討します。</p>	曲輪町、三光町周辺
<p>○ 本市のまちの顔にふさわしい都市景観の形成</p> <p>子供や高齢者、ビジネスマン、観光客など、市内外から様々な人が訪れる商業・業務地としての魅力を保つとともに、伊勢崎駅周辺に点在する歴史・文化的資源等を活かして本市のまちの顔にふさわしい都市景観の形成を図るため、景観を損ねる建築物の立地の制限を検討します。</p>	伊勢崎駅、 新伊勢崎駅周辺
<p>○ 地区に相応しくない土地利用や建物の立地抑制</p> <p>まちなか居住や商業・サービス等を提供する場に相応しくない土地利用や建物の立地を抑制するため、用途地域の見直しや特別用途地区の指定などを検討します。</p>	新伊勢崎駅周辺

イ) 低密度専用住宅地

内 容	対 象
<p>○ 落ち着いたある良好な住環境の保護</p> <p>敷地の細分化の防止や緑化などの促進により、落ち着いたある良好な戸建住宅地としての環境を保護するため、地区計画の指定や建築協定の締結などを検討します。</p>	土地区画整理事業の完了した太田町、昭和町、鹿島町の一部

ウ) 中密度専用住宅地

内 容	対 象
<p>○ 戸建住宅と集合住宅が調和した良好な住宅地の形成</p> <p>低層住宅を主体とする周辺環境に配慮した建物の最高高さや容積率の強化や、緑化を推進することにより、良好な住環境の保護と戸建住宅や集合住宅といった多様な住宅が調和した街並みの形成を誘導するため、地区計画の指定や建築協定の締結などを検討します。</p>	土地区画整理事業の完了した安堀町の一部
<p>生活道路や公園などの確保により、戸建住宅や集合住宅が調和した住環境を誘導するため、地区計画の指定を検討します。</p>	宗高町周辺
<p>○ 土地区画整理事業に代わる整備手法の検討</p> <p>残された歴史的な風情や落ち着いたある住環境を保全しつつ、都市防災性を高める観点から必要となる生活道路等を改良するため、伊勢崎駅周辺第三土地区画整理事業に代わる整備手法を検討します。</p>	曲輪町周辺

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

中央

第6章

第7章

資料編

工) 産業・住宅共生市街地

内 容	対 象
<p>○ 周辺の住環境に配慮した産業・住宅共生市街地の形成</p> <p>比較的規模の大きな工場が立地する地区であることから、隣接する住宅地との緩衝となる緑地等の配置に努めるなど、快適で安全な産業・住宅共生市街地の形成を誘導します。また、工場の移転などに伴い、土地利用の転換等が見込まれる場合は、周辺地域との調和に配慮した用途地域への見直しなどを検討します。</p>	未広町、西田町周辺
<p>○ 土地利用動向を踏まえた用途地域の見直し検討</p> <p>住宅や工場などが混在する地区であることから、敷地内緑化や環境対策などにより周辺の住環境への配慮を促すとともに、工場の移転などによる土地利用の動向を踏まえながら用途地域の見直しを検討します。</p>	喜多町・柳原町周辺、平和町・昭和町・宮前町周辺

オ) 沿道型共生市街地

内 容	対 象
<p>○ 後背地の住環境に配慮した商業・サービス機能の軸の形成</p> <p>後背地の住環境に配慮しつつ、中心商業・業務地の機能を補完する商業・サービス機能の立地を誘導します。</p>	一般国道 462 号及び(都)北部環状線沿道

カ) 土地利用検討地

内 容	対 象
<p>○ 都市基盤施設を活かした土地利用の検討</p> <p>市街化区域に隣接し、(都)北部環状線によるアクセス性の高さを活かすことができる鹿島町の一部においては、農業振興地域整備計画などとの調整のもと、地区の特性を踏まえた計画的な土地利用を検討します。</p>	鹿島町の一部

②都市施設の整備・管理方針

ア) 道路

内 容	対 象
<p>○ 安全で利用しやすい道路環境の確保</p> <p>バリアフリーに対応した歩道の整備を促進するとともに、市街地の安全性向上や良好な沿道景観の形成、自転車ネットワーク形成のうえで必要な箇所において自転車通行空間や無電柱化を検討します。</p>	都市内幹線道路、補助幹線道路
<p>駅周辺や商店街、公共施設を結ぶ道路については、交通の安全性を高めるため、歩行空間の確保に努めます。</p>	伊勢崎駅、新伊勢崎駅周辺
<p>歩車共存道路の整備や都市計画道路の整備による歩道の設置、「ゾーン 30」などの施策による車両速度や通過交通の面的な抑制などを実現し、市街地における安全な交通環境を確保します。</p>	地域全体
<p>○ 街路樹の適切な維持管理</p> <p>(都)北部環状線のケヤキ並木は、本市の魅力を高め、市街地に潤いを与える貴重な緑の軸として、適切な維持管理を進めます。</p>	(都)北部環状線

イ) 公共交通

内 容	対 象
<p>○ 安全で利用しやすい公共交通の利用環境の確保</p> <p>公共交通の乗り継ぎ利便性を高めるため、土地区画整理事業により伊勢崎駅にアクセスする道路の整備を進めるとともに、関係機関と連携し、伊勢崎駅及び新伊勢崎駅周辺のバリアフリー化、駅前広場の整備・適切な維持管理、自転車駐車場の整備・適切な維持管理、パークアンドライドを想定した自家用車用駐車場の確保などに関係機関と連携して取り組みます。</p>	伊勢崎駅、 新伊勢崎駅周辺

ウ) 公園・緑地

内 容	対 象
<p>○ 都市交流拠点におけるオープンスペースの確保</p> <p>土地区画整理事業の整備に合わせて、市民の憩いの場となる新たな都市公園の整備を進めます。</p>	伊勢崎駅周辺
<p>○ 緑豊かな市街地環境の形成</p> <p>地域の緑化団体や商店街関係者などの多様な主体との協働により、歩行空間や店先でのプランターの設置、花植えなどによる緑化を促進します。</p>	伊勢崎駅、 新伊勢崎駅周辺

エ) 河川・池沼等

内 容	対 象
<p>○ 市内の回遊性を高めるサイクリングロードの適切な維持管理</p> <p>広瀬川及び粕川沿いに整備されているサイクリングロードについては、市内の回遊性を高める水と緑のネットワークとして適切な維持管理を進めます。</p>	広瀬川、粕川

オ) その他の都市施設

内 容	対 象
<p>○ 市民活動の拠点の形成</p> <p>市民活動の場として、充実を図ります。</p>	緋の郷周辺

③ 住環境の形成方針

内 容	対 象
<p>○ 魅力的で良質な市営住宅の提供</p> <p>市営住宅の適切な維持管理及び長寿命化などの改善、既存住宅ストックの有効活用を図り、多様な世帯が安心して暮らせる住宅の供給に努めます。</p>	市営安堀改良住宅・太田住宅・釈迦堂住宅・昭和住宅・平和住宅・高田住宅・今泉住宅・iタワー花の森住宅
<p>○ 人にやさしい市街地環境の形成</p> <p>子供や高齢者、外国人住民、市外からの来訪者や外国人観光客など、様々な人が集まることから、誰もが移動しやすい市街地環境を整えるため、駅周辺の道路等におけるバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進します。</p>	伊勢崎駅、新伊勢崎駅周辺
<p>○ 空き家や空き店舗、空き地の活用</p> <p>空き家や空き店舗、空き地を活用し、商業施設や各種サービス施設等の立地や居住を促進することで、市街地の空洞化や高齢化の進展に歯止めをかけ、市街地の活力と賑わいの維持・向上に取り組みます。</p>	中心市街地

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

中央

第6章

第7章

資料編

第1章	内 容	対 象
	<p>○健康づくり・子育て支援の核となる施設の整備 本市の健康づくり・子育て支援の核となる施設として、市民の利便性などを踏まえながら、新たな保健センター・子育て世代包括支援センターの整備を進めます。</p>	(仮称)新保健センター・子育て世代包括支援センター
第2章	④自然環境の保全方針	
	内 容	対 象
	<p>○ 清潔で快適な水辺環境の維持・再生 本地域の貴重な水辺空間として、地域住民などと連携し、清潔で快適な水辺環境の維持・再生に努めます。</p>	広瀬川、粕川
第3章	⑤都市景観の形成方針	
	内 容	対 象
	<p>○ まちのシンボルとなる景観軸の形成 本市の玄関口にふさわしいシンボル軸と位置付け、引き続き無電柱化や特色ある街路樹の植樹、舗装面の高質化などに配慮した整備を進めます。</p>	伊勢崎駅北口線、伊勢崎駅南口線
第4章	内 容	対 象
	<p>○ 都市交流拠点にふさわしい景観の創出 伊勢崎市景観計画において景観重点区域に位置付けている伊勢崎駅周辺土地地区画整理事業地及びその周辺については、街並みや色彩等の統一性・連続性の確保、歴史・文化系景観資源と周辺の街並みや色彩との調和を図るなど、都市交流拠点にふさわしい賑わいと品格の感じられる景観づくりを進めます。</p>	伊勢崎駅周辺土地地区画整理事業及びその周辺
第5章	⑥都市防災の基本方針	
	内 容	対 象
中央	<p>○ 地震・火災に強い市街地への改善 道路幅員が狭く、木造建物が密集している地区については、地震・火災に強い市街地へと改善するため、狭あい道路の拡幅や建物の耐震化・不燃化などを促進します。</p>	三光町、緑町周辺
第6章	内 容	対 象
	<p>○ 防災性の高い市街地への改善 本地域は、西側に広瀬川、東側に粕川が流れ、これらの一級河川に挟まれて市街地が広がっており、台風や大雨により洪水が発生すると、被害が広範囲に及ぶことが懸念されることから、洪水の発生防止のための河川改修の着実な実施及び計画的な点検・維持管理・修繕などを関係機関に働きかけます。</p>	広瀬川、粕川
第7章	⑦観光・レクリエーション環境の形成方針	
	内 容	対 象
資料編	<p>○ 歴史・文化的な資源の保全・活用 旧時報鐘楼・いせさき明治館・相川考古館などの歴史・文化的な資源を保全するとともに、伊勢崎市の歴史風土を活かした都市交流拠点の重要な要素として積極的に活用します。</p>	曲輪町、三光町周辺

図 地域づくりの方針図（中央地域）



第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
中央
第6章
第7章
資料編

2-5. 東中部地域

(1) 地域の特性

①地域の概況

- 市の中央部に位置し、本市の中心市街地と東都市計画区域の市街地に挟まれるような形となっています。
- 中心市街地から連担して市街化区域が広がっており、戸建住宅を主体とした市街地を形成しています。
- 地域北部に北関東自動車道・伊勢崎インターチェンジが設置されているほか、一般国道17号上武道路をはじめとする多くの幹線道路が通っており、道路網の充実した地域です。
- 地域内には、丸塚山古墳、史跡上野国佐位郡正倉跡をはじめとする遺跡・史跡などの歴史・文化的な資源が分布しています。



地域面積	1,112.2ha(8.0%)
うち用途地域	357.4ha(対地域 32.1%)
人口	17,767人(対市 8.5%)
世帯数	7,065世帯(対市 8.8%)
人口密度	16.0人/ha

※地域面積及び用途地域:平成31年3月31日時点
 ※人口及び世帯数:平成27年国勢調査

②人口

- 平成27年の地域内の人口は17,767人で、総人口の8.5%を占めています。
- 総人口が増加する中、地域内の人口は横ばいで推移しており、総人口に占める割合は低下しています。
- 平成27年の高齢化率は26.9%で、市平均の23.6%よりも高く、全地域の中で4番目に高い割合となっています。

図 年齢3区分別人口の推移(東中部地域)



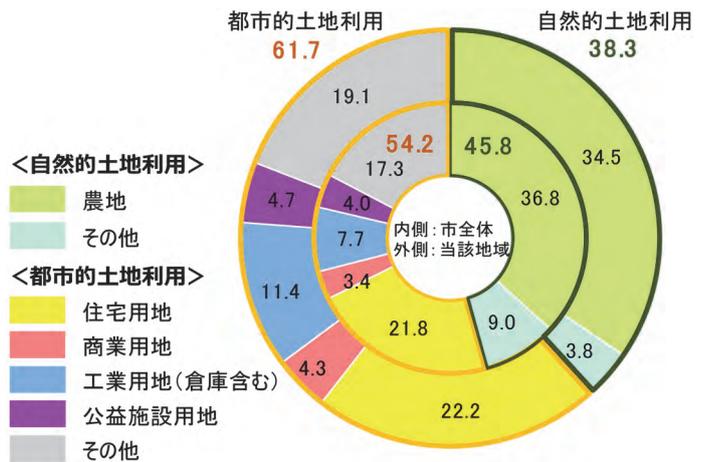
	東中部地域			※参考 市全体		
	H17	H22	H27	H17	H22	H27
人口	18,162	17,763	17,767	202,447	207,221	208,814
世帯数	6,512	6,754	7,065	71,370	76,527	80,110
高齢化率	19.0	23.0	26.9	18.1	20.3	23.6

資料：国勢調査

③土地利用現況

- 住宅用地や商業用地などの都市的土地利用が 61.7%を占めており、市全体に比べて高くなっています。
- 住宅用地は、市街化区域内を中心に地域全体に広く分布しています。また、工業団地や流通団地が整備されていることから、市全体と比べて工業用地の割合が高くなっています。
- 伊勢崎インターチェンジが設置され、複数の幹線道路が通っていることから、道路用地などのその他の都市的土地利用の割合が市全体と比べて高くなっています。

図 土地利用現況（東中部地域）



資料：都市計画基礎調査

④公共交通・幹線道路

- 本地域の公共交通及び幹線道路は、以下のとおりです。

鉄 道	—
バ ス	群馬中央バス(株)、コミュニティバスあおぞら
国 道・県 道	北関東自動車道、一般国道 17 号、一般国道 462 号、(主)伊勢崎大間々線、(主)桐生伊勢崎線、(主)足利伊勢崎線、(主)前橋館林線、(一)香林羽黒線
都市計画道路 (事業中・未着手)	事業中：北部環状線、下諏訪町堀口町線 未着手：伊勢崎中央通線、伊勢崎桐生線、三和豊城線、日乃出町線

⑤主な施設、地域資源

- 本地域の主な施設、地域資源は、以下のとおりです。

公共公益施設	伊勢崎消防署北分署、書上浄水場、群馬県総合教育センター
教育施設	殖蓮小学校、殖蓮第二小学校、殖蓮中学校 市立四ツ葉学園中等教育学校、県立伊勢崎特別支援学校、 一般社団法人伊勢崎佐波医師会立伊勢崎敬愛看護学院
文化施設	伊勢崎市文化会館、国際友好会館、殖蓮公民館
保健・福祉・医療施設	伊勢崎佐波医師会病院、伊勢崎保健福祉事務所、 高齢者相談センター殖蓮、児童センター、うえはす福祉作業所
歴史・景観資源	上植木廃寺、丸塚山古墳、史跡上野国佐位郡正倉跡、権現山遺跡、 原之城遺跡、一ノ関古墳、鯉沼、新沼、天野沼
大規模公園・運動施設	—

⑥災害の危険性

- 粕川が流れる地域西部は、大雨に伴う洪水により浸水が想定されています。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

東中部

第6章

第7章

資料編

(2) 地域特性を踏まえた課題

● 中心市街地へのアクセス性の向上

本地域には拠点となる地区がないものの、中心市街地や広域的に集客する大規模商業施設に近接していることから、地域住民の利便性の向上に向けて、様々な機能が集積する中心市街地や大規模商業施設へのアクセス性を高める必要があります。

● 広域的な交通利便性の高さを活かした雇用の場の確保

北関東自動車道の伊勢崎インターチェンジや一般国道 17 号上武道路を有する広域的な交通利便性が高い地域であることから、その立地特性を活かして雇用の場を確保していく必要があります。

● 北部環状線の整備

前橋市南部地域と桐生・みどり地域を結ぶ広域的な道路として、また、中心市街地への通過交通の流入抑制や地域間の連携を高める道路として計画されている（都）北部環状線については、本地域内の区間が未整備となっていることから、広域幹線道路としての機能を発揮できるよう、早期の整備が必要です。

● 災害に強い市街地の形成

粕川沿いは浸水が想定されていることから、水害リスクの低減により、災害に強い市街地にしていく必要があります。

(3) 地域の将来像

多様な働く場と便利な暮らしの場が近接する地域

北関東自動車道及び一般国道 17 号上武道路の高い交通利便性を活かした産業の集積、様々な都市機能などが集まる中心市街地や広域的に集客する大規模商業施設に近接する地域特性を活かし、多様な働く場と便利な暮らしの場が近接する地域を目指します。

(4) 地域づくりの方針

地域の将来像の実現に向けて、都市づくりの分野別に、地域づくりの方針を示します。

①土地利用の方針

ア) 低密度専用住宅地

内 容	対 象
○ 落ち着いたある良好な住環境の保護 敷地の細分化の防止や緑化などの促進により、落ち着いたある良好な戸建住宅地としての環境を保護するため、地区計画の指定や建築協定の締結などを検討します。	文化会館周辺
○ 適正な基盤施設や良好な住環境を確保するため、地区計画の指定を検討します。	上諏訪町、豊城町周辺

イ) 産業・住宅共生市街地

内 容	対 象
○ 周辺の住環境に配慮した市街地の形成 伊勢崎佐波医師会病院などの保健、医療、福祉機能が集積する地区については、東部第二土地区画整理事業を進めるとともに、周辺の住環境に配慮した市街地の形成に向けて、地区計画の指定や建築協定の締結などを検討します。	下植木町周辺
○ 住宅と工場が混在する地区であることから、工場の敷地内緑化や環境対策などにより周辺の住環境への配慮を促進します。	粕川町周辺
○ 土地利用動向を踏まえた用途地域の見直し検討 (主) 前橋館林線と粕川の間工業地域については、工場の移転などによる土地利用の動向を踏まえながら用途地域の見直しを検討します。	下植木町周辺

ウ) 沿道型共生市街地

内 容	対 象
○ 後背地の住環境に配慮した商業・サービス機能の軸の形成 後背地の住環境に配慮しつつ、商業・サービス機能の立地を誘導します。	(主) 桐生伊勢崎線沿道
p 東部第二土地区画整理事業の整備に合わせ、後背地の住環境に配慮しつつ、商業・サービス機能の立地を誘導します。	一般国道 462 号及び (主) 前橋館林線沿道

エ) 専用工業地

内 容	対 象
○ 周辺環境に配慮した生産性の高い工業地の維持 伊勢崎インターチェンジ及び一般国道 17 号上武道路周辺に位置する広域的な交通利便性の高さを活かし、市の産業を牽引する専用工業地として、良好な生産環境の維持・向上を進めます。	三和工業団地
○ 一般国道 17 号上武道路をはじめとする幹線道路による広域的な交通利便性の高さを活かし、市の産業を牽引する専用工業地として、良好な生産環境の維持・向上を進めます。	伊勢崎佐波第一工業団地

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

東中部

第6章

第7章

資料編

オ) 流通業務地

内 容	対 象
○ 高い交通利便性を活かした流通業務機能の立地誘導 一般国道17号上武道路をはじめとする幹線道路による広域的な交通利便性の高さを活かし、周辺環境に調和した流通業務機能を中心に立地を誘導します。	伊勢崎東流通団地、伊勢崎東第二流通団地

カ) 土地利用検討地

内 容	対 象
○ 都市基盤施設を活かした機能的な市街地形成に向けた土地利用の検討 (都)北部環状線の整備による交通利便性の高まりを活かし、(都)北部環状線沿道への沿道型の商業業務施設の立地誘導、後背地への低層戸建住宅を中心とした住宅の立地誘導など、機能的な市街地の形成に向けた土地利用を検討します。	下植木町、日乃出町周辺

キ) 土地利用検討地(工業系利用地)

内 容	対 象
○ 地区の特性を踏まえた工業系土地利用の適正誘導の検討 粕川町周辺の市街化調整区域については、隣接する伊勢崎佐波第一工業団地の機能拡充に向けて、農業振興地域整備計画との調整のもと、工業系土地利用の適正誘導を検討します。	粕川町周辺の市街化調整区域

ク) 集落地

内 容	対 象
○ 集落地の環境改善 生活道路の確保などにより、集落環境を改善するとともに、これらの調和を損なう建築物等の立地を抑制します。	既存の集落地

ケ) 農地

内 容	対 象
○ 都市的な土地利用の抑制などによる農地の保全 都市的な土地利用を抑制し、農地を保全するとともに、農業生産基盤の整備を進めます。	土地利用検討地及び集落地を除く市街化調整区域

②都市施設の整備・管理方針

ア) 道路

内 容	対 象
○ 円滑な交通処理の実現 広域的な移動を支えるとともに、中心市街地への通過交通の流入を抑制し、中心市街地の交通混雑の緩和や安全性を確保する広域幹線道路の整備を推進します。	(都)北部環状線、(都)下諏訪町堀口線
本市と桐生・みどり地域を結ぶ広域幹線道路の整備を促進します。	(都)伊勢崎桐生線
都市間及び市内の各所と中心市街地を結ぶ都市間幹線道路の整備を促進します。	(都)伊勢崎中央通線
地域において発生または集中する交通を都市軸となる道路に結びつける補助幹線道路の整備を進めます。	(都)日乃出町線

内 容	対 象
<p>○ 都市計画道路の見直し</p> <p>長期未着手・未整備の都市計画道路については、周辺道路の整備を踏まえ、効率的、効果的な道路交通ネットワークを形成する観点から、見直し方針に沿って、変更（変更・廃止）に向けた手続きに順次着手します。</p>	(都)三和豊城線
<p>○ 生活道路の安全性の確保</p> <p>緊急車両の通行や歩行者の安全性を確保するため、生活道路における狭あい道路の解消、危険性の高い未舗装道路の舗装整備などに地域住民と連携して取り組みます。</p>	既存の集落地
<p>住宅地などで生活道路が密集する区域のうち、地域の要望として交通安全上の対策が望まれる地区については、「ゾーン30」などにより歩行者や自転車の安全に配慮された交通環境を確保します。</p>	住宅地などで生活道路が密集する区域

イ) 公共交通

内 容	対 象
<p>○ 利用しやすい公共交通の利用環境の確保</p> <p>伊勢崎駅と市東部の大規模商業施設を連絡する路線バスについては、市民の移動を支える重要な交通手段であることから、運行頻度の維持・向上などを交通事業者働きかけ、利便性の確保に努めます。</p>	路線バス
<p>市民の日常生活における移動手段となるコミュニティバスについては、地域住民のニーズや利用状況を踏まえ、路線・経由地の見直しやバス停の適正配置などを検討します。</p>	コミュニティバス

ウ) 公園・緑地

内 容	対 象
<p>○ はちす権現山公園の自然の保全</p> <p>保安林に指定されているはちす権現山公園（都市緑地）については、豊かな自然が残る里山として地域で暮らす市民に親しまれており、市民協働による適切な維持管理により保全に努めます。</p>	はちす権現山公園
<p>○ 身近な公園・オープンスペースの確保</p> <p>土地区画整理事業の区域内においては、計画人口に対応した規模と、地域住民の利用利便性を考慮した身近な公園の整備を進めます。</p>	茂呂第一土地区画整理事業及び東部第二土地区画整理事業区域内

エ) 河川・池沼等

内 容	対 象
<p>○ 市内の回遊性を高めるサイクリングロードの適切な維持管理</p> <p>粕川沿いに整備されているサイクリングロードについては、既存施設の連携を維持・強化する観点から、適切な維持管理を進めます。</p>	粕川
<p>○ 地域固有の景観要素である新沼及び鯉沼の保全・活用</p> <p>地域固有の景観要素、地域の貴重な水辺として保全するとともに、水とふれあうことのできる空間としての活用を検討します。</p>	新沼、鯉沼

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
東中部
第6章
第7章
資料編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

東中部

第6章

第7章

資料編

③住環境の形成方針

内 容	対 象
○ 魅力的で良質な市営住宅の提供 市営住宅の適切な維持管理及び長寿命化などの改善、既存住宅ストックの有効活用を図り、多様な世帯が安心して暮らせる住宅の供給に努めます。	市営豊城西住宅、豊城北住宅
○ 医療・福祉の拠点エリアの形成 医療・福祉施設などの機能集積を活かし、医療・福祉の拠点エリアの形成を目指します。	伊勢崎佐波医師会病院周辺

④自然環境の保全方針

内 容	対 象
○ 清潔で快適な水辺環境の維持・再生 本地域の貴重な水辺空間として、地域住民などと連携し、清潔で快適な水辺環境の維持・再生に努めます。	粕川

⑤都市景観の形成方針

内 容	対 象
○ 伊勢崎インターチェンジ周辺自然的景観の保全 車利用の市の玄関口となる伊勢崎インターチェンジ周辺は、良好な田園景観の保全や、山々への眺望に調和した景観を誘導するため、景観計画に基づく行為の制限などにより、このような自然的景観の保全に努めます。	伊勢崎インターチェンジ周辺
○ 歴史・文化的な景観資源の活用 歴史や文化を伝える遺跡等の保全・活用による景観拠点を形成するため、景観計画と連携し、周辺の歴史・文化的な景観に配慮した建築物等の形態意匠・色彩、屋外広告物の掲出・表示の制限などにより、歴史・文化を継承する景観づくりを進めます。	史跡上野国佐位郡正倉跡周辺
○ 山々への眺望と調和した田園景観の保全 山々への眺望を確保するとともに、農地や水路などの適切な維持により、ゆとりと潤いの感じられる田園景観を保全します。	農地及び集落地

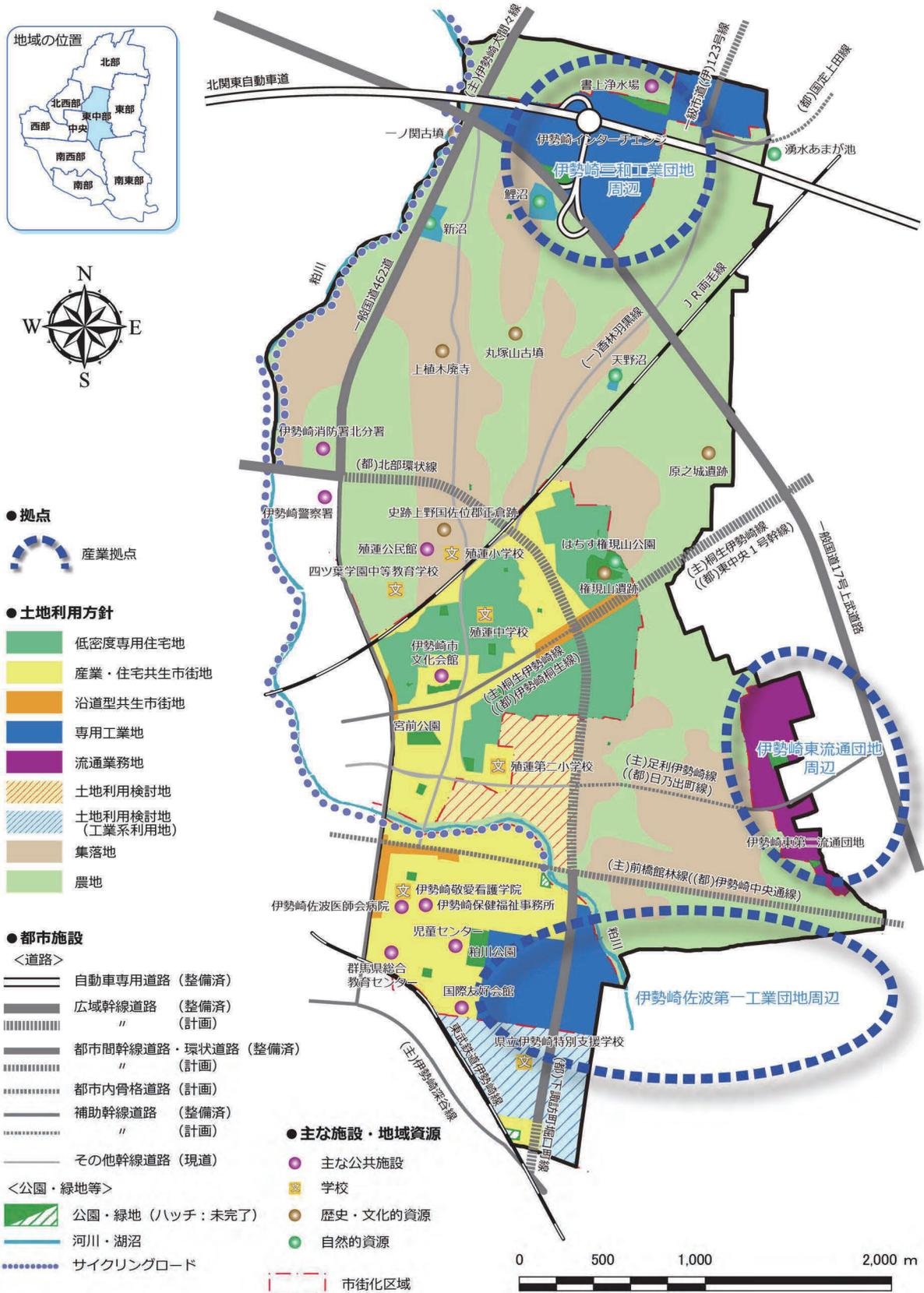
⑥都市防災の基本方針

内 容	対 象
○ 浸水被害の防止・軽減 浸水被害が発生する区域については、被害を防止、軽減するため、計画的かつ総合的な雨水排水対策に努めていきます。	男井戸川流域
○ 洪水の発生防止 一級河川である粕川及び男井戸川沿いの一部では、台風や大雨により洪水の発生が懸念されることから、洪水の発生防止のため、河川改修の着実な実施及び計画的な点検・維持管理・修繕などを関係機関に働きかけます。	粕川、男井戸川

⑦観光・レクリエーション環境の形成方針

内 容	対 象
○ 地域資源を活かした観光・レクリエーション拠点づくり 市内外の多くの人々が地域の豊かな自然環境や歴史・文化にふれることのできる魅力的な観光・レクリエーション拠点を形成するため、これら地域資源を適切な保全のもとに活用を進めます。	上植木廃寺・史跡上野国佐位郡正倉跡等周辺、はちす権現山公園周辺

図 地域づくりの方針図（東中部地域）



第1章
第2章
第3章
第4章
第5章 東中部
第6章
第7章
資料編

2-6. 東部地域

(1) 地域の特徴

①地域の概況

- 市の東部に位置し、太田市に接しています。
- 非線引きの東都市計画区域に指定されており、地域西部の市街地に用途地域が指定されています。一方、地域東部は、集落地と農地を主体とする地域となっています。
- 地域西部には、大規模商業施設が立地しており、広域から集客する商業地を形成しています。
- 地域北部にはJR両毛線の国定駅が設置されており、鉄道を利用することで中心市街地への移動が可能となっています。
- 地域内には、小泉稻荷神社及び大鳥居、鶴巻古墳などの歴史・文化的な資源のほか、あずま水生植物公園などの自然的景観資源も分布しています。



地域面積	1,852.0ha (13.3%)
うち用途地域	703.1ha (対地域 38.0%)
人口	25,276人 (対市 12.1%)
世帯数	8,948世帯 (対市 11.2%)
人口密度	13.6人/ha

※地域面積及び用途地域：平成31年3月31日時点
 ※人口及び世帯数：平成27年国勢調査

②人口

- 平成27年の地域内の人口は25,276人で、総人口の12.1%を占めています。
- 人口は一貫して増加しており、さらに総人口に占める割合は増加しています。
- 平成27年の高齢化率は19.8%で、市平均の23.6%よりも低く、全地域の中で3番目に低い割合となっています。

図 年齢3区分別人口の推移（東部地域）



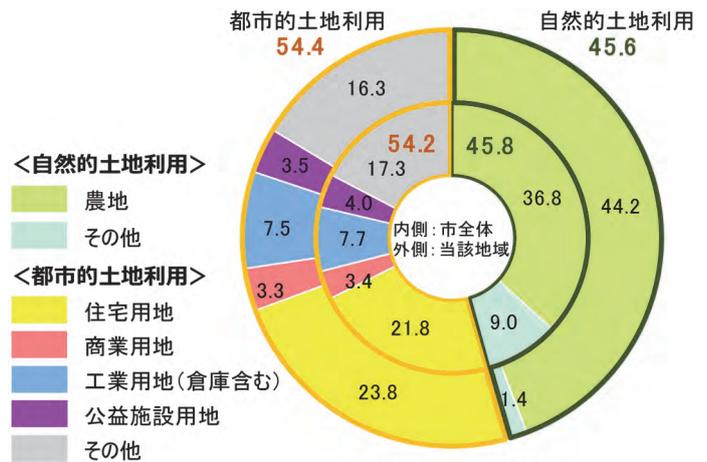
	東部地域			※参考 市全体		
	H17	H22	H27	H17	H22	H27
人口	22,356	24,171	25,276	202,447	207,221	208,814
世帯数	7,192	8,200	8,948	71,370	76,527	80,110
高齢化率	14.7	16.1	19.8	18.1	20.3	23.6

資料：国勢調査

③土地利用現況

- 田・畑や山林などの自然的土地利用が 45.6%、住宅用地や商業用地などの都市的土地利用が 54.4%を占めています。
- 土地利用分類別に割合をみると、市全体と概ね同じ土地利用の構成比となっています。

図 土地利用現況（東部地域）



資料：都市計画基礎調査

④公共交通・幹線道路

- 本地域の公共交通及び幹線道路は、以下のとおりです。

鉄 道	国定駅(JR 両毛線)
バ ス	群馬中央バス(株)、コミュニティバスあおぞら
国 道・県 道	北関東自動車道、一般国道 17 号上武道路、(主)桐生伊勢崎線、(主)足利伊勢崎線、(一)境木島大間々線、(一)香林羽黒線、(一)国定藪塚線、(一)国定停車場線、(一)三夜沢国定停車場線
都市計画道路 (事業中・未着手)	未着手：東中央 1 号幹線、東中央 2 号幹線、南北中央幹線、総合運動公園通り線、新町小泉線、北部幹線、国定上田線、南部幹線

⑤主な施設、地域資源

- 本地域の主な施設、地域資源は、以下のとおりです。

公共公益施設	あずま支所、市民サービスセンターあずま、東消防署、あずま浄水場
教育施設	あずま北小学校、あずま小学校、あずま南小学校、あずま中学校
文化施設	あずま図書館、あずまホール、あずま公民館
保健・福祉・医療施設	県立精神医療センター、あずま保健センター、みやまセンター、高齢者いきがいセンター、あずま福祉作業所、のあ福祉作業所、高齢者相談センター東
歴史・景観資源	養寿寺、小泉稻荷神社、小泉稻荷神社大鳥居、鶴巻古墳、西福寺の大カヤ、旗本久永氏陣屋跡、小泉稻荷神社大鳥居傍のコスモス畑、五反田沼、湧水あまが池
大規模公園・運動施設	あずま総合運動公園、あずま水生植物公園、あずま体育館、三室西公園、あずまスタジアム、あずま弓道場、あずまサッカースタジアム、あずまウォーターランド

⑥災害の危険性

- 本地域には、大雨に伴う洪水による浸水は想定されていません。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

東部

第6章

第7章

資料編

(2) 地域特性を踏まえた課題

● 利便性の高い地域拠点の形成

あずま支所周辺には、行政サービスをはじめとする生活関連サービス施設が集積していることから、市東部の中心的な役割を担う地区として、生活関連サービス施設の維持・充実により利便性の高い地域拠点の形成に取り組む必要があります。

● 広域的な交流を担う商業地の維持

西小保方町には、集客力の高い大規模小売店舗が立地しており、市内外から多くの人が訪れることから、広域的な交流を担う商業地として魅力を維持していく必要があります。

● 計画的な土地利用誘導

非線引き都市計画区域である本地域は、用途地域を中心にまとまった市街地を形成しているものの、住宅や店舗、小規模な工場などが地域全体に分散立地していることから、計画的に土地利用を誘導する必要があります。

● 都市計画道路の見直し

未整備の都市計画道路が多く残っていることから、長期未着手・未整備の都市計画道路の見直し方針に沿って、都市計画道路の変更（変更、廃止）を進める必要があります。

● 地域資源の活用による地域の魅力の向上

小泉稻荷神社及び大鳥居、鶴巻古墳などの歴史・文化的資源やあずま水生植物公園などの自然的資源を活かし、地域の魅力を高めていく必要があります。

(3) 地域の将来像

良好な田園環境と歴史・文化、暮らしが調和する、市東部の拠点地域

小泉稻荷神社及び大鳥居、鶴巻古墳などの歴史・文化的な資源の活用や、地域に広がる良好な田園環境の保全、ゆとりある良好な住環境の保全により、良好な田園環境と歴史・文化、暮らしが調和する、市東部の拠点地域を目指します。

(4) 地域づくりの方針

地域の将来像の実現に向けて、都市づくりの分野別に、地域づくりの方針を示します。

①土地利用の方針

ア) 広域商業地

内 容	対 象
<p>○ 広域的な交流を担う商業地の維持</p> <p>西小保方町周辺には集客力の高い大規模小売店舗が立地しており、市内外から多くの人を訪れることから、広域的な交流を担う商業地として魅力を維持していきます。</p>	西小保方町周辺

イ) 土地利用検討地（都市機能誘導地）

内 容	対 象
<p>○ 地域交流拠点にふさわしい都市機能の維持・充実</p> <p>立地適正化計画における都市機能誘導区域に指定されており、地域交流拠点として、行政サービス、商業、医療、子育て支援などの生活関連サービス施設のまとまりの維持・充実に努めます。</p>	あずま支所周辺

ウ) 土地利用検討地（居住誘導地）

内 容	対 象
<p>○ 利便性の高い居住空間の形成</p> <p>様々な生活関連サービス施設が集積しているあずま支所周辺の住宅地については、立地適正化計画における居住誘導区域として居住を促進することで人口密度を高め、戸建住宅を中心に集合住宅、店舗、小規模な工場などが共生する、利便性の高い居住空間の形成を図ります。</p>	あずま支所周辺の用途地域
<p>公共交通の利便性が高い国定駅周辺の住宅地については、立地適正化計画における居住誘導区域として居住を促進することで人口密度を高め、低層戸建住宅を中心とした良好な居住空間の形成を図ります。</p>	国定駅周辺の用途地域

エ) 土地利用検討地

内 容	対 象
<p>○ 秩序ある都市的な土地利用の誘導</p> <p>落ち着きのある良好な住環境を保護するため、地区計画の指定や生活道路などの都市基盤の整備により、計画的な市街地の形成を誘導します。</p>	国定町二丁目、八寸町、三室町、東小保方町、西小保方町周辺

オ) 土地利用検討地（工業系利用地）

内 容	対 象
<p>○ 周辺の自然環境に配慮した工業系土地利用の誘導</p> <p>周辺の自然環境に配慮しつつ、工業専用地として特定用途制限地域の指定を検討します。また、周辺の田園景観との調和に配慮しながら、需要に応じた工業団地の拡大を検討します。</p>	赤堀・東・笠懸工業流通団地周辺

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

東部

第6章

第7章

資料編

力) 流通業務地

内 容	対 象
○ 高い交通利便性を活かした流通業務機能の維持・向上 一般国道17号上武道路をはじめとする幹線道路による広域的な交通利便性の高さを活かし、周辺環境に調和した流通業務機能を中心に立地を誘導します。	伊勢崎東流通団地

キ) 集落地

内 容	対 象
○ 集落地の環境改善 住環境の維持・改善を図るため、特定用途制限地域の指定などにより集落地の環境にそぐわない建築物等の立地を抑制するとともに、生活道路などの都市基盤の整備、地域住民との協働による都市基盤の維持管理などに努めます。	既存の集落地

ク) 農地

内 容	対 象
○ 都市的な土地利用の抑制などによる農地の保全 特定用途制限地域や居住調整地域の指定などにより建築物の立地を抑制することで、農地を保全するとともに、農業生産基盤の整備を進めます。	土地利用検討地及び集落地を除く地区
ほ場整備など生産基盤の整備が進み、まとまりのある優良農地が広がっていることから、積極的に保全します。	ほ場整備された農地

②都市施設の整備・管理方針

ア) 道路

内 容	対 象
○ 円滑な交通処理の実現 本市と桐生・みどり地域を結ぶ広域幹線道路の整備を促進します。	(都)東中央1号幹線、(都)東中央2号幹線
通過交通の流入を抑制し、都市間及び地域間連携を確保する外環状道路の整備を促進します。	外環状道路(北部幹線～上武道路)
市内各拠点間の円滑な移動及び安全性を確保するため、外環状道路を構成する道路の整備を検討します。	構想路線(一般県道境木島大間々線)
地域において発生または集中する交通を都市軸となる道路に結びつける補助幹線道路の整備を促進します。	(都)国定上田線の一部、(都)南北中央幹線
○ 都市計画道路の見直し 長期未着手・未整備の都市計画道路については、周辺道路の整備を踏まえ、効率的、効果的な道路交通ネットワークを形成する観点から、見直し方針に沿って、変更(変更・廃止)に向けた手続きに順次着手します。	(都)北部幹線、(都)国定上田線の一部、(都)総合運動公園通り線、(都)新町小泉線、(都)南部幹線
○ 生活道路の安全性の確保 安全で落ち着いたある市街地環境を保護するため、必要な生活道路を適切に確保します。	土地利用検討地(都市機能誘導地、居住誘導地)、土地利用検討地
緊急車両の通行や歩行者の安全性を確保するため、生活道路における狭あい道路の解消、危険性の高い未舗装道路の舗装整備などに地域住民と連携して取り組みます。	既存の集落地

内 容	対 象
住宅地などで生活道路が密集する区域のうち、地域の要望として交通安全上の対策が望まれる地区については、「ゾーン30」などにより歩行者や自転車の安全に配慮された交通環境を確保します。	住宅地などで生活道路が密集する区域

イ) 公共交通

内 容	対 象
<p>○ 利用しやすい公共交通の利用環境の確保 公共交通の乗り継ぎ利便性を高めるため、鉄道駅及びその周辺のバリアフリー化や自転車駐車場の整備・適切な維持管理、パークアンドライドを想定した自家用車用駐車場の確保、鉄道駅周辺の景観まちづくりなどに関係機関と連携して取り組みます。</p>	国定駅
<p>主要地方道桐生伊勢崎線の沿道にある大規模商業施設と伊勢崎駅を連絡する路線バスについては、市民の移動を支える重要な交通手段であることから、運行頻度の維持・向上などを交通事業者働きかけ、利便性の確保に努めます。</p>	路線バス
<p>市民の日常生活における移動手段となるコミュニティバスについては、地域住民のニーズや利用状況を踏まえ、路線・経由地の見直しやバス停の適正配置などを検討します。</p>	コミュニティバス

ウ) 公園・緑地

内 容	対 象
<p>○ あずま総合運動公園の適切な維持管理 市民の運動や屋外レクリエーション活動の拠点として、適切な維持管理を進めます。</p>	あずま総合運動公園
<p>○ 身近な公園・オープンスペースの確保 市民の日常的な運動や屋外レクリエーション活動、及び憩いの場として、誰もが気軽に利用できる公園の整備を進めます。</p>	南小学校区近隣公園、天神沼公園
<p>安全で落ち着いたある市街地環境を保護するために必要となる、身近な公園・オープンスペースを適切に確保します。</p>	土地利用検討地（居住誘導地）
<p>○ 緑化による良好な商業空間の形成 大規模小売店舗については、商業空間としての魅力を高めるとともに、潤いを感じられる緑の空間を創出するため、道路境界を中心とした敷地内の緑化などを促進します。</p>	大規模小売店舗周辺
<p>○ 緑豊かな市街地環境の形成 地域住民や民間事業者などの多様な主体との協働により、学校や公共施設、住宅、民間施設の敷地などにおいて緑化を促進します。</p>	土地利用検討地（居住誘導地）

エ) 河川・池沼等

内 容	対 象
<p>○ 市内の回遊性を高めるサイクリングロードの適切な維持管理 早川沿いに整備されているサイクリングロードについては、既存施設の連携を維持・強化する観点から、適切な維持管理を進めます。</p>	早川

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

東部

第6章

第7章

資料編

第1章

③住環境の形成方針

内 容	対 象
<p>○ 暮らしを支える生活関連サービス施設の維持・充実</p> <p>地域交流拠点として、商業、子育て支援などの生活関連サービスを利用できる生活環境を確保するため、これらの暮らしを支える生活関連サービス施設の維持・充実に努めます。</p>	あずま支所周辺

第2章

④自然環境の保全方針

内 容	対 象
<p>○ 清潔で快適な水辺環境の維持・再生</p> <p>本地域の貴重な水辺空間として、地域住民などと連携し、清潔で快適な水辺環境の維持・再生に努めます。</p>	早川

第3章

⑤都市景観の形成方針

内 容	対 象
<p>○ 歴史・文化的な景観資源の活用</p> <p>歴史や文化を伝える遺跡等の保全・活用による景観拠点を形成するため、景観計画と連携し、周辺の歴史・文化的な景観に配慮した建築物等の形態意匠・色彩、屋外広告物の掲出・表示の制限などにより、歴史・文化を継承する景観づくりを進めます。</p>	小泉稻荷神社周辺、史跡十三宝塚遺跡周辺
<p>○ 緑や水辺が織り成す眺望を活かした景観づくり</p> <p>緑や水辺が織り成す眺望を活かし、人々の交流・余暇の場にふさわしい景観拠点づくりを進めます。</p>	あずま水生植物公園周辺
<p>○ 山々への眺望と調和した田園景観の保全</p> <p>山々への眺望を確保するとともに、農地や水路などの適切な維持により、ゆとりと潤いの感じられる田園景観を保全します。</p>	農地及び集落地

第4章

第5章

東部

⑥都市防災の基本方針

内 容	対 象
<p>○ 宅地化に伴う浸水被害の防止・軽減</p> <p>上流域の宅地化に伴い、浸水被害が発生する区域については、被害を防止、軽減するため、計画的かつ総合的な雨水排水対策に努めていきます。</p>	西川流域など

第6章

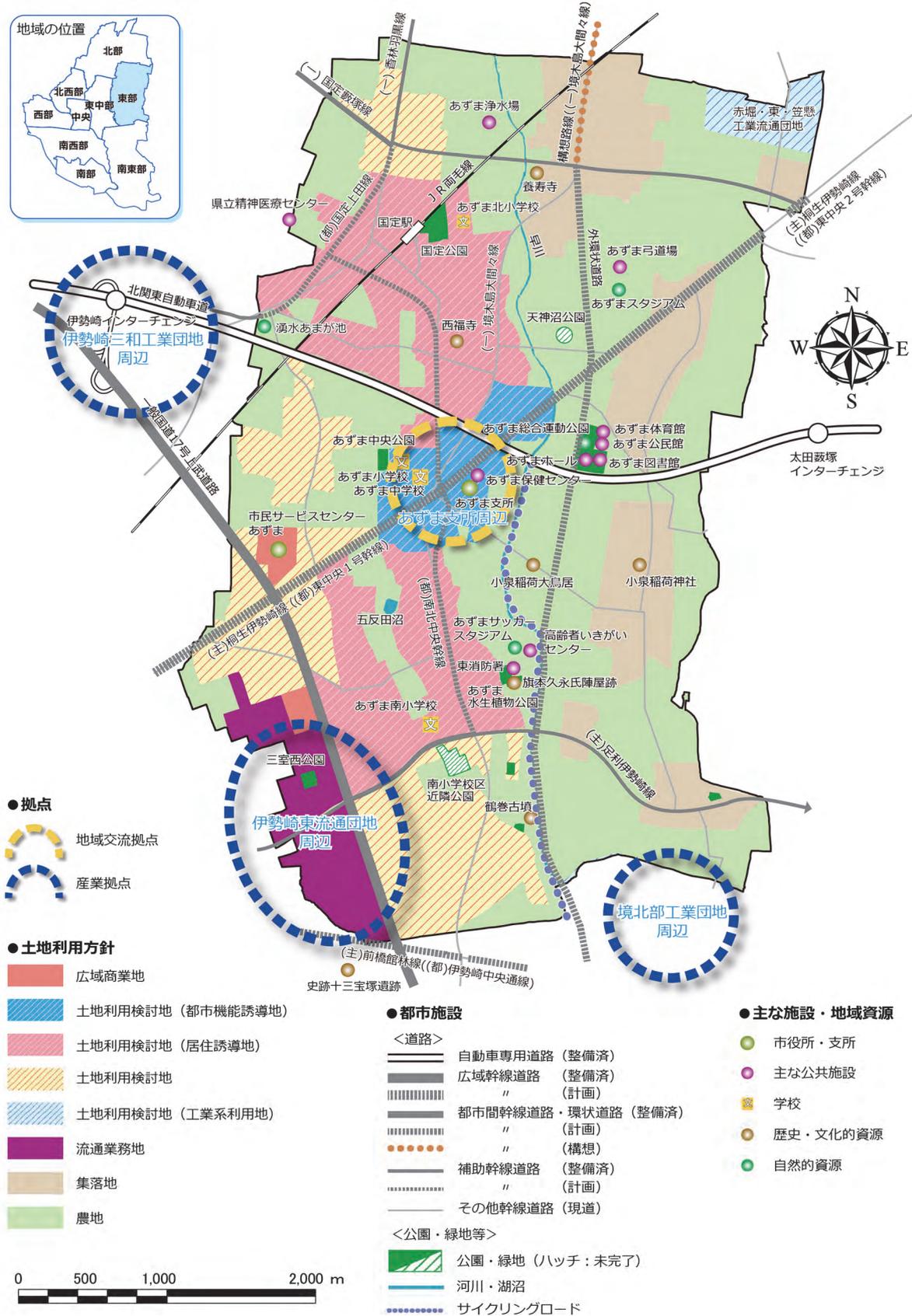
⑦観光・レクリエーション環境の形成方針

内 容	対 象
<p>○ 地域資源を活かした観光・レクリエーション拠点づくり</p> <p>市内外の多くの人々が地域の豊かな自然環境や歴史・文化にふれることのできる魅力的な観光・レクリエーション拠点を形成するため、これら地域資源を適切な保全のもとに活用を進めます。</p>	小泉稻荷神社周辺、史跡十三宝塚遺跡周辺、あずま水生植物公園周辺

第7章

資料編

図 地域づくりの方針図（東部地域）



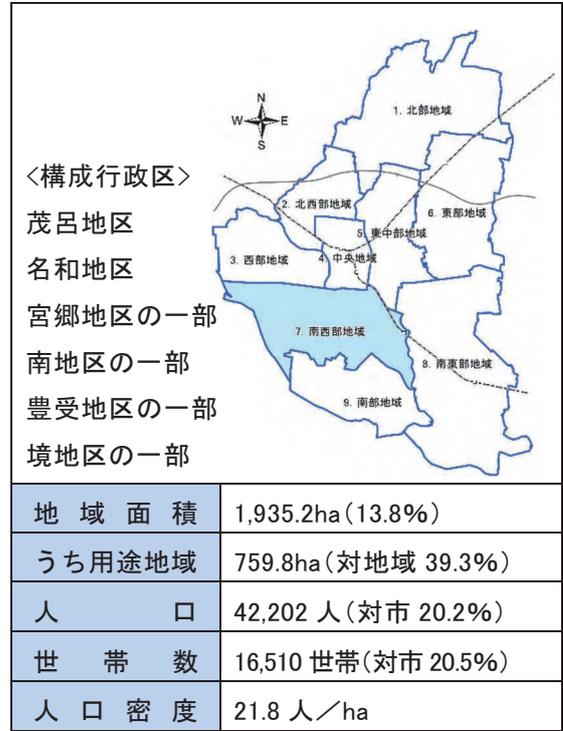
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
東部
第6章
第7章
資料編

2-7. 南西部地域

(1) 地域の特性

①地域の概況

- 市の南西部に位置し、玉村町、埼玉県本庄市に接しています。
- 市街化区域の広範囲で土地区画整理事業が施行されており、良好な住宅地を形成しています。一方、市街化調整区域では農地や既存集落が見られます。
- 地域の西側に利根川、東側に広瀬川が流れています。
- 地域東端に剛志駅があり、東武鉄道伊勢崎線が利用可能となっています。
- 東西方向に一般国道 354 号東毛広域幹線道路、南北方向に一般国道 462 号が通っているほか、複数の幹線道路が通っており、幹線道路網は充実しています。
- 地域内には、伊勢崎市役所本庁をはじめとして公共公益施設が多く立地しています。



※地域面積及び用途地域:平成31年3月31日時点
 ※人口及び世帯数:平成27年国勢調査

②人口

- 平成27年の地域内の人口は42,202人で、総人口の20.2%を占めており、本市の中で最も人口の多い地域となっています。
- 人口は増加傾向で推移しており、総人口に占める割合も微増しています。
- 平成27年の高齢化率は22.2%で、市平均の23.6%よりも低い割合となっています。

図 年齢3区分別人口の推移(南西部地域)



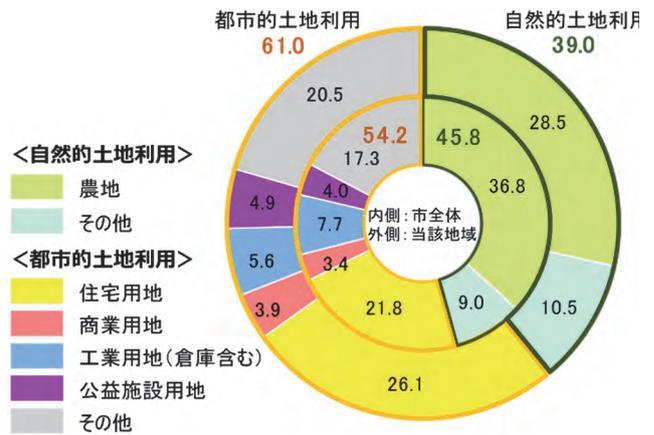
	南西部地域			※参考 市全体		
	H17	H22	H27	H17	H22	H27
人口	40,489	41,857	42,202	202,447	207,221	208,814
世帯数	14,509	15,654	16,510	71,370	76,527	80,110
高齢化率	16.4	18.6	22.2	18.1	20.3	23.6

資料: 国勢調査

③土地利用現況

- 住宅用地や商業用地などの都市的土地利用が 61%を占めており、市全体と比べて割合が高くなっています。
- 市街化区域は、土地区画整理事業により都市基盤の整った良好な市街地が広がっています。一方、市街化調整区域には、農地の広がりの中に住宅用地のまともが見られます。
- 土地利用分類毎の割合を見ると、農地が 28.5%で最も高く、次いで住宅用地の 26.1%、その他の都市的土地利用が 20.5%となっています。

図 土地利用現況（南西部地域）



資料：都市計画基礎調査

④公共交通・幹線道路

- 本地域の公共交通及び幹線道路は、以下のとおりです。

鉄 道	剛志駅(東武鉄道伊勢崎線)
バ ス	国際十王交通(株)、群馬中央バス(株)、JRバス関東(株)、コミュニティバスあおぞら
国 道・県 道	一般国道 354 号東毛広域幹線道路、一般国道 462 号、(主)高崎伊勢崎線、(主)伊勢崎本庄線、(主)伊勢崎深谷線、(一)駒形柴町線、(一)綿貫篠塚線、(一)香林羽黒線、(一)境島村今泉線
都市計画道路(事業中・未着手)	事業中：下諏訪町堀口町線、茂呂環状線、茂呂中央通り線、下茂呂線、南北通り線、保泉茂呂線、茂呂歩行者専用 1 号線 未着手：伊勢崎高崎線、安堀町美茂呂町線、名和幹線、保泉茂呂線、羽黒団地線

⑤主な施設、地域資源

- 本地域の主な施設、地域資源は、以下のとおりです。

公共公益施設	伊勢崎市役所本庁、伊勢崎消防署、伊勢崎消防署南分署、伊勢崎簡易裁判所、伊勢崎区検察庁、伊勢崎浄化センター、茂呂クリーンセンター、清掃リサイクルセンター21、
教育施設	茂呂小学校、広瀬小学校、名和小学校、第一中学校、第二中学校 県立伊勢崎高等学校、県立伊勢崎清明高等学校
文化施設	広瀬生涯学習館、隣保館、茂呂公民館、名和公民館
保健・福祉・医療施設	ふれあいセンター、伊勢崎市福祉作業所、みなみ福祉作業所、高齢者相談センター名和
歴史・景観資源	柴宿本陣跡、旧日光例幣使道
大規模公園・運動施設	いせさき市民のもり公園、伊勢崎スケートセンター

⑥災害の危険性

- 地域内には利根川や広瀬川をはじめとする大小の河川が流れており、地域のほぼ全域で浸水が想定されています。

(2) 地域特性を踏まえた課題

●良好な市街地環境の保全

市街化区域の大半は土地区画整理事業が完了しており、都市基盤の整った良好な市街地が広がっていることから、今後もその環境を保全していく必要があります。

●東毛広域幹線道路の整備効果を活かした新たな工業用地の確保

一般国道 354 号東毛広域幹線道路の整備効果を活かし、本市の持続的な発展に寄与する新たな工業用地の確保が必要です。

●剛志駅周辺の土地の有効活用

剛志駅周辺は市街化調整区域となっており、土地の有効活用が図られていないことから、基幹の公共交通である鉄道を利用しやすい立地特性を活かし、土地の有効活用を検討していく必要があります。

●良好な農地の保全

市街化調整区域に広がる良好な農地については、保全が必要です。

●災害に強い市街地の形成

利根川に近接し、広瀬川、藤川、葦川など多くの河川・水路が流れているため、一部区域を除き地域全体で浸水が想定されていることから、水害リスクの低減により、災害に強い市街地にしていく必要があります。

(3) 地域の将来像

広域幹線道路による良好な住宅地と産業が集積する地域

山々への眺望と良好な田園景観を保全するとともに、伊勢崎市役所本庁をはじめとする公共公益施設が多く立地する地域特性や一般国道 354 号東毛広域幹線道路の整備などによる広域的な交通利便性の高さを活かして、良好な住宅地と産業が集積する地域を目指します。

(4) 地域づくりの方針

地域の将来像の実現に向けて、都市づくりの分野別に、地域づくりの方針を示します。

①土地利用の方針

ア) 低密度専用住宅地

内 容	対 象
○ 落ち着いたある良好な住環境の保護 敷地の細分化の防止や緑化などの促進により、落ち着いたある良好な戸建住宅地としての環境を保護するため、地区計画の指定や建築協定の締結などを検討します。	土地区画整理事業の完了した地区、保泉ニュータウン等住宅団地
○ 既存の良好な住環境の保護 適正な基盤施設や良好な住環境を確保するため、地区計画の指定を検討します。	土地区画整理事業区域外となっている、山王町及び新栄町の一部

イ) 中密度専用住宅地

内 容	対 象
○ 適正な基盤施設を備えた住宅地の形成 適正な基盤施設を備えた良好な住宅地を形成するため、引き続き茂呂第一土地区画整理事業及び茂呂第二土地区画整理事業を進めます。	茂呂第一土地区画整理事業区域及び茂呂第二土地区画整理事業区域
○ 戸建住宅と集合住宅が調和した良好な住宅地の形成 生活道路や公園などの確保により、戸建住宅や集合住宅が調和した住宅地を形成するため、地区計画の指定を検討します。	土地区画整理事業区域外の地区

ウ) 産業・住宅共生市街地

内 容	対 象
○ 周辺の住環境に配慮した工業地の形成 住宅と小規模工場等が混在する地区については、工場などの工業団地等への移転・集約を基本としつつ、敷地内緑化や環境対策などを促進することにより、周辺の住環境に配慮した工業地を形成します。	茂呂南町の一部
○ 職住近接の良好な住宅地の形成 良好な住環境の保全及び新たな住宅地を創出するため、地区計画に基づき、隣接する伊勢崎宮郷工業団地と一体となった職住近接の都市づくりを進めます。	田中町の一部

工) 沿道型共生市街地

内 容	対 象
○ 後背地の住環境に配慮した商業・サービス機能の軸の形成 後背地の住環境に配慮しつつ、各道路の機能・役割に対応した商業・サービス機能を誘導するため、用途地域の見直しや特別用途地区の指定などを検討します。	(都)西部幹線及び(主)高崎伊勢崎線沿道
後背地の住環境に配慮しつつ、各道路の機能・役割に対応した商業・サービス機能を誘導します。	一般国道 354 号東毛広域幹線道路及び(都)下諏訪町堀口町線沿道

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

南西部

第6章

第7章

資料編

オ) 専用工業地

内 容	対 象
○ 周辺環境と調和した生産性の高い工業地の維持 一般国道 354 号東毛広域幹線道路周辺に位置する交通利便性の高さを活かし、市の産業を牽引する専用工業地として、良好な生産環境の維持・向上を進めます。	伊勢崎宮郷工業団地

カ) 土地利用検討地

内 容	対 象
○ 鉄道駅に近接する立地特性を活かした都市的土地利用の誘導 剛志駅に近接する立地特性や、隣接する地区で施行されている土地区画整理事業の整備効果を活かすため、地区計画の指定により生活道路などを確保し、市街化区域への編入を検討します。	剛志駅周辺
○ 都市基盤施設を活かした都市的土地利用の誘導 主要地方道伊勢崎深谷線の沿道という立地特性を活かし、沿道型の商業施設の立地誘導、後背地への低層戸建住宅を中心とした住宅の立地誘導など、隣接する市街化区域との一体となった、まとまりのある機能的な市街地の形成に向けて、市街化区域への編入を検討します。	今泉町一丁目及び北千木町周辺

キ) 土地利用検討地（工業系利用地）

内 容	対 象
○ 地区の特性を踏まえた工業系土地利用の適正誘導の検討 北千木町の市街化調整区域については、隣接する伊勢崎佐波第一工業団地の機能拡充に向けて、農地との適切な調整を図りながら工業系土地利用の適正誘導を検討します。	北千木町の市街化調整区域
田中町、東上之宮町及び阿弥大寺町の市街化調整区域については、農業振興地域整備計画との調整のもと、隣接する伊勢崎宮郷工業団地を補完する複合的な土地利用を検討します。	田中町、東上之宮町及び阿弥大寺町の市街化調整区域

ク) 集落地

内 容	対 象
○ 集落地の環境改善 生活道路の確保などにより、集落環境を改善するとともに、これらの調和を損なう建築物等の立地を抑制します。	既存の集落地

ケ) 農地

内 容	対 象
○ 都市的な土地利用の抑制などによる農地の保全 都市的な土地利用を抑制し、農地を保全するとともに、農業生産基盤の整備を進めます。	集落地を除く市街化調整区域
ほ場整備など生産基盤の整備が進み、まとまりのある優良農地が広がっていることから、農地を積極的に保全します。	(都)名和幹線付近の農地及び一般国道462号沿道付近の農地

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

南西部

第6章

第7章

資料編

②都市施設の整備・管理方針

ア) 道路

内 容	対 象
<p>○ 円滑な交通処理の実現</p> <p>都市間及び市内各拠点間の移動を支えるとともに、中心市街地への通過交通の流入を抑制し、中心市街地の交通混雑の緩和や安全性を確保するため、環状道路として段階的な整備を検討します。</p>	(都)名和幹線
<p>土地区画整理事業の事業進捗と連携し、地域において発生または集中する交通を都市軸となる道路に結びつける補助幹線道路の整備を進めます。</p>	(都)安堀町美茂呂町線の一部、(都)茂呂環状線の一部、(都)茂呂中央通り線の一部、(都)下茂呂線、(都)南北通り線
<p>剛志駅へのアクセスを確保するため、一般国道 354 号東毛広域幹線道路を結ぶ補助幹線道路の整備を検討します。</p>	構想路線(剛志駅へのアクセス道路)
<p>○ 都市計画道路の見直し</p> <p>長期未着手・未整備の都市計画道路については、周辺道路の整備を踏まえ、効率的、効果的な道路交通ネットワークを形成する観点から、見直し方針に沿って、変更(変更・廃止)に向けた手続きに順次着手します。</p>	(都)伊勢崎高崎線の一部、(都)茂呂環状線の一部、(都)茂呂中央通り線の一部
<p>○ 生活道路の安全性の確保</p> <p>緊急車両の通行や歩行者の安全性を確保するため、生活道路における狭あい道路の解消、危険性の高い未舗装道路の舗装整備などに地域住民と連携して取り組みます。</p>	既存の集落地
<p>住宅地などで生活道路が密集する区域のうち、地域の要望として交通安全上の対策が望まれる地区については、「ゾーン 30」などにより歩行者や自転車の安全に配慮された交通環境を確保します。</p>	住宅地などで生活道路が密集する区域

イ) 公共交通

内 容	対 象
<p>○ 利用しやすい公共交通の利用環境の確保</p> <p>公共交通の乗り継ぎ利便性を高めるため、自転車駐車場の整備・適切な維持管理、パークアンドライドを想定した自家用車用駐車場の確保などに関係機関と連携して取り組みます。</p>	剛志駅
<p>伊勢崎市民病院や伊勢崎駅などに連絡する路線バスについては、市民の移動を支える重要な交通手段であることから、運行頻度の維持・向上などを交通事業者に働きかけ、利便性の確保に努めます。</p>	路線バス
<p>市民の日常生活における移動手段となるコミュニティバスについては、地域住民のニーズや利用状況を踏まえ、路線・経由地の見直しやバス停の適正配置などを検討します。</p>	コミュニティバス

ウ) 公園・緑地

内 容	対 象
<p>○ いせさき市民のもり公園の適切な維持管理</p> <p>市民の憩いの場となる水と緑の交流拠点として、適切な維持管理を進めます。</p>	いせさき市民のもり公園
<p>○ 身近な公園・オープンスペースの確保</p> <p>茂呂第一土地区画整理事業区域内においては、計画人口に対応した規模と、地域住民の利用利便性を考慮した身近な公園の整備を進めます。</p>	茂呂第一土地区画整理区域内

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

南西部

第6章

第7章

資料編

第1章	内 容	対 象
	<p>田中町地区計画の区域内においては、市民の日常的な運動や屋外レクリエーション活動、及び憩いの場として、誰もが気軽に利用できる公園の整備を進めます。</p> <p>剛志駅周辺の土地利用検討地においては、戸建住宅を主体とした落ち着いたある市街地の形成に向けて、身近な公園・オープンスペースを適切に確保します。</p>	<p>田中町地区計画区域内</p> <p>土地利用検討地</p>
第2章	工) 河川・池沼等	
	内 容	対 象
第3章	<p>○ 市内の回遊性を高めるサイクリングロードの適切な維持管理</p> <p>利根川及び広瀬川沿いに整備されているサイクリングロードについては、西部公園をはじめとする既存施設の連携を維持・強化する水と緑のネットワークとして適切な維持管理を進めます。</p>	利根川、広瀬川
	③住環境の形成方針	
第4章	内 容	対 象
	<p>○ 魅力的で良質な市営住宅の提供</p> <p>市営住宅の適切な維持管理及び長寿命化などの改善、既存住宅ストックの有効活用を図り、多様な世帯が安心して暮らせる住宅の供給に努めます。</p>	市営茂呂島住宅・茂呂住宅・山王住宅・羽黒住宅・境保泉住宅
第5章	④自然環境の保全方針	
	内 容	対 象
南西部	<p>○ 清潔で快適な水辺環境の維持・再生</p> <p>本地域の貴重な水辺空間として、地域住民などと連携し、清潔で快適な水辺環境の維持・再生に努めます。</p>	広瀬川
	⑤都市景観の形成方針	
第6章	内 容	対 象
	<p>○ まちのシンボルとなる景観軸の形成</p> <p>伊勢崎市景観計画において景観重点区域に位置付けられている(都)坂東大橋石山線(一般国道462号)の周辺については、本市を印象付けるシンボル軸と位置付け、屋外広告物の掲出などについてのルールを定めることで、秩序ある景観づくりを進めます。</p>	(都)坂東大橋石山線周辺
第7章	<p>○ 山々への眺望と調和した田園景観の保全</p> <p>山々への眺望を確保するとともに、農地や水路などの適切な維持により、ゆとりと潤いの感じられる田園景観を保全します。</p>	農地及び集落地
	資料編	

⑥都市防災の基本方針

内 容	対 象
<p>○ 洪水の発生防止と浸水被害の防止・軽減</p> <p>一級河川である利根川や広瀬川をはじめとする多く河川が流れており、台風や大雨により洪水が発生した場合、地域のほぼ全域で浸水が想定されていることから、洪水の発生防止と浸水被害を防止・軽減するため、一級河川については関係機関に適切な維持、管理を働きかけ、小河川及び排水路については計画的に点検、維持管理、修繕などに努めていきます。</p>	<p>利根川、広瀬川、小河川・排水路</p>

⑦観光・レクリエーション環境の形成方針

内 容	対 象
<p>○ 豊かな自然を活かした観光・レクリエーション拠点づくり</p> <p>潤いのある緑のオアシスとして、小さい子供から大人までが多目的に利用することができ、誰もが自然に親しむことができる観光・レクリエーション拠点を形成します。</p>	<p>いせさき市民のもり公園周辺</p>
<p>○ 歴史・文化を巡る道としての活用</p> <p>歴史・文化の風情を継承する旧街道を活かし、柴宿本陣跡をはじめとする歴史・文化的資源を巡る道づくりに向けて、歴史的資源の保全や沿道建築物等の色彩、屋外広告物の制限、垣・柵などの保全・誘導、案内板の設置などを進めます。</p>	<p>旧日光例幣使道沿道</p>

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

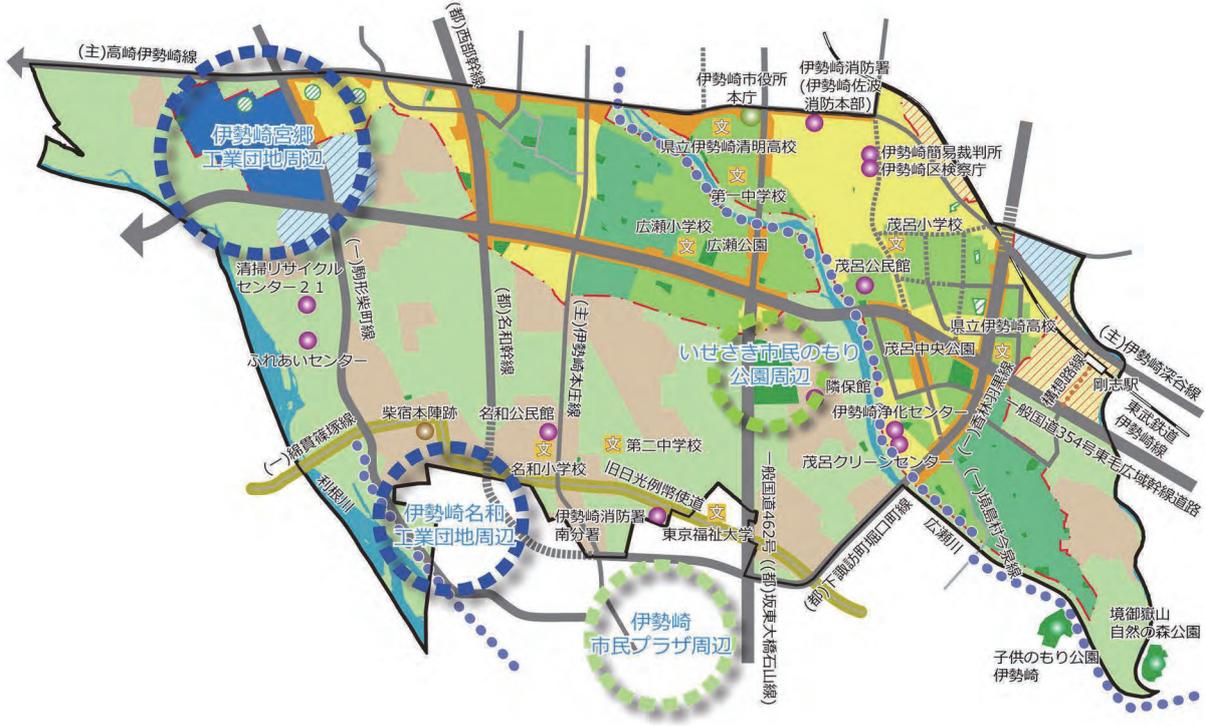
南西部

第6章

第7章

資料編

図 地域づくりの方針図（南西部地域）



2-8. 南東部地域

(1) 地域の特性

①地域の概況

- 市の南東部に位置し、東側は太田市、南側は利根川を挟んで埼玉県深谷市に接しています。
- 旧境町の中心部を中心に市街化区域が指定されているほか、地域内に点在する複数の工業団地に市街化区域が指定されています。また、市街化調整区域には良好な農地が広がり、集落地が点在しています。
- 地域南部には利根川が流れているほか、地域を南北方向に広瀬川、粕川、早川が流れており、利根川へとつながっています。
- 地域内には、東武鉄道伊勢崎線の境町駅が立地し、公共交通の結節拠点となっています。
- 道路網としては、広域的な幹線道路である一般国道17号上武道路と一般国道354号東毛広域幹線道路が通っており、地域東端にて交差しています。
- 古くから製糸・織物のまちとして発展してきた地域であり、境島村には世界文化遺産である「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産として登録されている史跡田島弥平旧宅が残っています。また、境町駅周辺には、境絹の館や境赤レンガ倉庫などの歴史・文化的資源が残っています。



地域面積	2,977.9ha(21.4%)
うち用途地域	524.7ha(対地域 17.6%)
人口	26,278人(対市 12.6%)
世帯数	9,618世帯(対市 12.0%)
人口密度	8.8人/ha

※地域面積及び用途地域：平成31年3月31日時点
 ※人口及び世帯数：平成27年国勢調査

②人口

- 平成27年の地域内の人口は26,278人で、総人口の12.6%を占めています。
- 総人口が増加する中、地域内の人口は一貫して減少しており、平成17年～27年の減少率は全地域の中で最も高く、総人口に占める割合は低下しています。
- 平成27年の高齢化率は30.3%となっており、全地域の中で最も高い割合となっています。

図 年齢3区分別人口の推移（南東部地域）



	南東部地域			※参考 市全体		
	H17	H22	H27	H17	H22	H27
人口	28,103	27,221	26,278	202,447	207,221	208,814
世帯数	9,213	9,458	9,618	71,370	76,527	80,110
高齢化率	22.9	26.3	30.3	18.1	20.3	23.6

資料：国勢調査
 (地域別構想) 135

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

南東部

第6章

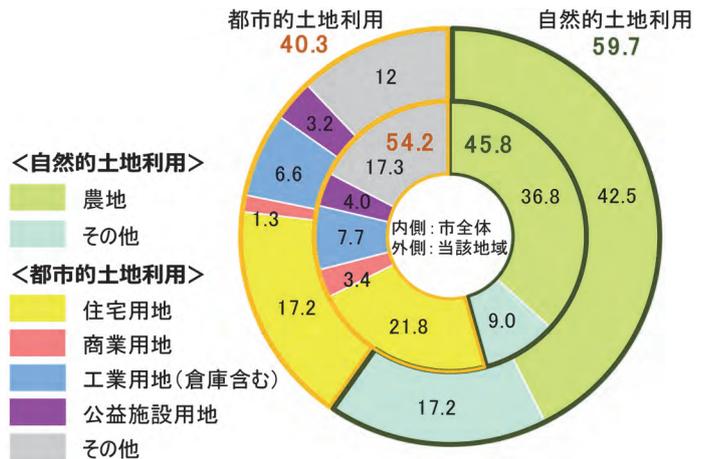
第7章

資料編

③土地利用現況

- 田・畑や山林などの自然的土地利用が 59.7%を占めており、市全体と比べて高くなっています。
- 境町駅を中心に住宅地が広がっており、また、境支所の周辺に公共公益施設が集積しています。
- 太田市に隣接して境北部工業団地及び境上武工業団地等が整備されているほか、東中部地域との境に伊勢崎佐波第一工業団地が整備されており、工業用地が集積しています。

図 土地利用現況（南東部地域）



資料：都市計画基礎調査

④公共交通・幹線道路

- 本地域の公共交通及び幹線道路は、以下のとおりです。

鉄道	境町駅(東武鉄道伊勢崎線)
バス	コミュニティバスあおぞら
国道・県道	一般国道 354 号東毛広域幹線道路、一般国道 17 号上武道路、(主)前橋館林線、(主)伊勢崎深谷線、(一)境木島大間々線、(一)伊勢崎新田上江田線、(一)大原境三ツ木線、(一)綿貫篠塚線、(一)平塚境停車場線、(一)太田境東線、(一)平塚亀岡線、(一)境島村今泉線、(一)中瀬牧西線、(一)新野岡部停車場線
都市計画道路(事業中・未着手)	事業中: 上矢島米岡線、境中央通り線、米岡上武士線 未着手: 伊勢崎中央通線、境町駅前通り線、境大間々線、萩原下武士線、女塚東部 1 号線、女塚東部 2 号線、女塚東部 3 号線、女塚東部 4 号線

⑤主な施設、地域資源

- 本地域の主な施設、地域資源は、以下のとおりです。

公共公益施設	境支所、境消防署、伊勢崎警察署境分庁舎・交番、境下武士浄水場、平塚水質浄化センター、境クリーンセンター、境産業振興会館、さかい聖苑
教育施設	境采女小学校、境小学校、境剛志小学校、境東小学校 境西中学校、境南中学校、境北中学校、県立伊勢崎高等特別支援学校
文化施設	境総合文化センター、境図書館、境公民館、境剛志公民館、境東公民館、境采女公民館、境島村公民館
保健・福祉・医療施設	鶴谷病院、原病院、境保健センター、境社会福祉センター、境地域福祉センター、境児童センター、高齢者相談センター境、桑の実福祉作業所
歴史・景観資源	史跡田島弥平旧宅、島村の板倉、境絹の館、境赤レンガ倉庫、平塚赤城神社本殿、雷電神社古墳、西今井中世館跡、伊与久沼
大規模公園・運動施設	境御嶽山自然の森公園、境ふれあいパーク、境体育館、境武道館、境総合運動場、境弓道場、境プール、市ラグビー場、境伊与久沼公園、境上武公園、境広瀬川緑地、利根川水辺プラザ公園、利根川河川境運動場、境矢ノ原公園運動場

⑥災害の危険性

- 地域の南端を利根川が流れ、その他複数の河川が流れていることから、地域の広い範囲で浸水が想定されており、浸水時の水深が 3 m を超える地区もあります。

(2) 地域特性を踏まえた課題

●**境町駅周辺の市街地の活性化**

境町駅周辺の市街地は、旧境町の中心的な役割を担う地域として発展してきたものの、商業の衰退などにより空き家・空き店舗、空き地が増加するなど、まちの活力が低下していることから、地域の拠点として、活性化に向けた取組が必要です。

●**境町駅周辺の市街地における人口の維持・確保**

市内でも人口減少及び少子高齢化が特に進んでいることから、少子高齢化に対応した都市づくりにより市街地の人口を維持・確保していくことが必要です。

●**新たな工業用地の確保**

地域内には複数の工業団地が整備されており、市の産業を牽引する地域であることから、一般国道 354 号東毛広域幹線道路の整備効果を活かし、新たな工業用地の確保が必要です。

●**都市計画道路の整備**

本地域には、事業中・未整備の都市計画道路が多いことから、効率的かつ効果的に道路交通ネットワークを形成する観点から、整備を進めて行くことが必要です。また、長期未着手・未整備の都市計画道路の見直し方針に沿って、都市計画道路の変更（変更、廃止）を進めることが必要です。

●**災害に強い市街地の形成**

利根川や広瀬川など多くの河川が流れているため、広い範囲で浸水が想定されていることから、水害リスクの低減により、災害に強い市街地にしていくことが必要です。

●**地域資源の活用による地域の魅力の向上**

古くから製糸・織物のまちとして発展してきた地域であり、境島村養蚕農家群や境絹の館、境赤レンガ倉庫などの本市を代表する歴史・文化的な資源があることから、これらの地域資源を都市づくりに活かし、地域の魅力を高めていくことが必要です。

(3) 地域の将来像

**活力ある産業と歴史・文化、暮らしが調和する、
市南東部の拠点地域**

古くから製糸・織物のまちとして発展してきた地域であり、史跡田島弥平旧宅に代表される境島村養蚕農家群や境絹の館、境赤レンガ倉庫などの歴史・文化的な資源を活かすとともに、多くの工業団地が立地する地域特性を活かして居住を誘導し、活力ある産業と歴史・文化、暮らしが調和する、市南東部の拠点地域を目指します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

南東部

第6章

第7章

資料編

(4) 地域づくりの方針

地域の将来像の実現に向けて、都市づくりの分野別に、地域づくりの方針を示します。

①土地利用の方針

ア) 中密度専用住宅地

内 容	対 象
<p>○ 戸建住宅と集合住宅が調和した良好な住宅地の形成</p> <p>良好な住環境の保護と戸建住宅と集合住宅が調和した街並みの誘導、低未利用地の有効活用を図るため、地区計画の指定や建築協定の締結などにより、建物の最高高さや容積率の強化、緑化などを促進します。</p>	土地区画整理事業の完了した地区

イ) 産業・住宅共生市街地

内 容	対 象
<p>○ 適正な都市基盤施設を備えた住宅地の形成</p> <p>落ち着いたある住環境の形成や都市防災性の向上など、都市づくり上の課題に適切に対応するため、女塚東部土地区画整理事業に代わる整備手法を検討します。</p>	境女塚周辺
<p>○ 周辺の住環境に配慮した工業地の形成</p> <p>住宅と小規模工場等が混在する地区については、工場などの工業団地等への移転・集約を基本としつつ、敷地内緑化や環境対策などを促進することにより、周辺の住環境に配慮した工業地を形成します。</p>	境伊与久周辺

ウ) 近隣商業地

内 容	対 象
<p>○ まちなか居住を支える利便性の高い南東部の地域拠点の形成</p> <p>立地適正化計画における都市機能誘導区域に指定されており、地域交流拠点として、まちなか居住を支える行政サービス、商業、医療、子育て支援などの生活関連サービス施設のまとまりの維持・充実に努めます。また、周辺に点在する歴史・文化的資源などを活用しながら、多様なニーズに応えることのできる魅力的な商業空間を形成します。</p>	境町駅周辺
<p>○ 交通利便性を活かした商業施設の立地誘導</p> <p>一般国道 354 号東毛広域幹線道路の沿道については、交通利便性の高い立地特性を活かした沿道型サービス施設の立地を誘導します。</p>	境百々周辺

工) 専用工業地

内 容	対 象
<p>○ 周辺環境と調和した生産性の高い工業地の維持</p> <p>一般国道 17 号上武道路をはじめとする幹線道路による広域的な交通利便性の高さを活かし、市の産業を牽引する専用工業地として、良好な生産環境の維持・向上を進めます。</p>	伊勢崎佐波第一工業団地、伊勢崎佐波第二工業団地、境上武工業団地、境北部工業団地

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

南東部

第6章

第7章

資料編

オ) 土地利用検討地

内 容	対 象
○ 定住を促す都市的な土地利用の検討 行政サービス施設や文化施設などが集積する高い利便性を活かし、生活道路の確保など都市基盤施設の整備のもとで、隣接する市街化区域との一体となった低層戸建住宅を主体とした落ち着いたある住宅地の形成を検討します。	境百々周辺
○ 現状や特性を踏まえた土地利用の検討 一般国道 354 号東毛広域幹線道路の沿道という立地特性を活かし、沿道型の商業施設の立地誘導や、適正な土地利用を促すための土地利用を検討します。	境上矢島の一般国道 354 号東毛広域幹線道路沿道

カ) 土地利用検討地（工業系利用地）

内 容	対 象
○ 地区の特性を踏まえた工業系土地利用の適正誘導の検討 境上淵名や境下淵名、境島村の市街化調整区域については、農地との適切な調整を図りながら、隣接する工業団地と一体的な工業系土地利用の適正誘導を検討します。	境上淵名、境下淵名、境東新井、境島村の市街化調整区域
○ 一般国道 354 号東毛広域幹線道路の沿道という立地特性を活かし、農地との適切な調整を図りながら工業系土地利用の適正誘導を検討します。	境西今井及び境三ツ木の一般国道 354 号東毛広域幹線道路沿道

キ) 集落地

内 容	対 象
○ 集落地の環境改善 生活道路の確保などにより、集落環境を改善するとともに、これらの調和を損なう建築物等の立地を抑制します。	既存の集落地

ク) 農地

内 容	対 象
○ 都市的な土地利用の抑制などによる農地の保全 都市的な土地利用を抑制し、農地を保全するとともに、農業生産基盤の整備を進めます。	集落地及び土地利用検討地を除く市街化調整区域
○ ほ場整備など生産基盤の整備が進み、まとまりのある優良農地が広がっていることから、積極的に保全します。	境采女小学校周辺などの農地

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

南東部

第6章

第7章

資料編

②都市施設の整備・管理方針

ア) 道路

内 容	対 象
○ 円滑な交通処理の実現 都市間及び市内の各所と中心市街地を結ぶ都市間幹線道路の整備を進めます。	(都)米岡上武士線
通過交通の流入を抑制し、都市間及び地域間連携を確保する外環状道路の整備を促進します。	(都)上矢島米岡線
市内各拠点間の円滑な移動及び安全性を確保するため、外環状道路を構成する道路の整備を進めます。	構想路線(市道(伊)9-530号線)
地域において発生または集中する交通を都市軸となる道路に結びつける補助幹線道路の整備を検討します。	(都)萩原下武士線の一部、(都)境駅前通り線
○ 都市計画道路の見直し 長期未着手・未整備の都市計画道路については、周辺道路の整備を踏まえ、効率的、効果的な道路交通ネットワークを形成する観点から、見直し方針に沿って、変更(変更・廃止)に向けた手続きに順次着手します。	(都)萩原下武士線の一部
○ 生活道路の安全性の確保 緊急車両の通行や歩行者の安全性を確保するため、生活道路における狭あい道路の解消、危険性の高い未舗装道路の舗装整備などに地域住民と連携して取り組みます。	既存の集落地
安全で落ち着いたきのある市街地環境を保護するため、生活道路を適切に確保します。	土地利用検討地
住宅地などで生活道路が密集する区域のうち、地域の要望として交通安全上の対策が望まれる地区については、「ゾーン30」などにより歩行者や自転車の安全に配慮された交通環境を確保します。	住宅地などで生活道路が密集する区域

イ) 公共交通

内 容	対 象
○ 利用しやすい公共交通の利用環境の確保 公共交通の乗り継ぎ利便性を高めるため、鉄道駅及びその周辺のバリアフリー化や自転車駐車場の整備・適切な維持管理、パークアンドライドを想定した自家用車用駐車場の確保などに関係機関と連携して取り組みます。	境町駅
市民の日常生活における移動手段となるコミュニティバスについては、地域住民のニーズや利用状況を踏まえ、路線・経由地の見直しやバス停の適正配置などを検討します。	コミュニティバス

ウ) 公園・緑地

内 容	対 象
○ 利根川の自然と境島村地区の歴史・文化を活かした拠点づくり 利根川の自然と境島村地区の歴史・文化を活かした拠点として、適切な維持管理を進めます。	利根川水辺プラザ公園及び島村蚕のふるさと公園
○ 平塚公園の適切な整備・維持管理 市民の憩いの場として、適切な維持管理を進めます。	平塚公園

内 容	対 象
○ 身近な公園・オープンスペースの確保 低層戸建住宅を主体とした落ち着いたある市街地の形成に向けて、身近な公園・オープンスペースを適切に確保します。	土地利用検討地
○ 潤いのある魅力的な商業空間の形成 商店街に彩りを与え、商業空間の魅力を高めるため、地域の緑化団体や商店街関係者などの多様な主体との協働により、歩行空間や店先でのプランターの設置、花植えなどによる緑化を促進します。	境町駅周辺

工) 河川・池沼等

内 容	対 象
○ 市内の回遊性を高めるサイクリングロードの適切な維持管理 利根川や広瀬川、早川沿いに整備されているサイクリングロードについては、既存施設の連携を維持・強化する水と緑のネットワークとして適切な維持管理を進めます。	利根川、広瀬川、早川
○ 地域固有の景観要素である伊与久沼の保全 地域固有の景観要素として、保全します。	伊与久沼

③住環境の形成方針

内 容	対 象
○ 暮らしを支える生活関連サービス施設の維持・充実 地域交流拠点として、行政サービス施設をはじめとする各種公共施設のまよりの維持・充実に努めるとともに、商業、子育て支援などの生活関連サービスを利用できる生活環境を確保するため、生活関連サービス施設の維持・充実に努めます。	境町駅周辺
○ 空き家や空き店舗、空き地の活用 空き家や空き店舗、空き地を活用し、商業施設や各種サービス施設等の立地や居住を促進することで、市街地の空洞化や高齢化の進展に歯止めをかけ、市街地の活力と賑わいの維持・向上に取り組みます。	境町駅周辺の市街地
○ 魅力的で良質な市営住宅の提供 市営住宅の適切な維持管理及び長寿命化などの改善、既存住宅ストックの有効活用を図り、多様な世帯が安心して暮らせる住宅の供給に努めます。	市営境木島住宅、境上武士住宅・境下武士住宅・境百々第1住宅・境百々第2住宅・境広瀬住宅・境の前団地・境熊野前住宅

④自然環境の保全方針

内 容	対 象
○ 境御嶽山自然の森公園の自然の保全 境御嶽山自然の森公園（風致公園）については、豊かな自然が残る里山として地域で暮らす市民に親しまれており、市民協働による適切な維持管理により保全に努めます。	境御嶽山自然の森公園
○ 清潔で快適な水辺環境の維持・再生 本地域の貴重な水辺空間として、地域住民などと連携し、清潔で快適な水辺環境の維持・再生に努めます。	利根川、広瀬川、粕川、早川

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

南東部

第6章

第7章

資料編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

南東部

第6章

第7章

資料編

⑤都市景観の形成方針

内 容	対 象
<p>○ 特色ある集落景観の保全</p> <p>伊勢崎市景観計画において景観重点区域に位置付けられている境島村周辺については、建築物や工作物のデザインや色彩、屋外広告物の掲出などについてルールを定めることで、良好な近代養蚕農家建築物群が残る集落地の景観を保全します。</p>	境島村の新地地区及び新野新田地区の一部
<p>○ 歴史・文化的な景観資源の活用</p> <p>歴史や文化を伝える歴史・文化資源の保全・活用による景観拠点を形成するため、景観計画と連携し、周辺の歴史・文化的な景観に配慮した建築物等の形態意匠・色彩、屋外広告物の掲出・表示の制限などにより、歴史・文化を継承する景観づくりを進めます。</p>	境町駅周辺、史跡十三宝塚遺跡等周辺
<p>○ 山々への眺望と調和した田園景観の保全</p> <p>山々への眺望を確保するとともに、農地や水路などの適切な維持により、ゆとりと潤いの感じられる田園景観を保全します。</p>	農地及び集落地

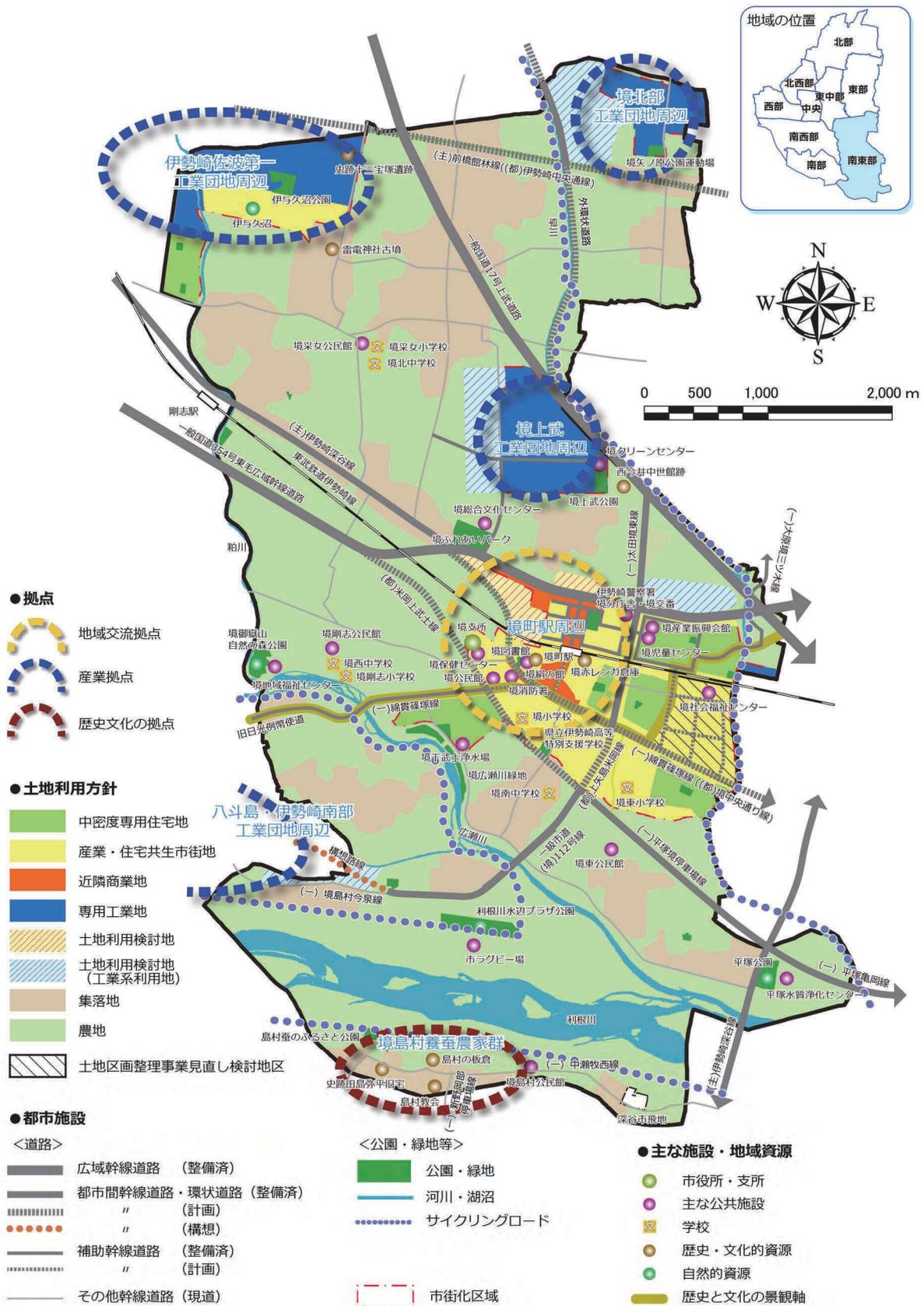
⑥都市防災の基本方針

内 容	対 象
<p>○ 防災性の高い市街地への改善</p> <p>道路幅員が狭く、木造建物が密集している地区については、防災性の高い市街地へと改善するため、緊急自動車等の進入に必要な道路幅員の確保や建物の耐震化・不燃化などを促進します。</p>	境町駅周辺
<p>○ 浸水被害の防止・軽減</p> <p>浸水被害が発生する区域については、被害を防止、軽減するため、計画的かつ総合的な雨水排水対策に努めていきます。</p>	地域東部
<p>○ 洪水の発生防止と浸水被害の防止・軽減</p> <p>一級河川である利根川や広瀬川をはじめとする多く河川が流れており、台風や大雨により洪水が発生した場合、広い範囲で浸水が想定されていることから、洪水の発生防止と浸水被害を防止・軽減するため、一級河川については関係機関に適切な維持、管理を働きかけ、小河川及び排水路については計画的に点検、維持管理、修繕などに努めていきます。</p>	利根川、広瀬川、小河川・排水路

⑦観光・レクリエーション環境の形成方針

内 容	対 象
<p>○ 伊勢崎市の歴史・文化とふれあう観光・レクリエーション拠点づくり</p> <p>史跡田島弥平旧宅に代表される境島村養蚕農家群や境絹の館、境赤レンガ倉庫などの歴史・文化的な資源の保全と活用により、製糸・織物のまちとして発展してきた伊勢崎市の歴史・文化とふれあうことのできる観光・レクリエーション拠点を形成します。</p>	境島村周辺、境町駅周辺
<p>○ 歴史・文化を巡る道としての活用</p> <p>歴史・文化の風情を継承する旧街道を活かし、歴史・文化的資源を巡る道づくりに向けて、歴史的資源の保全や沿道建築物等の色彩、屋外広告物の制限、垣・柵などの保全・誘導、案内板の設置などを進めます。</p>	旧日光例幣使道沿道

図 地域づくりの方針図（南東部地域）



第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
南東部
第6章
第7章
資料編

2-9. 南部地域

(1) 地域の特性

①地域の概況

- 市の南部に位置し、利根川を挟んで埼玉県本庄市・深谷市に接しています。
- 地域の大部分が市街化調整区域となっており、地域を横断して流れる利根川及びその河川敷の割合が高くなっています。
- 市街化区域は、一般国道 462 号を中心に広がっており、伊勢崎市民プラザなどの施設が立地しています。また、3つの工業団地が整備されています。
- 地域西部には、東京福祉大学及び上武大学が立地しています。
- 一般国道 462 号が南北方向に通っており、坂東大橋を經由して関越自動車道・本庄児玉インターチェンジや上越新幹線・本庄早稲田駅へと続いています。



地域面積	1,200.3ha(8.6%)
うち用途地域	420.5ha(対地域 35.0%)
人口	17,989人(対市 8.6%)
世帯数	7,250世帯(対市 9.1%)
人口密度	15.0人/ha

※地域面積及び用途地域:平成 31 年 3 月 31 日時点
 ※人口及び世帯数:平成 27 年国勢調査

②人口

- 平成 27 年の地域内の人口は 17,989 人で、総人口の 8.6%を占めています。
- 総人口が増加する中、人口は微減しています。
- 平成 27 年の高齢化率は 25.0%で、市平均の 23.6%よりも高くなっています。

図 年齢3区分別人口の推移(南部地域)



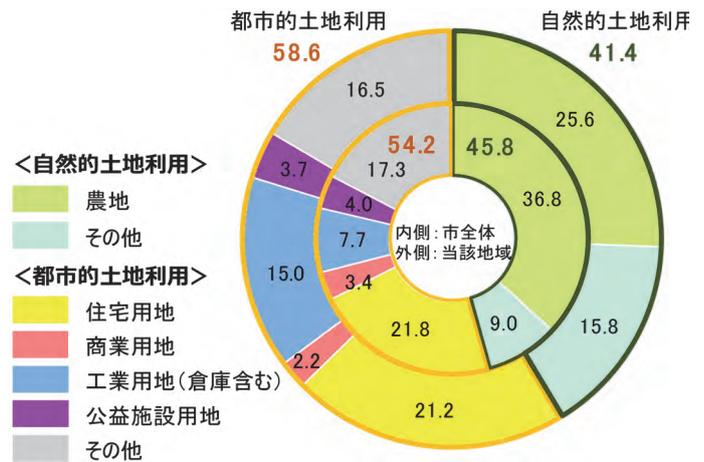
	南部地域			※参考 市全体		
	H17	H22	H27	H17	H22	H27
人口	18,623	18,423	17,989	202,447	207,221	208,814
世帯数	6,972	7,208	7,250	71,370	76,527	80,110
高齢化率	17.1	20.3	25.0	18.1	20.3	23.6

資料：国勢調査

③土地利用現況

- 住宅用地や工業用地などの都市的土地利用が 58.6%を占めています。
- 市街化区域は主に工業用地と住宅用地で構成されています。地域内に伊勢崎名和工業団地、八斗島工業団地及び伊勢崎南部工業団地の3つの工業団地が立地しているため、全地域の中で最も工業用地の割合が高くなっています。

図 土地利用現況（南部地域）



資料：都市計画基礎調査

④公共交通・幹線道路

- 本地域の公共交通及び幹線道路は、以下のとおりです。

鉄 道	—
バ ス	国際十王交通(株)、JR バス関東(株)、コミュニティバスあおぞら
国 道 ・ 県 道	一般国道 462 号、(主)伊勢崎本庄線、(一)八斗島境線、(一)境島村今泉線、(一)綿貫篠塚線
都市計画道路 (事業中・未着手)	未着手：名和幹線

⑤主な施設、地域資源

- 本地域の主な施設、地域資源は、以下のとおりです。

公共公益施設	伊勢崎市民プラザ
教育施設	豊受小学校、坂東小学校、第四中学校 東京福祉大学、上武大学
文化施設	豊受公民館
保健・福祉・医療施設	ちびっこセンター、こども発達支援センター、高齢者相談センター豊受
歴史・景観資源	旧日光例幣使道
大規模公園・運動施設	子供のもり公園伊勢崎、八斗島ちびっこ広場

⑥災害の危険性

- 地域内に利根川が流れており、その他にも広瀬川や葦川などの河川が流れていることから、地域全域で浸水が想定されており、浸水時の水深が 5 m を超える地区もあります。

(2) 地域特性を踏まえた課題

● 利便性の高い地域拠点の形成

伊勢崎市民プラザの周辺には、日常生活に関わる医療施設や福祉施設、商業施設などが集積していることから、生活関連サービス施設が集積する利便性の高い地域拠点の形成に取り組む必要があります。

● 新たな工業用地の確保

地域内には複数の工業団地が整備されており、市の産業を牽引する地域として、新たな工業用地の確保が必要です。

● 災害に強い市街地の形成

利根川や広瀬川など多くの河川が流れているため、広い範囲で浸水が想定されていることから、水害リスクの低減により、災害に強い市街地にしていく必要があります。

● 教育機関との連携

地域内に東京福祉大学及び上武大学が立地する地域特性を活かし、これらの教育機関と連携していく必要があります。

(3) 地域の将来像

活力ある産業と暮らしが調和する、文教地域

関越自動車道・本庄児玉インターチェンジ及び上越新幹線・本庄早稲田駅にアクセスしやすい市南部の玄関口であり、工業の集積状況や大学2校が立地する地域特性を活かし、本市の持続的な発展を牽引する、活力ある産業と暮らしが調和する文教地域を目指します。

(4) 地域づくりの方針

地域の将来像の実現に向けて、都市づくりの分野別に、地域づくりの方針を示します。

①土地利用の方針

ア) 低密度専用住宅地

内 容	対 象
<p>○ 落ち着いたある良好な住環境の保護</p> <p>敷地の細分化の防止や緑化などの促進により、落ち着いたある良好な戸建住宅地としての環境を保護するため、地区計画の指定や建築協定の締結などを検討します。</p>	土地区画整理事業の完了した除ヶ町の一部

イ) 中密度専用住宅地

内 容	対 象
<p>○ 戸建住宅と集合住宅が調和した良好な住宅地の形成</p> <p>建物の最高高さや容積率の強化、緑化などの促進により、良好な住環境の保護と戸建住宅と集合住宅が調和した街並みの誘導を図るため、地区計画の指定や建築協定の締結などを検討します。</p>	土地区画整理事業の完了した、除ヶ町及び富塚町の一部

ウ) 産業・住宅共生市街地

内 容	対 象
<p>○ 低層住宅を主体とした良好な住宅地の形成</p> <p>土地区画整理事業が完了した長沼町については、工場などの工業団地等への移転・集約を進め、低層住宅を主体とした良好な住宅地を形成します。</p>	土地区画整理事業の完了した長沼町の一部
<p>○ 周辺の住環境に配慮した工業地の形成</p> <p>住宅と小規模工場等が混在する地区については、工場などの工業団地等への移転・集約を基本としつつ、敷地内緑化や環境対策などを促進することにより、周辺の住環境に配慮した工業地を形成します。</p>	富塚町、八斗島町、長沼町の工業地域

エ) 沿道型共生市街地

内 容	対 象
<p>○ 後背地の住環境に配慮した商業・サービス機能の軸の形成</p> <p>後背地の住環境に配慮しつつ、各道路の機能・役割に対応した商業・サービス機能を誘導します。</p>	一般国道 462 号及び(都)下諏訪町堀口町線沿道

オ) 専用工業地

内 容	対 象
<p>○ 周辺環境と調和した生産性の高い工業地の維持</p> <p>一般国道 462 号をはじめとする幹線道路による広域的な交通利便性の高さを活かし、市の産業を牽引する専用工業地として、良好な生産環境の維持・向上を進めます。</p>	伊勢崎名和工業団地、八斗島工業団地、伊勢崎南部工業団地などの工業団地

カ) 土地利用検討地(工業系利用地)

内 容	対 象
<p>○ 地区の特性を踏まえた工業系土地利用の適正誘導の検討</p> <p>長沼町や国領町などの市街化調整区域については、農地との適切な調整を図りながら、隣接する伊勢崎南部工業団地などと一体的な工業系土地利用の適正誘導を検討します。</p>	長沼町や国領町などの市街化調整区域

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

南部

第6章

第7章

資料編

キ) 集落地

内 容	対 象
<p>○ 集落地の環境改善</p> <p>生活道路の確保などにより、集落環境を改善するとともに、これらの調和を損なう建築物等の立地を抑制します。</p>	既存の集落地

ク) 農地

内 容	対 象
<p>○ 都市的な土地利用の抑制などによる農地の保全</p> <p>都市的な土地利用を抑制し、農地を保全するとともに、農業生産基盤の整備を進めます。</p>	集落地を除く市街化調整区域

②都市施設の整備・管理方針

ア) 道路

内 容	対 象
<p>○ 円滑な交通処理の実現</p> <p>市内各拠点間の円滑な移動及び安全性を確保するため、外環状道路を構成する道路の整備を進めます。</p>	構想路線（市道（伊）9-530号線）
<p>○ 生活道路の安全性の確保</p> <p>緊急車両の通行や歩行者の安全性を確保するため、生活道路における狭あい道路の解消、危険性の高い未舗装道路の舗装整備などに地域住民と連携して取り組みます。</p>	既存の集落地
<p>住宅地などで生活道路が密集する区域のうち、地域の要望として交通安全上の対策が望まれる地区については、「ゾーン30」などにより歩行者や自転車の安全に配慮された交通環境を確保します。</p>	住宅地などで生活道路が密集する区域

イ) 公共交通

内 容	対 象
<p>○ 利用しやすい公共交通の利用環境の確保</p> <p>伊勢崎駅から東京福祉大学や上武大学などを經由して本庄早稲田駅を連絡する路線バスについては、市民や学生の移動を支える重要な交通手段であることから、運行頻度の維持・向上などを交通事業者働きかけ、利便性の確保に努めます。</p>	路線バス
<p>市民の日常生活における移動手段となるコミュニティバスについては、地域住民のニーズや利用状況を踏まえ、路線・経由地の見直しやバス停の適正配置などを検討します。</p>	コミュニティバス

ウ) 公園・緑地

内 容	対 象
○ 子供のもり公園伊勢崎の適切な維持管理 自然環境学習や伝承体験・工作など様々な体験学習を行う「まゆドーム」がある子供のもり公園伊勢崎については、市民の憩いの場として、適切な維持管理を進めます。	子供のもり公園伊勢崎
○ 八斗島ちびっこ広場の適切な維持管理 利根川の河川敷にある八斗島ちびっこ広場については、市民の憩いの場として、適切な維持管理を進めます。	八斗島ちびっこ広場
○ 緑化による良好な工業地の形成 公害防止や防災機能を高めるため、地区計画の指定などにより、隣接する住宅地との緩衝となる緑地の確保や工場敷地内の緑化を促進します。	八斗島工業団地、伊勢崎南部工業団地などの工業団地

エ) 河川・池沼等

内 容	対 象
○ 市内の回遊性を高めるサイクリングロードの適切な維持管理 利根川及び広瀬川沿いに整備されているサイクリングロードについては、既存施設の連携を維持・強化する水と緑のネットワークとして適切な維持管理を進めます。	利根川、広瀬川

③住環境の形成方針

内 容	対 象
○ 暮らしを支える生活関連サービス施設の維持・充実 生活交流拠点として、商業、医療、子育て支援などの身近な生活関連サービスを利用できる生活環境を確保するため、これらの日常的な暮らしを支える生活関連サービス施設の維持・充実に努めます。	伊勢崎市民プラザ周辺

④自然環境の保全方針

内 容	対 象
○ 清潔で快適な水辺環境の維持・再生 本地域の貴重な水辺空間として、地域住民などと連携し、清潔で快適な水辺環境の維持・再生に努めます。	広瀬川

⑤都市景観の形成方針

内 容	対 象
○ まちのシンボルとなる景観軸の形成 伊勢崎市景観計画において景観重点区域に位置付けられている(都)坂東大橋石山線(一般国道462号)の周辺については、本市を印象付けるシンボル軸と位置付け、屋外広告物の掲出などについてのルールを定めることで、秩序ある景観づくりを進めます。	(都)坂東大橋石山線周辺
○ 山々への眺望と調和した田園景観の保全 山々への眺望を確保するとともに、農地や水路などの適切な維持により、ゆとりと潤いの感じられる田園景観を保全します。	農地及び集落地

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

南部

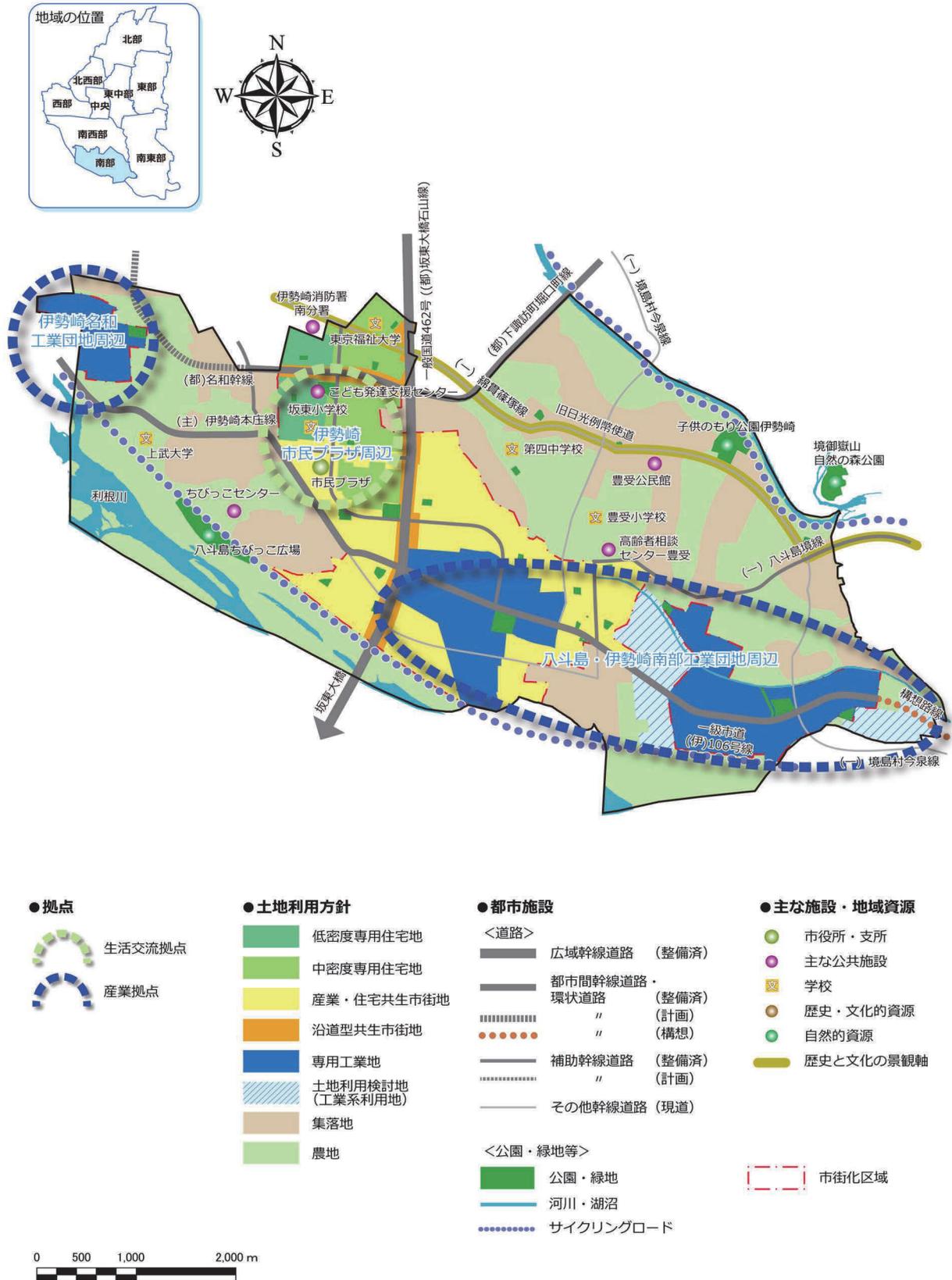
第6章

第7章

資料編

第1章	⑥都市防災の基本方針	
	内 容	対 象
第2章	<p>○ 洪水の発生防止と浸水被害の防止・軽減</p> <p>一級河川である利根川や広瀬川をはじめとする多く河川が流れており、台風や大雨により洪水が発生した場合、地域全域で浸水が想定されていることから、洪水の発生防止と浸水被害を防止・軽減するため、一級河川については関係機関に適切な維持、管理を働きかけ、小河川及び排水路については計画的に点検、維持管理、修繕などに努めていきます。</p>	利根川、広瀬川、小河川・排水路
第3章	⑦観光・レクリエーション環境の形成方針	
	内 容	対 象
第4章	<p>○ 歴史・文化を巡る道としての活用</p> <p>歴史・文化の風情を継承する旧街道を活かし、歴史・文化的資源を巡る道づくりに向けて、歴史的資源の保全や沿道建築物等の色彩、屋外広告物の制限、垣・柵などの保全・誘導、案内板の設置などを進めます。</p>	旧日光例幣使道沿道
第5章		
南部		
第6章		
第7章		
資料編		

図 地域づくりの方針図（南部地域）



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

南部

第6章

第7章

資料編

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章 南部
第6章
第7章
資料編

第6章 都市計画の指定・見直し方策



1. 基本的な考え方

本市の都市計画区域の現状・課題を踏まえ、次の方針により、区域区分・地域地区などの都市計画の指定・見直しを進めます。

- ◇長期的な視点では、総合的かつ一体的な都市の整備、開発及び保全を行うため、1つの都市計画区域への統合及び区域区分の導入を目指します。
- ◇その過程においては、赤堀都市計画区域と東都市計画区域を1つの非線引き都市計画区域として統合することを検討します。
- ◇また、メリハリのある土地利用を都市計画の運用により着実に推進するため、現行の都市計画制度及び本市の区域区分と地域地区等の中で短期的に実現可能な方策を段階的に実施します。
- ◇短期的に実現可能な方策により、都市計画制度の運用に関する整合性・統一性の改善を図るとともに、土地利用の面では、まとまりのある市街地の形成、地域交流拠点周辺の集落地における人口集積の促進、周辺環境と調和した工業地の確保、優良な農地の保全を促進します。
- ◇非線引き都市計画区域における人口集積の状況を定期的に検証し、赤堀都市計画区域内、東都市計画区域内の地域交流拠点周辺の集落地において、市街化区域内の住宅用地の将来人口密度に相当する人口集積が確保される見通しが立った段階で、線引き都市計画区域としての統合を検討します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

第1章

第2章

第3章

第4章

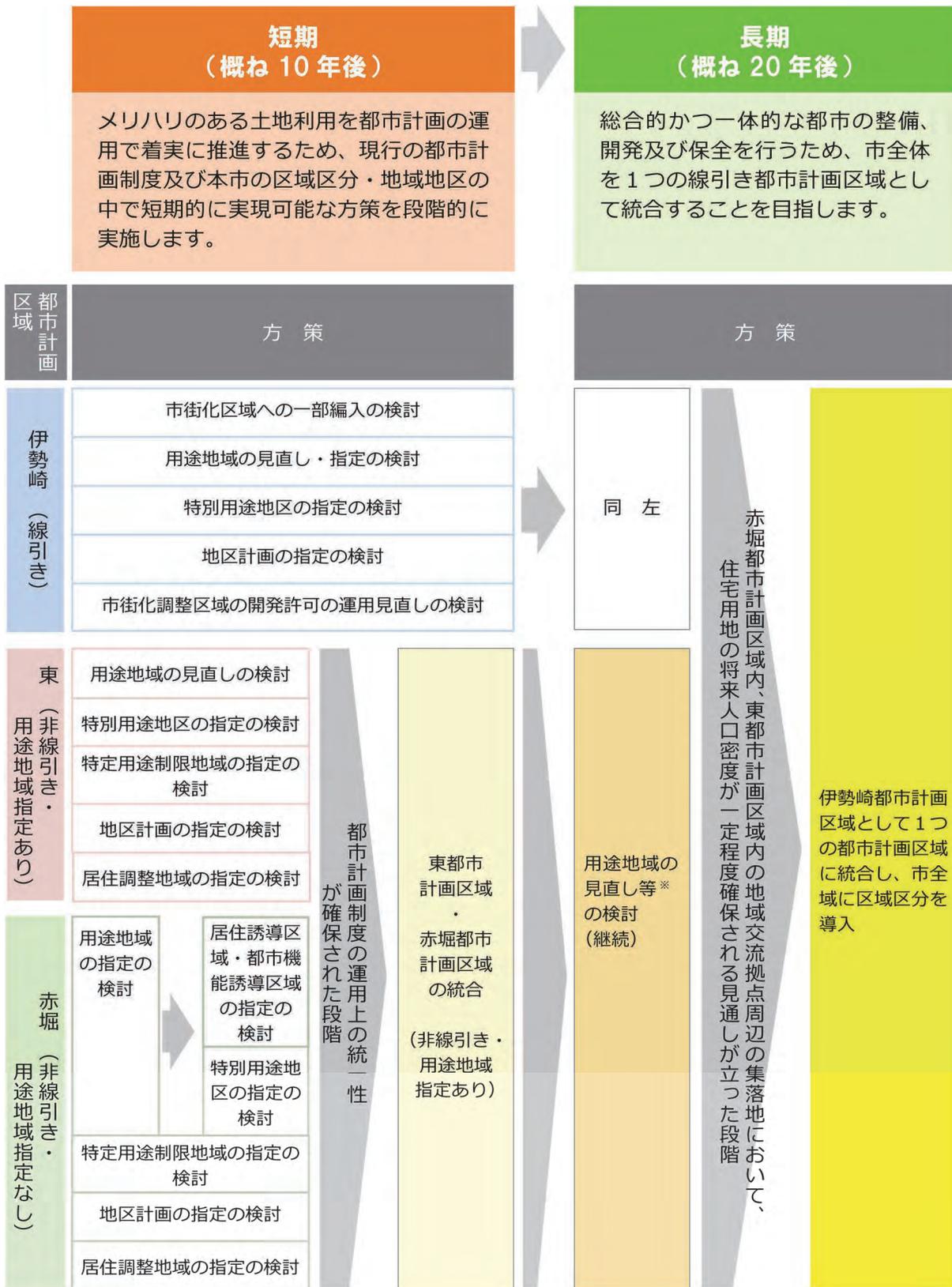
第5章

第6章

第7章

資料編

図 都市計画の指定・見直し方策の全体像



※用途地域の指定のほか、特別用途地区の指定、特定用途制限地域の指定、地区計画の指定、居住調整地域の指定など

2. 都市計画の指定・見直し方策

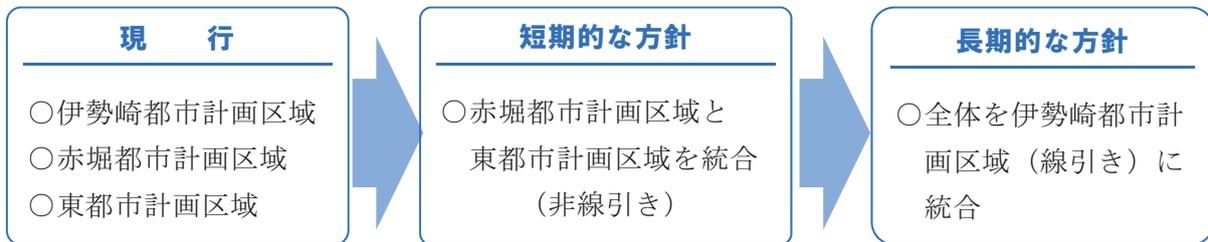
2-1. 都市計画区域

【短期】

- 非線引き都市計画区域である赤堀都市計画区域及び東都市計画区域を対象に、両区域における都市計画制度の運用上の統一性が確保された段階で、非線引き都市計画区域としての統合を検討します。

【長期】

- 総合的かつ一体的な都市の整備、開発及び保全を行うため、赤堀都市計画区域内、東都市計画区域内の地域交流拠点周辺の集落地において住宅用地の将来人口密度が一定程度確保される見通しが立った段階で、市全体を線引き都市計画区域である伊勢崎都市計画区域に統合します。



2-2. 区域区分

(1) 市街化区域への編入方針

【短期】

- 伊勢崎都市計画区域の市街化調整区域のうち、周辺との一体的な土地利用が効果的・効率的な都市づくりにつながる区域や、まとまりのある工業地を形成している区域、及びその周辺などの条件に該当する市街化調整区域の一部の区域を対象に、周辺環境との調和に配慮された計画的な土地利用を図るため、市街化動向及び今後の見通し、都市基盤の整備状況などを勘案しつつ、市街化区域への編入を必要に応じて検討します。

【長期】

- 線引き都市計画区域として再編し、市全体に区域区分を導入します。
- 線引き都市計画区域として統合した時点で用途地域が指定されている区域については、人口密度や都市基盤の整備状況などを勘案しつつ、市街化区域に編入します。
- 線引き都市計画区域として統合した時点で用途地域が無指定で、新たに市街化区域となる区域については、計画的な市街地整備や地区計画の指定などを条件として、市街化区域に編入します。

(2) 市街化調整区域となる区域の方針

【長期】

- 赤堀都市計画区域及び東都市計画区域のうち、伊勢崎都市計画区域と統合した際、市街化区域への編入基準に適合せず、市街化調整区域となる区域については、次の方針に基づき見直しを検討します。

非線引き都市計画区域

- 用途地域
- 特定用途制限地域
- 居住調整地域

方針

- 市街化調整区域として、原則、市街化を抑制
- 用途地域及び特定用途制限地域の廃止に伴い、市街化区域に隣接又は近接しており、かつ一定程度の建築物の立地を認める必要がある区域においては、都市計画法第34条第11号に基づく、開発許可基準の適用に移行
- 必要に応じ、周辺環境と調和した良好な居住環境を確保するため、地区計画制度を検討

2-3. 地域地区等

(1) 用途地域

【短期】

- 既存の用途地域を維持します。
- 市街化の動向及び今後の見通し、社会情勢の変化などを勘案し、必要に応じて既存の用途地域の変更を検討します。
- 土地利用検討地については、企業立地や市街化の動向及び今後の見通しなどを勘案し、用途地域の指定を検討します。
- 赤堀都市計画区域においては、居住や日常生活サービスのまとまりの維持・増進を図るとともに、用途混在の防止による良好な住環境・生産環境の形成を図るため、用途地域の指定を検討します。

【長期】

- 既存の用途地域を維持します。
- 都市計画区域の統合後に市街化区域となる区域については、その時点の用途地域を維持します。
- 統合後に市街化調整区域となる区域については、原則、用途地域を廃止し、開発許可基準の適用に移行します。

(2) 特別用途地区

【短期・長期共通】

- 既存の特別用途地区を維持します。
- 地区の特性にふさわしい土地利用の増進や環境保全を図るため、必要に応じて特別用途地区の指定を検討します。

(3) 特定用途制限地域

【短期】

- 非線引き都市計画区域においては、既存の特定用途制限地域を維持します。
- 非線引き都市計画区域の用途地域未指定の土地利用検討地については、無秩序な施設立地、集落地における用途混在による住環境悪化の防止、樹林地の保全などを図るため、必要に応じて特定用途制限地域の指定を検討します。

【長期】

- 特定用途制限地域については、線引き都市計画区域になった時点で廃止となります。
- 都市計画区域の統合時点で特定用途制限地域だった区域のうち、市街化区域となる区域については用途地域に、市街化調整区域となる区域については開発許可基準の適用に移行します。

(4) その他の地域地区

【短期・長期共通】

- 既存の指定を維持します。
- 非線引き都市計画区域においては、用途地域未指定区域における無秩序な住宅開発を抑制するため、必要に応じて居住調整地域の指定を検討します。

2-4. 都市施設の方針

(1) 都市計画道路

【短期・長期共通】

- 道路ネットワークの整備方針を踏まえ、整備の円滑な施行を確保することが必要な路線・区間を都市計画に定めます。
- 長期未着手・未整備の都市計画道路については、都市計画道路の見直し方針に沿って変更（変更、廃止）の手続きを進めます。

(2) 都市計画公園

【短期・長期共通】

- 市街化区域となる区域については、区域内の人口規模や誘致距離を考慮し、必要となる場合は、都市計画に定めます。

(3) その他の都市施設

【短期・長期共通】

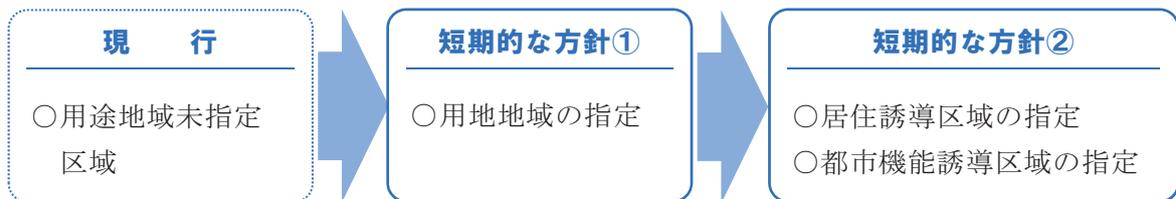
- 現行の都市計画決定を維持します。なお、都市施設の用途・利活用方針などに変更が生じた場合には、必要に応じて都市計画の変更を検討します。

2-5. その他の方針

(1) 立地適正化計画との連携

【短期】

- 赤堀都市計画区域においては、用途地域の指定後、立地適正化計画に定める居住誘導区域・都市機能誘導区域の指定を検討します。
- 都市計画マスタープランと立地適正化計画を一体的に進めることで、便利で賑わいのある中心市街地の形成、住宅地の人口集積の維持・確保、市民の移動を支える公共交通体系の形成などを図ります。



(2) 地区計画の指定の検討

【短期・長期共通】

- 建築用途の誘導や意匠の統一などによる良好な住環境の形成や、工業地における生産環境の増進などの適切な土地利用を誘導するため、必要に応じて地区計画の指定を検討します。

(3) 市街化調整区域における開発許可の運用の見直し

【短期】

- 市街化調整区域の開発許可の運用については、非線引き都市計画区域における居住調整地域などの土地利用規制と合わせて、都市計画法第34条第11号の取扱いの見直し（厳格化）を検討します。

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
資料編

図 短期的な取組に係る方針図



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
資料編

第7章 計画を推進するために



1. 市民・事業者・行政の協働による都市づくりの推進

1-1. 基本的な考え方

都市計画マスタープランが目指す『「便利な暮らし」「地域の活力」「豊かな自然、歴史・文化」を次の世代へ』を実現するためには、社会貢献活動を行う市民団体を含めた市民や地域、本市に関わる様々な事業者やNPO、そして市が、同じ思いを持ちながら、一体的に都市づくりに取り組むことが重要となります。

このため、市民や地域、本市に関わる様々な事業者やNPO、そして行政などのまちづくりに関わる各主体が各々の役割を果たしながら、連携と協働による都市づくりに取り組んでいきます。

図 各主体の連携イメージ

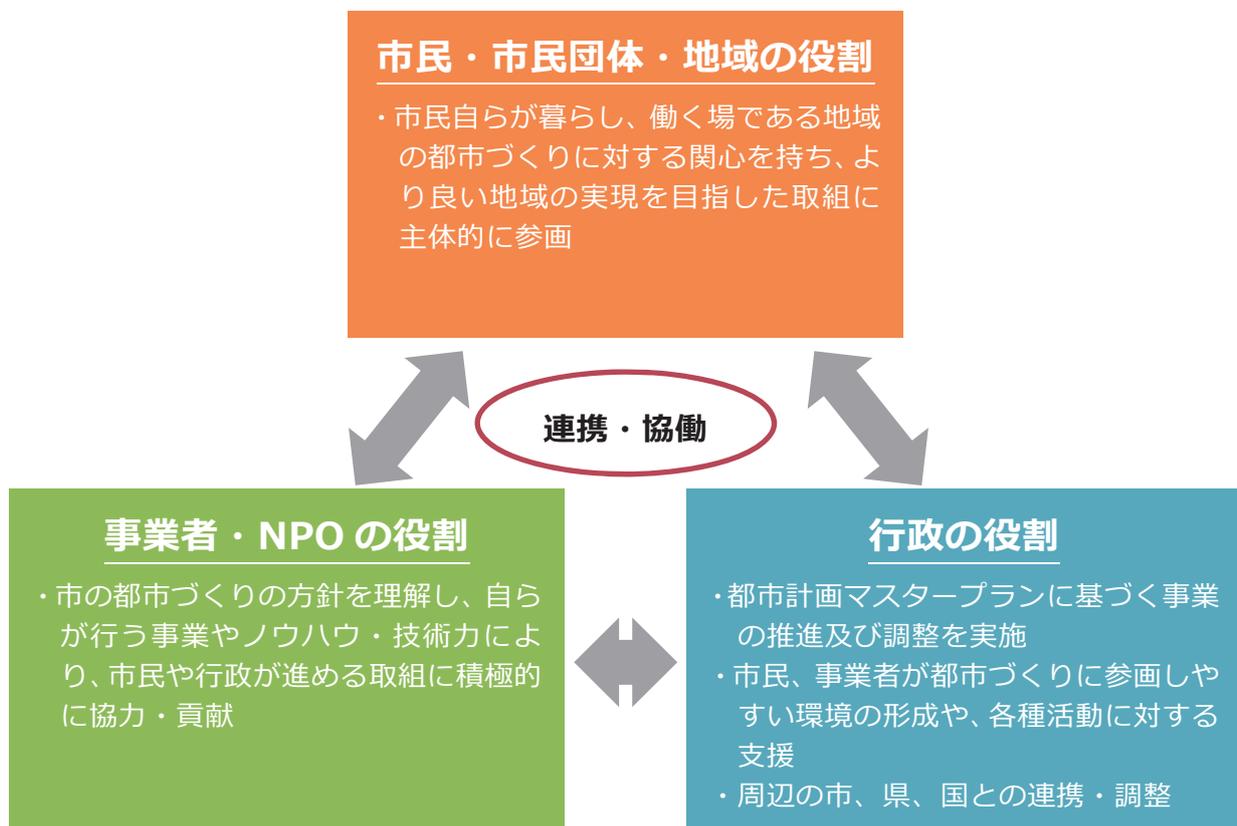


図 各主体の役割分担イメージ



1-2. 市民・事業者・行政の協働による都市づくり実現に向けた取組

(1) 市民主体の都市づくりを進めるために

市民主体の都市づくりを進めるためには、都市づくりに対する意識を高めていくことはもちろん、必要な情報を適切に公開したうえで、市が抱える問題や課題、将来の都市づくりに対する考え方を共有することが重要となっています。このため、次のような取組を進めることとします。

①都市づくりに対する意識の啓発

限られた財源や期間の中で、効果的に都市づくりを進めるためには、「市民ができることは市民が」「行政でなければできないことは行政が」という役割分担と連携が不可欠です。

このため、都市づくり講座などの開催により、都市づくりに対する市民参加の必要性を啓発するとともに、「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という意識を高めます。

②都市づくりに関わる情報の提供

市が抱える問題点や課題を共有するとともに、規制誘導に係る制度の適用や都市施設などの事業実施の必要性・効果などへの理解を促すため、都市計画の見直し案や都市施設整備計画案など、必要な情報の適切な提供に努めます。

また、都市づくりに関わる組織・団体の活動内容の紹介、都市づくり講演会や勉強会の開催案内など、市民が主体となった都市づくりを支援する視点から有効な情報の提供を進めます。

③都市計画マスタープランの公開

将来の都市づくりに対する考え方を市民・事業者・行政で共有するため、市ホームページや広報紙、パンフレットなどを通じて、本市の都市づくりの基本となる都市計画マスタープランを周知します。

(2) 協働を実現する体制とするために

都市づくりの各主体がそれぞれの役割を果たし、協働することによって、効果的な都市づくりを実現することができるよう、次のような組織体制の構築を進めることとします。

①都市づくり活動の主体づくり

市民と行政が連携した都市づくりを一層広く展開するため、NPOやボランティア組織、地元組織など、様々な都市づくりに関わる組織の設立を促すとともに、協力団体に対する情報提供、機材の提供・貸出などの支援を実施し、身近な道路、公園の日常的な維持管理や美化活動、景観保全活動などへの市民参加を促します。

②協働の場の確保

都市づくりに関わる団体を含む市民活動団体による社会的課題解決力の強化、様々な主体との多面的な関係づくりの促進などを図るため、市民・事業者・行政などが連携しながら、団体登録制度の運用、情報交換会の開催、イベント情報の発信など、市民活動の活性化を目指した取組を促進します。

③庁内の推進体制の充実

都市計画マスタープランを効率的・効果的に推進していくためには、都市計画、土木、建築、環境、福祉、防災など、様々な行政分野の総合的、一体的な取組が求められることから、庁内における推進体制を強化します。

④産学官の連携によるまちづくりの推進

商店街の活性化や、環境、福祉、防災・防犯、人材育成などの面で地域の更なる発展を促進するため、市内事業所や大学、県内の高等教育機関などとの相互連携によるまちづくりを推進します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

(3) 市民主体の都市づくりを支援するために

市民の主体的な都市づくり活動が効果的に、また継続的に進めることができるよう、次のような支援を進めることとします。

①都市計画提案制度の導入

都市計画提案を行おうとする組織の認定、活動に係る費用の助成や都市づくりアドバイザーの派遣などによって、市民の発意による、都市計画の決定や変更に関わる提案の作成を支援するため、都市計画提案制度に関わる条例や要綱などの制定を検討します。

②表彰制度の実施

市民や事業者による主体的で、積極的な都市づくり活動を促すため、都市づくり活動の表彰制度を制定し、優れた取組や継続的な活動を表彰します。

③法に基づく各種団体の審査・承認制度の導入

市内各地域の都市づくりの新たな担い手として行政の補完的機能を担いうる団体を指定するため、都市計画法などに基づく各種団体の審査・承認制度の導入を検討します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

2. 効果的な都市づくりの推進

2-1. 持続可能な都市づくりに向けた施策の展開

都市計画マスタープランに位置付けた各種施策や事業の実施にあたっては、「SDGs」で示された開発目標を考慮し、持続可能な都市づくりに取り組みます。

2-2. 都市づくりに向けた分野別計画の策定・改定

都市計画マスタープランによる都市づくりを推進するため、道路交通に係る計画や緑の基本計画など、必要となる分野別計画の策定・改定を進めます。

分野別計画の策定に際しては、限られた財源の効率化や重点化の視点から優先度を検討し、最大の効果が得られるよう、配慮することとします。

特に、都市計画道路については、都市計画決定以降、長期にわたり事業未着手の路線区間があることから、今日的な意義を検証しながら、その見直しを進めます。

2-3. 伊勢崎市立地適正化計画に基づく取組の推進

本市では、生活関連サービスの集約と居住の誘導による機能的な都市の実現、公共交通ネットワークの利便性の高い都市の実現により、持続可能な都市の実現を目指した「伊勢崎市立地適正化計画」を平成30年3月に策定しました。

今後は、都市計画マスタープランと立地適正化計画を一体的に進めることで、メリハリのあつた土地利用の促進や、地域の拠点における都市機能の充足、良好な居住環境の形成などに取り組み、都市計画マスタープランが目指す『「便利な暮らし」「地域の活力」「豊かな自然、歴史・文化」を次の世代へ』を実現し、将来に向けて持続可能な都市づくりを進めます。

2-4. 市民提案による都市づくりの実現

都市としての成熟化に向けて、効果的な取組を優先的に実施していく観点から、都市計画提案制度の活用による地区計画や建築協定などの固有のルールを定めることのできるよう市民提案による都市づくりの実現を推進します。

2-5. 民間活力の積極的な導入

効率的な財政運用を実現する観点から、公的施設の整備や市街地における住宅供給、商業施設などの各種都市機能配置による再整備、都市公園の維持管理及び運営などに、民間企業のノウハウや資本など、積極的な民間活力の導入を促します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

2-6. 補助制度などの積極的な活用

都市基盤施設などの整備に際しては、より小さな財政負担でより大きな効果を発揮させる視点から、国や県などの補助制度の積極的な活用に取り組みます。新たな施策・事業を導入する際は、場所と期間を限定して試行する「社会実験」や「実証実験」を取り入れ、その効果を先行的に確認するなど、限りある財源の有効活用に配慮します。

2-7. 効率的・効果的な事業の実施

事業の実施にあたっては、既存ストックの活用の可能性、事業の必要性や緊急性、波及効果などを検証し、限られた財源の中で効果的・効率的に実施します。

また、道路や公園などの維持管理について、市民や事業者などの協力を促すとともに、主体的な活動を支援し、維持管理を行います。

2-8. 最新技術の活用

国内外の課題が増大、複雑化する中、ICTの進化等により社会・経済の構造が日々変化しており、都市づくり分野においても新しい科学技術を活用した様々な取組が国内外で進められています。これらの様々な分野の最新技術や国の制度の動向などを踏まえながら、都市づくりを推進していきます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

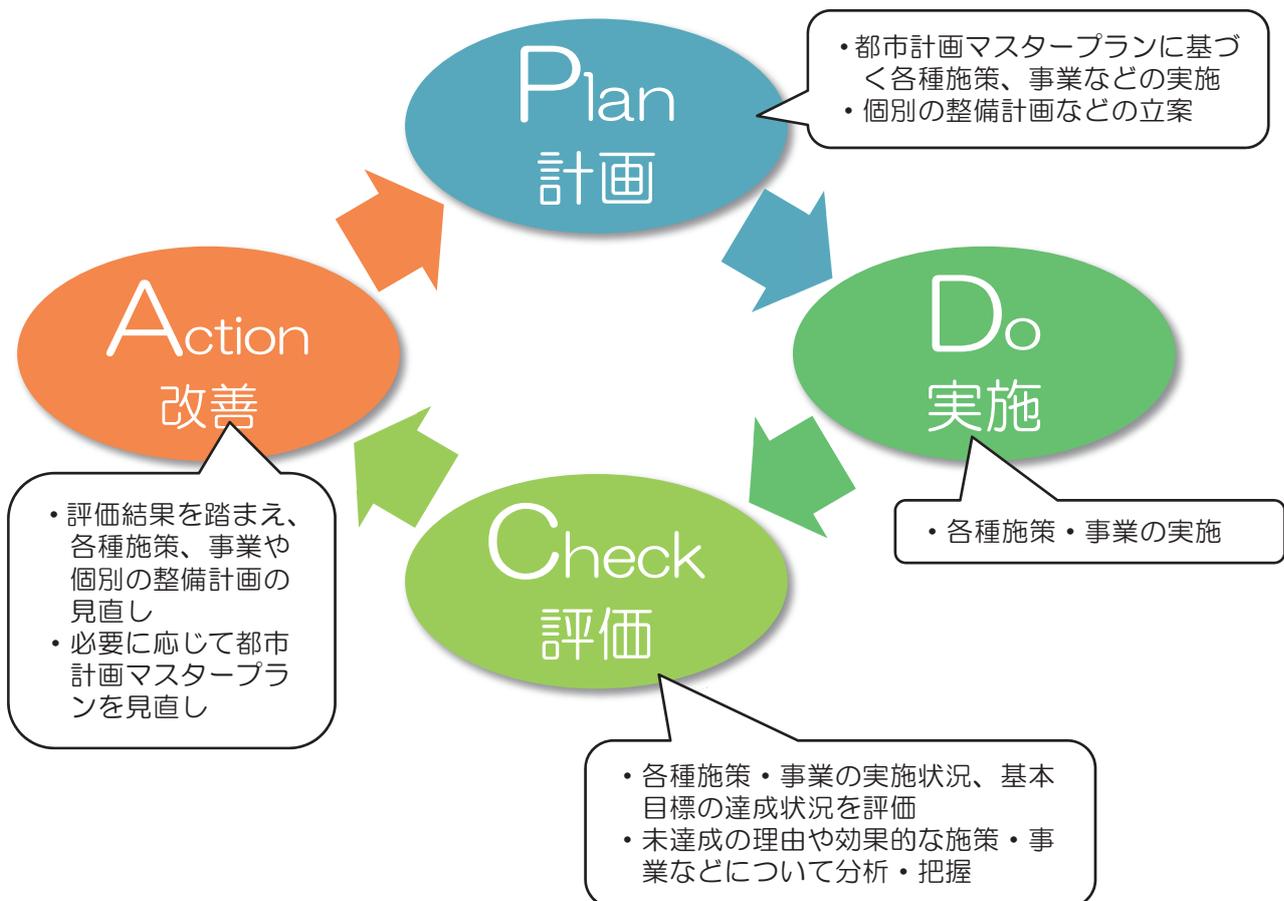
3. 計画の進行管理

都市計画マスタープランに基づく計画的な都市づくりを進めるためには、各種施策や事業の進捗状況や、都市計画マスタープランが目指す基本目標の達成状況を検証するとともに、その達成が不十分な場合は、より効果的な施策・事業への見直しを検討することが必要です。また、都市計画マスタープランに基づく都市づくりを進める過程において、本市の上位計画の変更、社会情勢変化、国や県の上位計画の変更など、都市計画マスタープランを取り巻く環境が変化することが考えられます。

このような環境変化に柔軟に対応し、都市づくりを効率的・効果的に推進するため、方針や施策の達成状況を評価し、必要に応じて改善を探る、「PDCA(Plan-Do-Check-Action)」の流れを持つマネジメントサイクルにより進行管理を行います。

なお、計画策定後、概ね5年ごとを目安に都市計画マスタープランに基づく都市づくりの進捗状況を検証・評価し、その中で都市計画マスタープランの見直しが必要となった場合には、計画の見直しを検討します。

図 PDCAサイクルのイメージ



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
資料編

資料編



1. 策定の経過・体制

1-1. 策定の経過

開催日		内 容
令和元年	9月17日～ 10月7日	伊勢崎市の都市づくりに関する市民アンケート調査の実施
	10月30日	第1回伊勢崎市都市計画マスタープラン検討委員会
	12月6日	第1回伊勢崎市都市計画マスタープラン策定委員会
	12月12日	第1回伊勢崎市都市計画マスタープラン検討部会
令和2年	1月24日	第2回伊勢崎市都市計画マスタープラン検討部会
	2月10日	第2回伊勢崎市都市計画マスタープラン検討委員会
	3月17日	第2回伊勢崎市都市計画マスタープラン策定委員会
	5月17日～ 5月29日	第3回伊勢崎市都市計画マスタープラン検討部会 書面開催
	7月13日	第3回伊勢崎市都市計画マスタープラン検討委員会
	8月17日	第4回伊勢崎市都市計画マスタープラン検討部会
	9月30日	第4回伊勢崎市都市計画マスタープラン検討委員会
	10月20日	第3回伊勢崎市都市計画マスタープラン策定委員会
	10月12日～ 10月30日	伊勢崎市都市計画マスタープラン改定素案の群馬県への 照会
	12月1日～ 12月25日	伊勢崎市都市計画マスタープラン改定素案の概要説明 ポスターの掲示（市役所本庁、各支所）
	12月16日	伊勢崎市都市計画マスタープラン改定素案の説明冊子の 全戸配布

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

第1章	開催日		内 容
	令和2年 令和3年	12月17日～ 1月15日	パブリックコメント手続き（意見の提出件数：14件）
第2章		1月27日～ 2月3日	第5回伊勢崎市都市計画マスタープラン検討部会 書面開催
		2月5日～ 2月15日	第5回伊勢崎市都市計画マスタープラン検討委員会 書面開催
		2月22日～ 3月3日	第4回伊勢崎市都市計画マスタープラン策定委員会 書面開催
第3章		3月11日	伊勢崎市都市計画マスタープラン策定委員会 「伊勢崎市都市計画マスタープラン（原案）」市長へ答申
		3月26日	伊勢崎市都市計画審議会
第4章			
第5章			
第6章			
第7章			
資料編			

1-2. 策定の体制

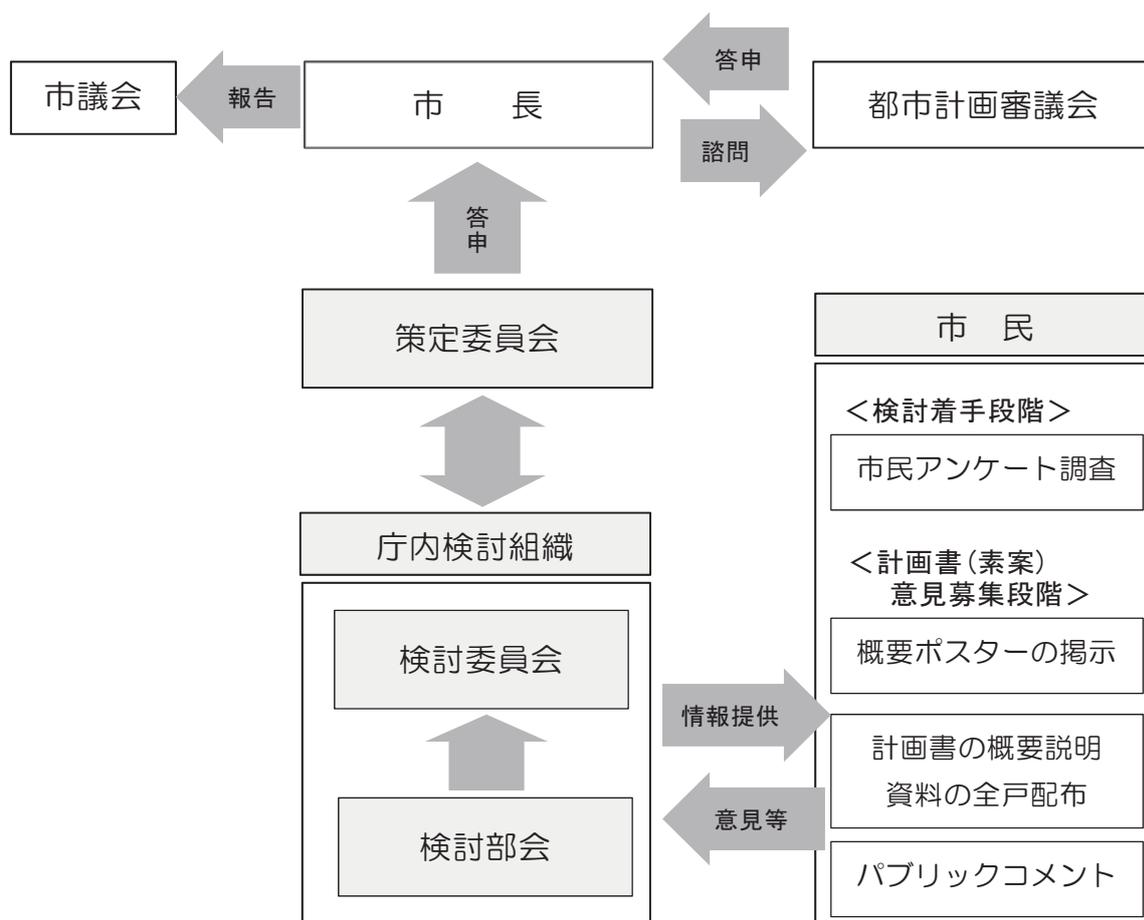
本市は、都市計画マスタープランの策定にあたり、「伊勢崎市の都市づくりに関する市民アンケート調査」の実施、市役所本庁や各支所での概要説明ポスターの掲示、計画書の概要説明資料の全戸配付、パブリックコメントなどにより、市民の皆様の意向の把握に努めてきました。

これらの意向を踏まえて、「伊勢崎市都市計画マスタープラン検討委員会」などの庁内検討組織で検討を進めるとともに、市民代表や学識経験者を含む「伊勢崎市都市計画マスタープラン策定委員会」が審議し、原案を作成しました。

「伊勢崎市都市計画マスタープラン策定委員会」は、この原案を市長に答申しました。

また、本市は、その原案を伊勢崎市都市計画審議会に諮問し、その答申を受けて市長が本マスタープランを定めました。

図 都市計画マスタープラン策定の体制



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

1-3. 伊勢崎市都市計画マスタープラン策定委員会

伊勢崎市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 伊勢崎市都市計画マスタープラン（以下「都市計画マスタープラン」という。）を策定するため、伊勢崎市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、都市計画マスタープランの原案を審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員16人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民 4人以内
- (2) 学識経験を有する者 2人以内
- (3) 関係団体から推薦された者 8人以内
- (4) 関係行政機関の職員 2人以内

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から市長へ答申する日までとする。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 策定委員会の事務局は、都市計画部都市計画課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成26年3月31日決裁）から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月6日から施行する。

■ 伊勢崎市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

No	氏名	所属等	区分
1	いだ としこ 井田 利子	公募市民	第1号委員（4人） 公募による市民
2	しづさわ のりこ 渋澤 範子	〃	
3	すなが かずや 須永 和也	〃	
4	はとり きよこ 羽鳥 清子	〃	
5	◎ もりた てつお 森田 哲夫	前橋工科大学教授	第2号委員（2人） 学識経験を有する者
6	たなか そういち 田中 聡一	不動産鑑定士	
7	○ なかにし たもつ 中西 保	伊勢崎市区長会 会長	第3号委員（8人） 関係団体から推薦された者
8	かきぬま さかえ 柿沼 栄	伊勢崎商工会議所 中小企業相談所長	
9	もとはし けんいち (本橋 健一)	群馬伊勢崎商工会 事務局長	
	あらい ふみお 新井 文男		
10	いの のりとし 井野 伯俊	伊勢崎青年会議所 副理事長	
11	あらかき あきお (新木 章夫)	伊勢崎市農業委員会 会長代理者	
	きくち きょういち 菊池 京一		
12	おこのぎ よしかず 小此木 嘉一	佐波伊勢崎農業協同組合 専務理事	
13	よしだ すすむ 吉田 励	群馬県建設業協会伊勢崎支部 理事	
14	きくち ちはる 菊池 知晴	群馬建築士会伊勢崎支部	
15	やまぐち じゅん (山口 順)	伊勢崎土木事務所 次長	
	くぼ けんいち 久保 健一		
16	おおたけ よしのぶ 大竹 嘉信	伊勢崎行政県税事務所 主幹（係長）	

注) ◎印は会長、○印は副会長を示す。

() 内は策定期間内の前任者を示す。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

1-4. 伊勢崎市都市計画マスタープラン検討委員会

伊勢崎市都市計画マスタープラン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 伊勢崎市都市計画マスタープラン（以下「都市計画マスタープラン」という。）の原案の策定及びその調整を図るため、伊勢崎市都市計画マスタープラン検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌事務は、都市計画マスタープランの原案の策定及びその庁内調整とする。

(組織)

第3条 検討委員会の委員は、別表第1に掲げる職にある者を市長が任命する。

2 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は副市長とし、副委員長は都市計画部長とする。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(検討部会)

第5条 検討委員会に検討部会を置き、第2条に規定する所掌事務について資料の収集、調査及び研究を行い、その結果を検討委員会に報告する。

2 検討部会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。

3 委員長は、必要と認めるときは、検討部会に分科会を置くことができる。

(事務局)

第6条 検討委員会の事務局は、都市計画部都市計画課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成18年6月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、決裁の日（平成26年3月31日決裁）から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、決裁の日（令和元年9月27日決裁）から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

副市長			
都市計画部長	総務部長	企画部長	財政部長
市民部長	環境部長	健康推進部長	福祉子ども部長
長寿社会部長	経済部長	建設部長	上下水道局長
教育部長	赤堀支所長	あずま支所長	境支所長

別表第2（第5条関係）

都市計画部副部長	中心市街地整備事務所長	安心安全課長
企画調整課長	財政課長	環境保全課長
交通政策課長	スポーツ振興課長	高齢政策課長
商工労働課長	企業誘致課長	農政課長
文化観光課長	土木課長	道路維持課長
建築指導課長	住宅課長	都市計画課長
公園緑地課長	区画整理課長	都市開発課長
市街地整備課長	上水道整備課長	下水道整備課長
教育部総務課長	文化財保護課長	

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

2. 伊勢崎市都市計画審議会への諮問及び答申

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

伊都第 307 号
令和3年3月11日

伊勢崎市都市計画審議会 会長 様

伊勢崎市長 菅 泰 雄
(都市計画部都市計画課)

都市計画の諮問について (依頼)

下記のとおり、貴会に諮問いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

記

(諮問事項)

その他案件

議案第1号 伊勢崎市都市計画マスタープラン改定について

－ 以 上 －

令和3年3月26日

伊勢崎市長 菅 泰雄様

伊勢崎市都市計画審議会
会長 森田 哲夫

答 申 書

伊勢崎市都市計画審議会条例第2条の規定により、令和3年3月11日付、伊都第307号で諮問のありました下記の諮問事項について、原案のとおり可決したので答申します。

記

(諮問事項)

その他案件

伊勢崎市都市計画マスタープラン改定について

— 以上 —

3. 都市づくり指標一覧

第2次伊勢崎市総合計画後期基本計画（令和2年3月末時点）で定めている都市づくりに係わる主な指標は、以下のとおりです。

●第2次伊勢崎市総合計画後期基本計画（令和2年3月策定 計画期間：2020～2024年度）

関連する都市づくりの方針	指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
土地利用	土地区画整理事業完了地区の割合	82.0%	91.2%
	新たに指定する地域地区などの延べ面積	202.3ha	3,146.1ha
都市施設 (道路)	都市計画道路の供用率	62.5%	63.6%
	市道の改良率	58.5%	61.2%
	橋りょうの改修率	18.8%	26.8%
	交通事故発生件数	1,756件	1,160件
都市施設 (公共交通)	コミュニティバス利用者数	302,558人	350,000人
都市施設 (公園)	市民一人当たりの公園面積	9.42㎡	9.79㎡
	公園愛護会団体数	102団体	108団体
都市施設 (下水道)	汚水処理人口普及率	66.8%	82.2%
都市施設 (上水道)	基幹・重要管路の耐震化率	18.2%	32.6% (令和4年度)
住環境	市営住宅の特定目的別分散入居率	50.0%	57.0%
	防犯灯設置数	15,186基	17,900基
自然環境	BOD値（生物化学的酸素要求量）	広瀬川 2.6 mg/L 粕川 3.0 mg/L 早川上流 1.5 mg/L	広瀬川 3.0 mg/L 粕川 2.0 mg/L 早川上流 2.0 mg/L
都市防災	避難所の耐震化率	94.8%	100%
観光・レクリエーション	観光入込客数	342万人	390万人

4. 用語の解説

あ

● 沿道型の商業業務施設（えんどうがたのしょうぎょうぎょうむしせつ）

幅員の広い幹線道路の沿道などに立地する商業施設や業務施設のこと。主に自動車での来店を前提としていることから、駐車スペースが広く確保される場合が多くなっている。大規模で多様な業種が複合している場合が多いことから、自動車が利用できる人にとっては、買物などの利便性が非常に高い施設といえる。

か

● カーシェアリング（かーしえありんぐ）

利用者間で特定の自動車を共同で利用すること。

● 開発許可制度（かいはつきよかせいど）

都市計画法における開発行為（土地の区画形質の変更）に対する許可制度。

● 合併処理浄化槽（がっぺいしよりじょうかそう）

トイレ、浴槽、台所など、全ての生活排水の処理を行い排水するための設備。

● 幹線道路（かんせんどうろ）

周辺都市との間を結ぶ道路や都市内の道路網の「幹」となる道路をいい、大量の交通を処理するため、一般に道路の幅員が広く、車線数が多くなっている。

● 基盤整備（きばんせいび）

「基盤」とは、「社会資本」と同じ意味で用いられる言葉で、学校、病院、道路、橋梁、鉄道、上水道、下水道、電気、ガス、電話など、市民の快適な生活や企業などの円滑な経済活動を支えるために必要不可欠な社会的・経済的な施設・設備などのこと。

「基盤整備」とは、これら「基盤」を整備することをいう。

● 狭あい道路（きょうあいどうろ）

幅員が4m未満の狭い道路。通行だけでなく、防災や環境などの観点から拡幅が必要な道路がある。

● 居住調整地域（きょじゅうちようせいちいき）

居住誘導区域内などにおいて住宅地化を進める、または居住誘導区域外での開発を抑制することで将来的に道路や水道等の公共投資を軽減すること等を目的に、立地適正化計画の区域のうち、市街化調整区域ではない居住誘導区域外に定めることができる区域。

居住調整地域が定められた区域は、一定規模以上の住宅の開発行為と建築等行為に、開発許可制度が適用される。

第1章

● 居住誘導区域（きょじゅうゆうどうくいき）

人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、日常生活のサービスや公共交通、また地域コミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域。

第2章

● 緊急輸送道路（きんきゅうゆそうどうろ）

大規模災害時の道路の寸断に備え、緊急輸送を確保するため、主要な防災拠点や輸送拠点を結ぶ道路。県が防災計画に定めるほか、市が指定する道路がある。

第3章

● 区域区分（くいきくぶん）

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度。

● グリーンスローモビリティ（ぐりんすろーもびりてい）

時速 20 k m 未満で公道を走る事が可能な 4 人乗り以上の電動パブリックモビリティ。

第4章

● 建築協定（けんちくきょうてい）

土地の所有者が一定の区域内の建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠建築設備に関する基準を定めるもの。

第5章

● 交通結節機能（交通結節点）（こうつうけっせつきのう（こうつうけっせつてん））

鉄道やバスなどの様々な交通手段を結びつけ、相互の円滑な利用を促す役割のことを「交通結節機能」といい、鉄道駅やバスターミナル、インターチェンジなど、その役割を担う場所を「交通結節点」という。

第6章

● コミュニティサイクル（こみゆにていさいくる）

相互利用可能な複数のサイクルポートが設置され、面的な都市交通に供されるシステム。

● コミュニティ道路（こみゆにていどうろ）

歩行者の通行空間が設けられ、自動車、自転車の通行空間度とは物理的に分離されている道路。歩行者や自転車の安全性・快適性を考慮して、凸部や狭窄部、屈曲部などに自動車の速度を抑制する構造が設けられる。

第7章

● コミュニティバス

地域住民の移動の交通利便性向上のため、公共施設や鉄道駅などを結ぶ路線で市が運行しているバス。

資料編

さ

● 砂防指定地（さぼうしていち）

砂防法に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定した土地の区域。

● 市街化区域（しがいかくいき）

市街化を促す区域のことで、都市計画区域の中で既に市街地を形成している一団の区域や、今後、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。市街化区域には、土地利用を適切に誘導するために用途地域を指定することになっている。

● 市街化調整区域（しがいかちょうせいくいき）

自然環境や農業などを保全するために、市街化を抑制する区域。原則として用途地域を定めず、開発行為等は許可を受けなければ行うことができないことになっている。

● 市街地開発事業（しがいちかいはつじぎょう）

都道府県や市町村、地権者による組合などが事業主体となって、建物や施設を単体で建築するだけでなく、道路や公園などの公共施設と併せて宅地開発を行うもので、一定の広がりのある地域を面的に開発する事業のこと。（土地区画整理事業も市街地開発事業に該当。）

● 史跡田島弥平旧宅（しせきたじまやへいきゅうたく）

蚕の飼育法「清涼育」を完成させた田島弥平の旧宅。住居兼蚕室の主屋は、文久3年(1863年)に建築し近代養蚕農家の原型となった。平成24年に国史跡に指定され、平成26年に世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」として登録された。

● 自動運転バス（じどううんてんばす）

運転士による運転データを踏まえ、GNSS（全球測位衛星システム）や車両に搭載したセンサー、デジタル地図を利用し、自車の位置情報や周囲を検知しながら既定のルートを自動で走行するバスのこと。

● 循環型社会（じゅんかんがたしゃかい）

「循環型社会形成推進基本法」（2000年）によって広く認知されるようになった言葉で、同法2条で「(1)製品等が廃棄物等になることが抑制され、(2)製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、(3)循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、循環への負荷ができる限り低減される社会」と定義されている。

● 白地地域（しろじちいき）

非線引き都市計画区域の中で、用途地域が指定されていない区域。

第1章

● スマートインターチェンジ（すまーといたんちえんじ）

高速道路のパーキングエリアやサービスエリアに設置する、ETC 専用インターチェンジのこと。（※ ETC：高速道路利用時に料金所での支払いの簡素化と通過を容易にするため、自動で料金を精算するシステム）

第2章

● 生活道路（せいかつどうろ）

地区に住む人が地域内の移動あるいは地区から幹線道路（主に国道や県道などで通過交通を担う道路）に出るまでに利用する道路。

第3章

● 線引き都市計画区域（せんびきとしけいかくいき）

区域区分（市街化を促す区域と抑制する区域に区分）が導入された都市計画区域。

● ゾーン30（ぞーん30）

歩行者や自転車などの安全を確保するため、市街地の住宅街など生活道路が密集する区域を指定し、交通標識や路面表示などを整備することで、その区域での自動車の最高速度を時速30キロに制限する交通規制。

第4章

た

● 地域地区（ちいきちく）

地域又は地区を単位として土地利用を利用目的によって区分し、建築物などについて必要な制限を課すことで、一体的かつ合理的な土地利用を実現するもの（用途地域や特別用途地区、特定用途制限地域など）。

第5章

● 地区計画（ちくけいかく）

身近な地区の特性に応じたまちづくりを目指し、住民と市が協力して定めることのできる、都市計画法に規定のある制度。地区の目標や方針を定めるほか、公園や道路などの施設の配置、建築物の用途や建て方など、まちづくりの具体的な内容について、地区の特性に応じてきめ細かなルールを定めることが可能となっている。

第6章

● 地籍調査（ちせきちょうさ）

土地の一筆ごとの所有者、地番、地目などの調査と、境界の位置、面積を測量する調査を行い、正確な地図（地籍図）と簿冊（地籍簿）を作成する調査。

第7章

● 超小型モビリティ（ちょうこがたもびりてい）

自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる1人～2人乗り程度の車両。

● 通過交通（つうかこうつう）

ある一定の範囲の中に、出発地または到着地を持たない交通のこと。

● 低炭素まちづくり（ていたんそまちづくり）

二酸化炭素の排出量が少ない産業・生活システムによるまちづくりに向けた取組の総称。

資料編

- **デジタルサイネージ（でじたるさいねーじ）**
屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアの総称。
- **デマンド交通（でまんどこうつう）**
予約型の運行形態の輸送サービス。
- **特定目的別分散入居（とくていもくてきべつぶんさんにゆうきよ）**
高齢者や障害者、子育て世帯など、住宅の確保に困窮する世帯を対象に、一定の枠を設けて分散的に公営住宅の入居者を募集する制度。
- **特定用途制限地域（とくていようとせいげんちいき）**
非線引き都市計画区域の用途地域を定めていない地域において、良好な環境を形成・保持するために、環境に支障を与えるおそれのある建築物等を定め、その立地を規制する地域。
- **特別用途地区（とくべつようちく）**
都市計画法に決められた用途地域は、規制内容も都市計画法と建築基準法により全国一律に定められていることから、地域の実態に即した規制が難しい場合がある。このため、用途地域内において、地域の実情にあわせて、地方公共団体の条例により建築物の建築を規制・緩和できるようにした地区。
- **特別緑地保全地区（とくべつりょくちほぜんちく）**
都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為を制限することにより現状凍結的に保全する制度。
- **都市型水害（としがたすいがい）**
都市部では、地面の大部分が建物やアスファルトなどに覆われており、雨水が地下にしみ込みにくいことから、大雨や集中豪雨の際に排水が追いつかずに宅地や道路にあふれ出し、地下室などに流れ込むなど被害が大きくなることもある。このような都市部特有の水害のこと。
- **都市機能誘導区域（としきのうゆうどうくいき）**
医療・福祉・商業などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの生活関連サービスの効率的な提供を図る区域。
- **都市基盤施設（としきばんしせつ）**
都市のさまざまな活動を支える最も基本となる施設で、道路や鉄道等の基幹交通施設、上下水道、電気、ガス等の供給処理施設、情報通信施設、公園等の施設全般のこと。
- **都市計画（としけいかく）**
都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画のこと。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

- 都市計画基礎調査（としけいかくきそちょうさ）

おおむね5年ごとに、都市計画区域について、人口、産業、市街地面積、土地利用、交通量などの現況と将来の見通しについて行っている調査。

- 都市計画区域（としけいかくくいき）

市街地から郊外の農地や山林のある田園地域に至るまで、人や物の動き、都市の発展を見通し、地形などからみて、「一体の都市として総合的に整備、開発及び保全」すべき区域として都道府県が指定する区域。

- 都市計画道路（としけいかくどうろ）

目指すべき都市像の実現に向けて必要となる、円滑な都市活動と良好な都市環境を確保するための道路網を、土地利用や交通などの現在や将来の状況を考慮して都市計画で定めた道路。

- 都市下水路（としげすいろ）

主として市街地(公共下水道の排水区域外)において、専ら雨水排除を目的とするもので、終末処理場を有しないもの。

- 都市公園（としこうえん）

都市計画で定める公園・緑地で都道府県や市町村が設置するもので、都市計画区域内において設置する公園・緑地をいう。また、国が、国家的な記念事業として、また固有の優れた文化的資産の保存や活用のために設置する都市計画施設である公園・緑地をいう。

- 都市構造（としこうぞう）

都市の骨格を形成する、土地利用、幹線道路、主要施設などの配置や形態を示すもの。

- 土地区画整理事業（とちくかくせいりじぎょう）

美しい市街地を造ることを目的に、道路の拡幅や水路・公園の設置など公共施設の整備改善と土地の形を整えることによって、住みやすい街に造りかえる事業。

な

- 農業集落排水（のうぎょうしゅうらくはいすい）

農村部を対象として、農業用水の水質保全や農村における生活環境の改善などを目的として、家庭からの生活雑排水とトイレのし尿などの汚水等を一括して処理する下水処理施設。

- 農業振興地域（のうぎょうしんこうちいき）

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づき、農業の近代化、公共投資の計画的推進など、総合的に農業の振興を図る必要がある地域について、知事が指定する地域。

- ノーマライゼーション（のーまらいぜーしょん）

障害の有無や年齢などに関わらず、あらゆる人がともに住み、生活できる社会が普通の社会のあり方であるという考え方のこと。

は

- パークアンドバスライド（ぱーくあんどばすらいど）

自家用車を使用して移動し、バス停周辺に設けられた駐車場に駐車（＝パーク）して、路線バス・高速バス、イベント会場までのシャトルバス等により乗り換えて（＝ライド）、目的地まで移動すること。

- パークアンドライド（ぱーくあんどらいど）

最寄り駅等までは自家用車を使用して移動し、公共交通機関周辺に設けられた駐車場に駐車（＝パーク）して、電車やバスにより乗り換えて（＝ライド）、目的地まで移動すること。

- ハザードマップ（はざーどまっぷ）

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

- バリアフリー（ばりあふりー）

障害のある人や高齢者などが生活する上で行動の妨げになる障壁を取り去った空間のこと。

- ヒートアイランド（ひーとあいらんど）

都市の気温が周囲よりも高くなること。

- 非線引き都市計画区域（ひせんびきとしけいかくくいき）

区域区分（市街化を促す区域と抑制する区域に区分）の定めがない都市計画区域。

- ビッグデータ（びっぐでーた）

ICTの進展により生成・収集・蓄積が可能・容易になった多量かつ多様なデータで、分析することにより新たな価値を生み出す可能性があるもの。

- 歩車共存道路（ほしゃきょうぞんどうろ）

歩行者・自転車・自動車の通行空間が同一平面上にあり、物理的に分離されていない道路。歩行者や自転車の安全性・快適性を考慮して、凸部や狭窄部、屈曲部などに自動車の速度を抑制する構造が設けられる。

- ほ場（ほじょう）

作物を栽培する田畑などの農地のこと。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

ま

● 無電柱化（むでんちゅうか）

電線を地下に埋設することにより、電柱や電線がない道路にすること。

や

● ユニバーサルデザイン（ゆにばーさるでざいん）

文化・言語の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計・デザインのこと。「バリアフリー」の概念の発展形で、「できるだけ多くの人利用可能であるようなデザインにすること」を基本的な考えとしており、デザイン対象を障害者等に限定していない点が一般にいわゆる「バリアフリー」とは異なっている。

● 用途地域（ようちいき）

土地の使われ方の混在を防ぐことを目的として、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定める地域の総称で、第一種低層住居専用地域など13種類が定められている。なお、用途地域内では、主に建築基準法令の規定により、建築できる建物の用途や、建物の大きさなどが制限される。

● 予防保全（よぼうぼぜん）

既存インフラを効率的かつ適切に維持・更新していくために、早期発見・補修により、施設全体の長寿命化を図ること。

ら

● 立地適正化計画（りっちてきせいかけいかく）

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通などのさまざまな都市機能の誘導により、持続可能な都市構造の再構築を目指したマスタープランであり、市町村が必要に応じて策定する計画。

その他

● I o T

Internet of Things の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというもの。

● I C T

Information and Communication Technology の略で、電話、メール、インターネット、放送など、情報や通信に関する技術の総称。

- **M a a S**

Mobility as a Service の略。出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な移動手段をシームレスに一つのアプリで提供するなど、移動を単なる手段としてではなく、利用者にとっての一元的なサービスとして捉える概念。

- **N P O**

Non Profit Organization の略で、民間や一般の市民により自主的に構成された営利を目的としない活動を行う組織。

- **S N S**

Social Networking Service の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。

- **4 R**

リフューズ(Refuse : 断る・発生抑制)、リデュース(Reduce : 減らす・排出抑制)、リユース(Reuse : 再使用)、リサイクル(Recycle : 再資源化) の頭文字による、循環型社会のための基本的な考え。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

伊勢崎市
都市計画
マスタープラン

